成田市地域防災計画

令和６年度修正

災害応急対策編　－　震 災 対 策 計 画

成田市防災会議

目　　次

第１章 震災対策計画 震-1
　第１節 災害応急活動体制 震-1
　　１ 市職員の配備 震-1
　　２ 警戒体制 震-2
　　３ 非常体制 震-4
　　４ 災害対応拠点設置予定場所 震-13
　　５ 災害対策本部廃止後の体制 震-15
　第２節 災害救助法の適用 震-16
　　１ 災害救助法の適用基準・条件 震-16
　　２ 災害救助法の適用手続き 震-17
　　３ 災害救助法による救助の内容及び実施者等 震-18
　　４ 災害救助法が適用された場合の事務等 震-19
　第３節 情報の収集・伝達 震-20
　　１ 通信の確保 震-20
　　２ 地震情報の収集・伝達 震-21
　　３ 災害情報等の収集 震-23
　　４ 情報のとりまとめ、報告 震-25
　　５ 広報活動 震-29
　　６ 報道機関への対応 震-31
　　７ 住民相談 震-32
　第４節 救急救助・消防・水防活動 震-34
　　１ 救急救助活動 震-34
　　２ 消防活動 震-36
　　３ 水防活動 震-37
　第５節 災害警備・防犯対策 震-38
　　１ 災害警備 震-38
　　２ 防犯対策 震-39
　第６節 交通の確保・緊急輸送 震-40
　　１ 緊急輸送道路の確保 震-40
　　２ 緊急通行車両等の確認 震-42
　　３ 運転者のとるべき措置 震-43
　　４ 緊急輸送 震-44
　第７節 避難対策 震-46
　　１ 避難指示等 震-46
　　２ 自主避難 震-48
　　３ 避難誘導 震-48
　　４ 避難所の開設 震-49
　　５ 避難所の運営 震-51
　　６ 避難所外避難者への支援 震-55
　　７ 広域一時滞在 震-55
　第８節 応急医療・救護活動 震-57
　　１ 医療救護活動 震-57
　　２ 避難所における医療救護活動 震-60
　　３ 医薬品等の確保 震-61

第９節 防疫・清掃・廃棄物処理 震-62
１ 防疫活動 震-62
２ し尿の処理 震-63
３ 障害物の除去 震-64
４ 廃棄物の処理 震-65
５ 環境汚染の防止対策等 震-66
６ 動物対策 震-67
第１０節 行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬 震-68
１ 行方不明者の捜索 震-68
２ 遺体の処置 震-68
３ 遺体の埋火葬 震-70
第１１節 生活救援 震-72
１ 給水 震-72
２ 食料の供給 震-75
３ 生活必需物資の供給 震-76
第１２節 二次災害の防止 震-79
１ 被災建築物の応急危険度判定 震-79
２ 被災宅地危険度判定 震-80
３ 崖地の危険防止 震-81
４ 危険物施設等対策 震-81
第１３節 災害派遣・応援要請 震-82
１ 公共的団体及び民間団体への協力依頼 震-82
２ 広域応援受け入れ 震-83
３ 自衛隊の災害派遣・受入れ 震-83
４ 自治体等への応援要請 震-85
５ 消防の広域応援要請・受入れ 震-87
６ 水道・下水道事業体の相互応援 震-87
７ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請 震-87
第１４節 ライフライン施設等の応急対策 震-88
１ 上水道施設 震-88
２ 下水道施設 震-89
３ 電力施設 震-89
４ ガス施設 震-91
５ 通信・放送施設 震-92
６ 道路・橋梁 震-93
７ 鉄道施設 震-94
８ 空港施設 震-95
９ その他の公共施設 震-97
第１５節 保育・文教対策 震-99
１ 保育園等の応急対策 震-99
２ 学校等の応急対策 震-100
３ 社会教育施設等の応急対策 震-102
第１６節 住宅対策 震-104
１ 住家の被害認定調査・罹災証明の発行 震-104
２ 被災住宅の応急修理 震-105

３ 住宅の解体 震-105
４ 応急仮設住宅の供与等 震-105
第１７節 ボランティアへの対応 震-107
１ 受入体制の確立 震-107
２ ボランティア活動 震-108
３ ボランティア活動への参加の呼びかけ 震-109
第１８節 要配慮者への対応 震-110
１ 要配慮者の安全確保 震-110
２ 要配慮者への支援 震-111
３ 福祉避難所の開設 震-112
４ 社会福祉施設入所者への支援 震-112
第１９節 帰宅困難者等対策 震-113
１ 一斉帰宅抑制の呼びかけ 震-113
２ 大規模集客施設、駅等における対応 震-113
３ 帰宅困難者等の把握と情報提供 震-114
４ 一時滞在施設の開設及び施設への誘導 震-114
５ 徒歩帰宅支援等 震-114
第２０節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 震-115
１ 総則 震-115
２ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域 震-115
３ 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 震-115
４ 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 震-115
５ 関係者との連携協力の確保に関する事項 震-115
６ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項 震-116
７ 防災訓練に関する事項 震-116
８地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 震-116

第１章 震災対策計画

第１節 災害応急活動体制

項　　目	担　　当
１ 市職員の配備	市各部
２ 警戒体制	市各部
３ 非常体制	市各部
４ 災害対応拠点設置予定場所	市各部
５ 災害対策本部廃止後の体制	市各部

■対策の基本方針

- 東日本大震災では、計画通りの迅速な体制が確保できなかったことから、その教訓を踏まえ、災害対策本部は、より柔軟な対応が可能なように部を単位として活動する。
- 市内の震度等の発表状況により、配備基準に応じた活動体制をとる。
- 職員は、配備基準及び事務分掌を把握し、勤務時間外にも速やかに参集し災害応急活動に着手できるようにする。

1 市職員の配備

（１）配備基準

市内で地震を観測した場合、震度等の状況に応じて、職員は以下の配備体制をとる。

■市職員の配備基準

配備種別		配備基準	災害対策本部の設置
警戒体制	警戒配備	○ 市内の震度が「５弱」を記録したとき（自動配備） ○ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき ○ 市内で長周期地震動の階級３以上を記録したとき（自動配備）	災害対策本部を設置せずに、総務部長指揮の下、平常時での体制で活動に当たる。
非常体制	第１配備	○ 市内の震度が「５強」を記録したとき（自動配備） ○ 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき	災害対策本部を設置し、本部長指揮の下、配備基準に応じた配備体制で活動に当たる。
	第２配備	○ 市内の震度が「６弱」を記録したとき（自動配備） ○ 地震により市域で局地的災害が発生したとき ○ 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき	
	第３配備	○ 市内の震度が「６強」以上を記録したとき（自動配備） ○ 市内全域に大規模な災害が発生したとき ○ 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき	

（２）職員の服務

すべての職員は、以下の事項を遵守する。

ア　配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。

イ　勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。

ウ　不急の行事、会議、出張等を中止する。

エ　正規の勤務時間が終了しても所属長の指示があるまで退庁せず待機する。

オ　災害現場に出動する場合は、市の腕章及び名札を着用する。

カ　自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

（３）職員の配置

各部長は、災害対策の事務分掌に基づき、職員の参集状況に応じて、以下の点に留意して部組織の編成及び職員の配置を行う。

ア　所属先以外の施設に参集した職員の活動

イ　職員の交替時期・方法

ウ　高次の配備態勢に移行できる体制の準備

なお、部長が不在の場合は、参集職員の中で上位の者が代行し、部長が参集したときに直ちにそれまでにとった措置を報告して職務を引き継ぐ。

各部長は、災害の状況により配備態勢以上の職員が必要と認める場合は、総務部長を通じて他の部の職員の派遣協力を求める。総務部長は、市各部からの職員の派遣協力要請に対し、職員の参集状況を勘案し、各部長と協議のうえ、職員の派遣協力体制を調整する。

２ 警戒体制

警戒体制は、市域において震度５弱（警戒配備）の地震が発生した場合、平常時の体制で市域における被害の情報収集、関係機関との連絡調整、被害が発生した場合の対応等の活動を行う。

（１）警戒体制の配備

ア　活動概要

警戒体制の配備種別、活動内容、指揮者及び配備を要する部署は、以下のとおりである。

■警戒体制の活動概要

配備種別	活動内容	指揮者	配備を要する部署
警戒配備	○　災害情報の収集・伝達 ○　関係機関との連絡調整 ○　災害応急活動 ○　必要に応じて避難所の開設	総務部長	・企画政策部（広報課） ・総務部（危機管理課、総務課、行政管理課、管財課、契約検査課） ・市民生活部（下総・大栄支所） ・土木部（土木課、道路管理課、下水道課） ・経済部（農政課） ・水道部（業務課、工務課） ・消防本部（消防計画による） ・その他の部（必要に応じて） ・教育部及び避難所の施設所管課、避難所担当職員（避難所を開設する場合）

イ　配備場所

職員は、原則として通常の勤務場所においてそれぞれの災害応急活動を実施する。

ウ　体制の配備手順

配備基準に定める震度の地震が発生したとき、指揮者は警戒体制を配備し、市長に報告する。

エ　指揮

総務部長が指揮をとる。

（２）職員の動員

市が配備体制を通知する場合は、以下のように行う。

ア　勤務時間内の動員

原則、庁内システムを用いて通知する。

イ　勤務時間外の動員

■震度５弱の「警戒体制」における動員

○　職員は、テレビ、ラジオなどから関連情報を入手し、自己の判断で自主的に参集することを基本とする。 ○　参集対象となっていない職員であっても、配備拡充に備え、連絡がとれる態勢で待機する。

ウ　避難所担当職員の動員基準及び任務

市は、以下の状況に該当する場合、避難所担当職員を各避難所に派遣し、施設管理者、自主運営組織（避難所運営委員会）等と連携して、避難所開設・運営の支援を行う。

なお、避難所担当職員の負担を考慮し、必要に応じてローテーションによる職員の配置換えを検討する。

■避難所担当職員の動員基準

○　震度６弱以上の場合 ○　震度５強であり、避難者が来所する見込みがあり、指定避難所等の開設の必要があると本部長が認めた場合 ○　そのほか、避難所担当職員が参集する必要があると本部長が認める場合

■避難所担当職員の主な任務

○　避難所の安全確認及びその周辺の被害状況の確認に関すること。 ○　避難所の開設に関すること。 ○　避難者の受入れに関すること。 ○　災害対策本部と避難所との連絡調整等に関すること。 ○　避難所運営の支援に関すること。 ○　災害対応上必要な事項に関すること。

（３）参集時の留意事項

ア　参集方法

① 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの災害対応拠点に参集し、その旨を所属長に連絡する。この場合、参集手段が確保されるまでは、各施設の責任者の指示に基づいて災害応急活動に従事する。

② 病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属長へ連絡する。

③ 緊急に参集する際は、作業服又は作業に適する服装を着用し、特に指示があった場合を除き、身分証明書、食料、飲料水、ラジオ、懐中電灯等をできる限り持参する。

④ 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長に報告する。

イ　参集報告

市各部は、職員の参集状況を記録し、所定の様式で危機管理課に報告する。危機管理課は、情報を取りまとめ、総務部長に報告する。

＜資料編【様式】１－１－１　職員動員報告書＞

＜資料編【様式】１－１－２　参集途上の被害状況報告＞

（４）警戒体制における活動業務

警戒体制における各活動業務は「災害応急対策編 第１章 第１節 ３（４）災害対策本部の組織編成、事務分掌」に準ずる。

（５）警戒体制の解除

指揮者は、市域に大きな被害が発生していないときは、市各部と協議のうえ、警戒体制を解除する。また、二次災害の発生等により、警戒体制から非常体制に移行する必要が生じたとき警戒体制を解除する。

■警戒体制の参集報告手順

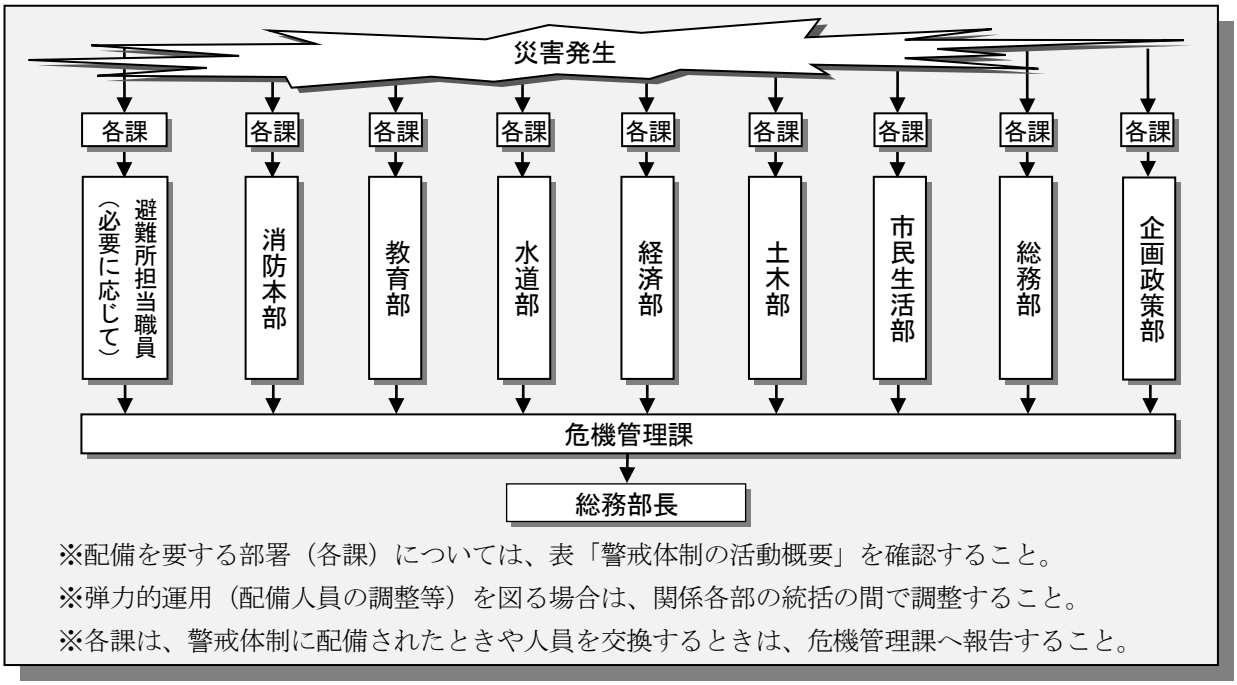

※配備を要する部署（各課）については、表「警戒体制の活動概要」を確認すること。
※弾力的運用（配備人員の調整等）を図る場合は、関係各部の統括の間で調整すること。
※各課は、警戒体制に配備されたときや人員を交換するときは、危機管理課へ報告すること。

３ 非常体制

市長は、市域で地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、非常体制をとり、災害対策基本法第 23 条第１項の規定及び成田市災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置するとともに本部員会議及び市各部を統括し、災害対策本部の運営に当たる。

（１）非常体制の配備

非常体制の配備種別、活動内容、指揮者及び配備を要する部署は、以下のとおりである。

■非常体制の活動概要

配備種別	活動内容	指揮者	動員対象職員
第１配備	被害の発生又は発生が予想される災害に対応するため、情報収集・避難広報、救急救助、医療救護、輸送、道路規制・啓開、崖地点検、下水道対応、避難所の運営等の応急対策活動に即応できる職員を配備して活動する。	本部長	「災害対策本部動員表」による。
第２配備	第１配備を強化して対処する体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長が定める。	本部長	「災害対策本部動員表」による。
第３配備	市の組織及び機能のすべてをあげて対処する配備とし、その所要人員は全職員とする。	本部長	全職員とする。

※災害対策本部動員表は、市各部より報告を受けた「災害対策本部動員計画」に基づき、対策本部事務局が作成し、職員に配布する（災害対策本部の動員に関する詳細は、「共通編 第２章 第７節 １（２）初動体制の確立」を参照のこと。）。
※配備基準に照らして第１配備をとった場合、第１配備の中でローテーションをしながら災害業務に従事すること。第２配備は第１配備に対しての増員・増強であり、第１配備・第２配備で交互にローテーションを組むものではないことに留意すること。

ア　配備場所

職員は、原則として通常の勤務場所においてそれぞれの災害応急活動を実施する。

イ　体制の配備手順

配備基準に定める震度の地震が発生したとき、指揮者は非常体制を配備する。

ウ　指揮

本部長が指揮をとる。

（２）職員の動員

市が配備体制を通知する場合は、以下のように行う。

ア　勤務時間内の動員

原則、庁内システムを用いて通知する。

イ　勤務時間外の動員

■震度５強以上の「非常体制」における動員

○　職員は、テレビ、ラジオなどから震度情報を入手し、自己の判断で自主的に参集することを基本とする。 ○　判断が必要な場合は、「職員招集システム」又は「災害対策本部動員表」に基づき参集する。 ○　震度６強以上の場合は、全職員が自主参集する。

ウ　避難所担当職員の動員基準及び任務

「本節　２（２）ウ 避難所担当職員の動員基準及び任務」に準ずる。

（３）参集時の留意事項

ア　参集方法

「本節　２（３）ア 参集方法」に準ずる。

イ　参集報告

市各部は、職員の参集状況を記録し、所定の様式で企画政策部に報告する。企画政策部は、情報を取りまとめ、総務部（総務課長）に報告する。

総務部は、全体の状況をとりまとめ、総務部長を通じて、本部長（市長）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、災害発生当日は１時間ごととする。

＜資料編【様式】１－１－１　職員動員報告書＞

■非常体制の参集報告手順

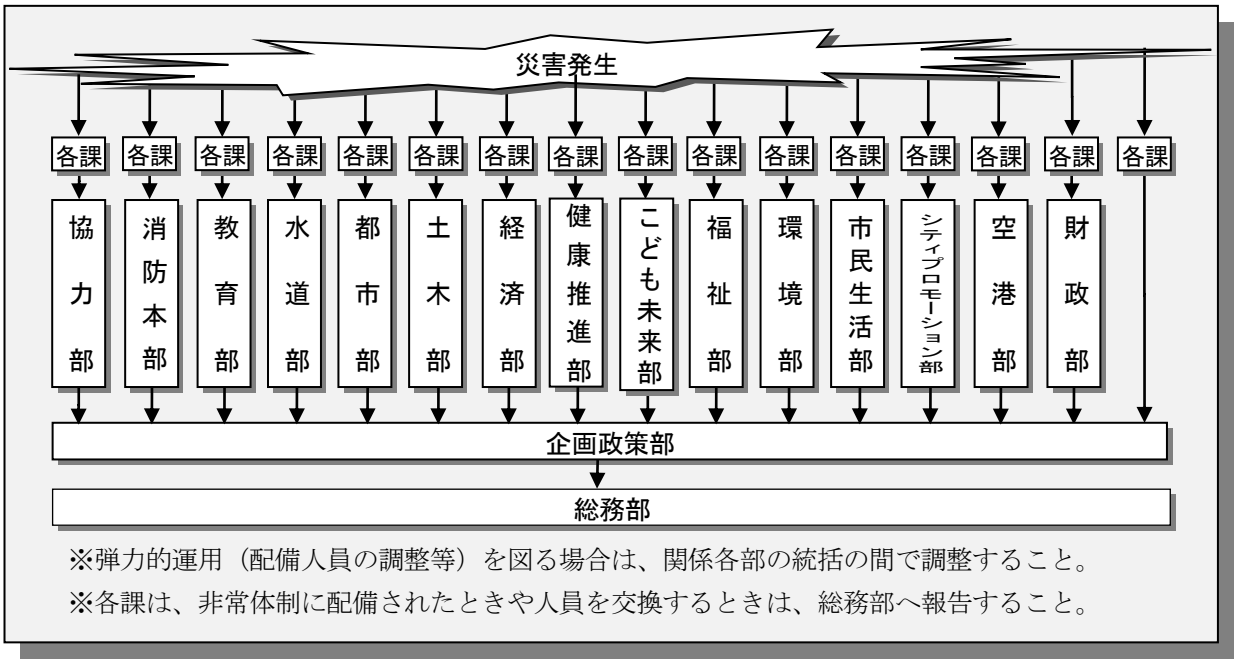

※弾力的運用（配備人員の調整等）を図る場合は、関係各部の統括の間で調整すること。

※各課は、非常体制に配備されたときや人員を交換するときは、総務部へ報告すること。

（４）災害対策本部の組織編成、事務分掌

市の災害対策本部の組織編成及び市各部の事務分掌は、以下のとおりである。

■災害対策本部の組織編成

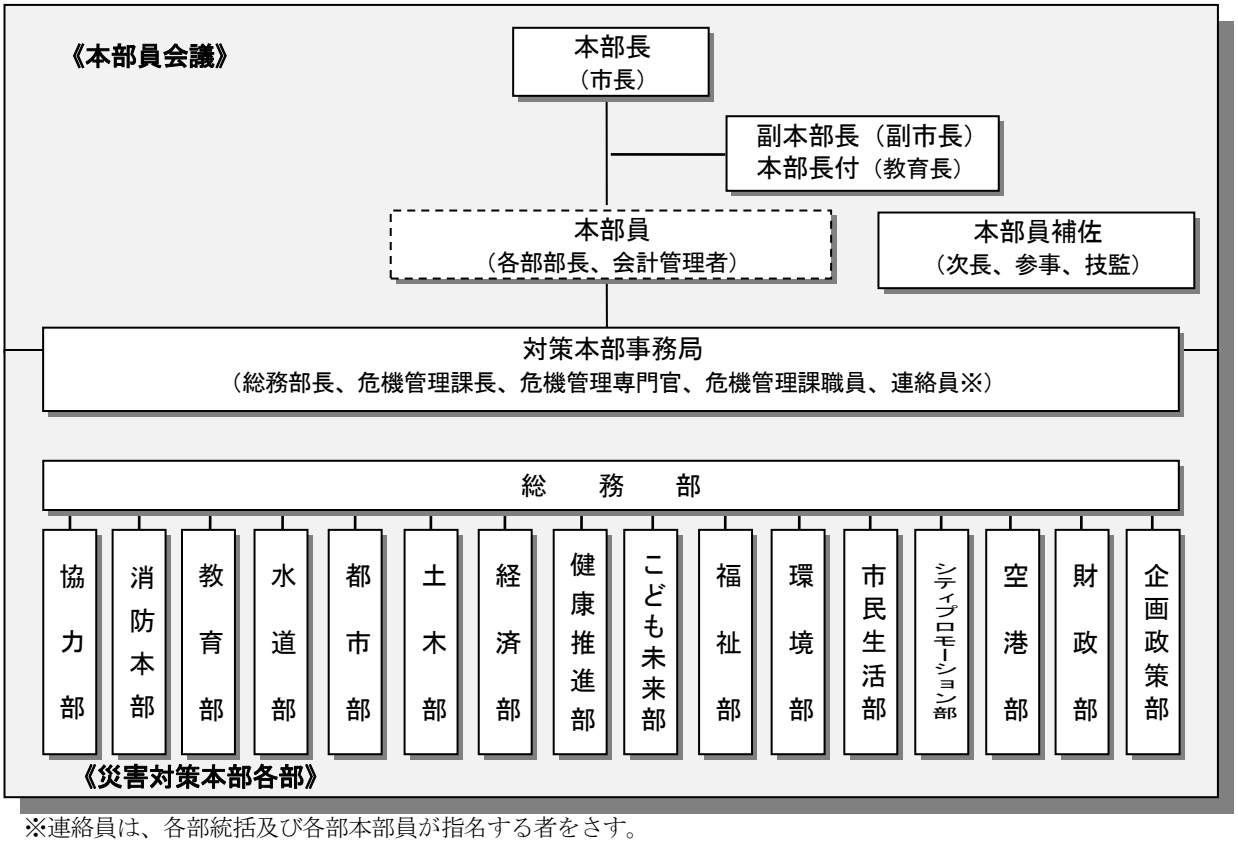

※連絡員は、各部統括及び各部本部員が指名する者をさす。

■災害対策本部各部構成一覧

部	部事務局	部構成課
総　務　部	総務課	行政管理課、管財課、契約検査課
企画政策部	企画政策課	国家戦略特区推進課、秘書課、広報課、人事課
財　政　部	財政課	市民税課、資産税課、納税課
空　港　部	空港地域振興課	空港対策課
シティプロモーション部	観光ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ課	スポーツ振興課、文化国際課
市民生活部	市民課	保険年金課、市民協働課、交通防犯課、下総支所、大栄支所
環　境　部	環境計画課	環境対策課、クリーン推進課、環境衛生課
福　祉　部	社会福祉課	高齢者福祉課、障がい者福祉課、介護保険課
こども未来部	こども政策課	子育て支援課、保育課（幼稚園を含む）
健康推進部	地域医療政策課	健康増進課
経　済　部	商工振興企業立地課	農政課、卸売市場
土　木　部	土木課	道路管理課、建築住宅課、下水道課
都　市　部	都市計画課	市街地整備課、公園緑地課
水　道　部	業務課	工務課
教　育　部	教育総務課	学校施設課、教育指導課、学務課、学校給食センター、生涯学習課、公民館、図書館
消防本部	消防総務課	予防課、警防課、救急課、消防署
協　力　部	会計室	議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局

■災害対策本部の事務分掌

区分	事務分掌
部事務局共通	・部内の情報収集、集約に関すること ・部内への指令等の伝達に関すること ・本部への報告に関すること
市各部共通事項	・所掌事務に必要な情報の収集・整理、業務記録簿（災害救助法業務の台帳作成を含む）の作成に関すること ・所掌事務に必要な資機材の調達に関すること ・所掌事務に関係する機関・団体との連絡調整及び応援に関すること ・所掌事務に関係する専門ボランティアとの調整に関すること ・管理施設の保全、利用者の安全確保に関すること ・管理施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること ・避難所の開設・運営支援に関すること ・避難所外避難者の支援に関すること ・管理施設に災害対策拠点（救護所、食料・物資集配拠点、臨時ヘリポート等）が設置される場合の設置・運営の協力に関すること ・市各部の応援に関すること ・その他、本部長の特命事項に関すること

【部】 ◎部　長 ■部事務局	構成課	事務分掌
【対策本部事務局】 ◎総務部長	危機管理課長 危機管理専門官 危機管理課職員 市各部統括 市各部本部員が指名する者	・災害対策本部の設置・運営に関すること ・県等への応援要請、連絡調整に関すること ・避難指示等の発令に関すること ・災害対策の総合調整に関すること ・地震・気象情報の監視、警報等の伝達に関すること
【総務部】 ◎総務部長 ■総務課	行政管理課 管財課 契約検査課	・市各部の事務局との調整に関すること ・本部指令の伝達に関すること ・災害状況の記録・写真撮影・整理に関すること ・市各部が収集した被害情報等の集約・整理・伝達に関すること ・住民からの通報等の受信に関すること ・車両と燃料の確保・管理に関すること ・緊急通行車両の届出に関すること ・市有施設の利用調整(仮設用地、仮置場等)に関すること ・対策本部事務局の運営支援に関すること
【企画政策部】 ◎企画政策部長 ■企画政策課	国家戦略特区推進課 秘書課 広報課 人事課	・災害復興計画の策定に関すること ・本部長及び副本部長の秘書に関すること ・災害視察者及び見舞者の応対に関すること ・広報活動に関すること ・報道機関の対応に関すること ・職員の安否の総括及び登庁状況並びに服務に関すること ・職員の給食及び仮眠設備等の確保に関すること ・防災関係機関等の応援部隊の支援（受入、調整、必要物品の供給等）に関すること ・他自治体等の応援職員の受入に関すること
【財政部】 ◎財政部長 ■財政課	市民税課 資産税課 納税課	・災害対策関係予算その他財務に関すること ・災害見舞金、被災者生活再建支援金の事務の補助に関すること ・被害状況の調査に関すること ・被害家屋認定調査及び罹災証明に関すること ・被災者に対する市税の減免に関すること ・情報収集及び避難広報に関すること

【部】 ◎部　長 ■部事務局	構成課	事務分掌
【空港部】 ◎空港部長 ■空港地域振興課	空港対策課	・帰宅困難者・滞留者への情報提供の補助に関すること ・市内の応急給水の補助に関すること ・広域一時滞在（情報連絡）に関すること
【ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ部】 ◎ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ部長 ■観光ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ課	スポーツ振興課 文化国際課	・帰宅困難者・滞留者への情報提供に関すること ・避難所（運動施設等）の開設・運営支援に関すること ・外国人の安否確認、避難支援に関すること ・帰宅困難者一時滞在施設の開設・運営に関すること
【市民生活部】 ◎市民生活部長 ■市民課	保険年金課 市民協働課 交通防犯課 下総支所 大栄支所	・住民の安否情報に関すること ・災害相談窓口の設置に関すること ・自治会等への情報提供に関すること ・NPO 法人との連絡調整に関すること ・防犯に関すること ・要配慮者の支援に関すること ・交通機関（鉄道・バス）との連絡調整に関すること ・交通規制及び道路情報の収集に関すること ・帰宅困難者・滞留者への情報提供の補助に関すること ・被災者台帳の作成・活用等に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の埋葬（埋葬許可証の交付）に関すること ・避難所の開設・運営支援に関すること
【環境部】 ◎環境部長 ■環境計画課	環境対策課 クリーン推進課 環境衛生課	・し尿（簡易トイレによる収集・処理を含む）・災害廃棄物の収集・処理に関すること ・し尿処理施設・ごみ処理施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること ・トイレ対策の総括（仮設トイレの配置計画を含む）に関すること ・防疫（消毒・駆除）に関すること ・家庭動物対策に関すること ・放浪動物（家畜以外）の捕獲に関すること ・環境汚染に関すること ・放射線対策に関すること ・遺体の処置等に関すること
【福祉部】 ◎福祉部長 ■社会福祉課	高齢者福祉課 障がい者福祉課 介護保険課	・要配慮者の統括及び支援に関すること ・福祉避難所の開設・運営に関すること ・災害ボランティアセンターの設置協力、連絡調整に関すること ・赤十字義援金の受付・保管・配分に関すること ・災害弔慰金の支給等に関すること ・災害見舞金、被災者生活再建支援金に関すること ・災害救助法事務関係の総括に関すること
【こども未来部】 ◎こども未来部長 ■こども政策課	子育て支援課 保育課 （幼稚園を含む）	・保育園等の応急対策に関すること。 ・救護本部の運営補助に関すること ・救護所の運営補助に関すること ・要配慮者（妊産婦・乳幼児等）の支援補助に関すること
【健康推進部】 ◎健康推進部長 ■地域医療政策課	健康増進課	・救護本部の設置・運営に関すること ・救護所に関すること ・県が設置する災害医療本部及び合同救護本部との連携に関すること ・要配慮者（妊産婦・乳幼児等）の支援に関すること ・医薬品・医療材料品等の確保に関すること ・防疫（保健衛生）に関すること

【部】 ◎部　長 ■部事務局	構成課	事務分掌
【経済部】 ◎経済部長 ■商工振興企業立地課	農政課 卸売市場	・大規模小売店舗等との連絡調整に関すること ・食糧・生活必需物資等の調達、避難所等への供給に関すること ・食料・物資集配拠点の設置・管理に関すること ・救援物資の仕分け、避難所等への供給に関すること ・ため池・農業用水路の氾濫等の警戒、二次災害防止に関すること ・放浪動物（家畜）の捕獲に関すること ・農林水産関連の被害調査、応急対策に関すること ・商工業の被害調査、応急対策に関すること ・農林水産関連の復旧対策に関すること ・商工業者の復旧支援に関すること ・被災者の就業援助対策に関すること
【土木部】 ◎土木部長 ■土木課	道路管理課 建築住宅課 下水道課	・道路・橋梁・河川・下水道の点検、被害調査、応急・復旧対策に関すること ・緊急輸送道路の確保に関すること ・土砂災害の警戒、応急・復旧対策に関すること ・水防活動、救出活動の協力に関すること ・液状化による被害の復旧に関すること ・崖崩れ等の点検、応急対策及び復旧に関すること ・建築物の応急危険度判定に関すること ・被災家屋の修理・障害物の除去に関すること ・仮設住宅等の確保・管理に関すること ・被害家屋認定調査の補助に関すること ・民間賃貸住宅等家賃補助事業に関すること
【都市部】 ◎都市部長 ■都市計画課	市街地整備課 公園緑地課	・宅地の応急危険度判定に関すること ・公園の点検、被害調査、応急・復旧対策に関すること ・臨時ヘリポートの設置・管理に関すること ・復興都市計画に関すること ・帰宅困難者・滞留者への情報提供の補助に関すること ・応援部隊の活動支援に関すること
【水道部】 ◎水道部長 ■業務課	工務課	・市内の応急給水に関すること ・水道事業体の相互応援に関すること ・水道施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること ・他水道事業体（県企業局含む）との連絡調整に関すること
【教育部】 ◎教育部長 ■教育総務課	学校施設課 教育指導課 学務課 学校給食センター 生涯学習課 公民館 図書館	・避難所の開設・運営支援に関すること ・学校施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること ・応急教育に関すること ・被災児童生徒の調査及び学用品の調達に関すること ・社会教育施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること ・文化財等の被害調査、応急対策に関すること
【消防本部】 ◎消防長 ■消防総務課	予防課 警防課 救急課 消防署	・消防・救急・救助に関すること ・水防活動に関すること ・消防団の動員・活動調整に関すること ・危険物対策に関すること
【協力部】 ◎会計管理者 ■会計室	議会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局 選挙管理委員会事務局	・市議会、関係機関との連絡調整に関すること ・市議会議員との対応に関すること ・その他、市各部への協力に関すること

※避難所の「開設」、「運営」、「運営支援」の違いについて
・「開設」とは、施設の開錠、避難者の受入れ等の初期対応をいう
・「運営」とは、各避難所の状況把握、物資の配布等をいう

・「運営支援」とは、物資の受払い、情報等の管理、自主運営の支援等をいう

（５）災害対策本部の設置

ア　設置基準

災害対策本部の設置基準は、「本節　１（１）配備基準」に準ずる。

イ　設置場所

災害対策本部を設置する場所は、原則市庁舎３階庁議室とする。ただし、必要に応じて、市庁舎６階大会議室への設置を検討する。

市庁舎が被災等の理由により使用できない場合を想定し、業務継続計画において、災害対策本部の代替場所を指定する。

ウ　災害対策本部の標示の掲出

災害対策本部が設置された場合は、市役所正面玄関及び災害対策本部室（市庁舎が被災した場合は、災害対策本部を設置した建物の見やすい場所）に「成田市災害対策本部」の標示を掲出する。

エ　執務環境の確保

本部活動に関わる執務環境（耐震性、室内の安全、電力の確保、各種通信システムの起動、資機材の配置、消耗品の確保等）の確保に努める。

オ　権限の委任

災害対策本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、以下の順位によりその権限を委任する。

■災害対策本部指揮権限の委任

○　第１順位　副市長（防災部局担当）
○　第２順位　副市長（土木・都市部局担当）
○　第３順位　総務部長
○　第４順位以降は機構順に企画政策部長及び各部長とする。

カ　設置の連絡及び周知

災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を公表するとともに、直ちに電話その他の方法を用いて、以下の関係機関等に連絡する。

また、状況に応じて災害対策本部への連絡員の派遣を要請する。

■災害対策本部設置の連絡担当及び連絡先

連絡担当	連絡先
対策本部事務局	千葉県、成田警察署、成田国際空港警察署、印旛郡内及び近隣市町、防災会議委員
企画政策部	報道機関、住民
協力部	市議会
市各部	防災関係機関

キ　廃止基準

本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに災害対策本部を廃止する。

また、本部長は、本部を廃止後、復旧・復興が長期にわたると予想される場合は、必要に応じ災害復興本部を設置し、災害対応業務を引き継ぐこととする。

（６）災害対策本部の運営

ア　災害対策本部の構成員

災害対策本部は、「本節　３（１）表 非常体制の活動概要」における配備種別（以下「配

備種別」という。）に応ずる本部員で構成する本部員会議又はその本部員の指名する職員及び対策本部事務局をもって構成する。

イ　本部員会議

災害応急・復旧対策について協議するため、災害対策本部室に本部員会議を招集する。

① 本部員会議は、本部長、副本部長、本部長付及び災害応急活動に当たる本部員で構成する。

② 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集するものとし、会議は、原則として災害対策本部室で開催する。

③ 本部員会議には、本部員補佐、対策本部事務局員及び必要により市各部の職員を伴って会議に出席することができる。

④ 本部長は、必要に応じて防災関係機関に対して、本部員会議への出席を求める。

■本部員会議構成員の主な任務（対策本部事務局を除く）

本部設置時の職名	平常時の職名	主な任務
本部長	市長	・防災会議及び本部員会議の議長となること ・避難指示等の発令、警戒区域の設定の実施 ・自衛隊の災害派遣要請の実施 ・国及び県等への応援要請の実施 ・住民に対する緊急声明の発表 ・その他災害対策本部が実施する応急及び復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること ・災害対策本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること
副本部長	副市長	・本部長が不在又は本部長に事故があるとき、本部長の職務を代理すること ・本部長を補佐すること
本部長付	教育長	・本部長及び副本部長を補佐すること
本部員	各部部長 会計管理者	・担当部の職員を指揮監督すること ・市各部所管の災害に関する情報及び災害応急活動の実施状況を本部員会議に報告すること ・本部長を補佐すること ・本部長、副本部長が不在又は事故のとき、本部長、副本部長の職務を代理すること
本部員補佐	次長 参事 技監	・本部員を補佐すること

■本部員会議の協議、調整事項

○　災害応急活動の基本方針に関すること。
（救命活動、被災者援護活動、ライフライン優先復旧等）
○　災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。
○　避難指示等の発令、警戒区域の設定に関すること。
○　自衛隊、県、他市町村及び公共機関等への応援の要請に関すること。
○　災害救助法の適用申請に関すること。
○　激甚災害に関する調査に関すること。
○　応急対策に要する予算及び資金に関すること。
○　国、県等への要望及び陳情に関すること。
○　その他災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止など災害対策の重要事項に関すること。
○　緊急を要する場合、対策本部事務局は、直接本部長に報告できるものとし、本部員には、本部員会議を通じて、報告すること

（７）対策本部事務局

対策本部事務局は、総務部長を事務局長とし、危機管理課長、危機管理専門官、危機管理課

職員、連絡員（市各部統括、市各部本部員が指名する者）をもって構成する。

本部長は、災害対策本部運営や災害応急活動を円滑に行うために、対策本部事務局を 401・402 会議室に設置する。

■対策本部事務局の主な任務

本部設置時の職名	平常時の職名	主な任務
事務局長	総務部長	・本部員会議の運営を行うこと ・災害対策本部各部との連絡及び調整を行うこと ・防災関係機関との連絡及び調整を行うこと ・所管の災害に関する情報及び災害応急活動の実施状況を本部員会議に報告すること ・対策本部事務局の職員を指揮監督すること ・緊急を要する場合、対策本部事務局は、直接本部長に報告できる。本部員には、本部員会議を通じて報告すること
事務局長補佐	危機管理課長 危機管理専門官	・事務局長を補佐すること ・事務局長が不在又は事故のとき、職務を代理すること ・災害対策本部の事務統括に関すること
本部事務局員	危機管理課職員	・対策本部事務局の運営に関すること
連絡員	市各部統括及び市各部本部員が指名する者	・本部長の命令あるいは本部員会議で決定した事項等を、市各部に確実に連絡し、各部局との調整を図ること

（８）災害対策本部各部

災害対策本部各部は、災害発生後、「本節　１　（３）職員の配置」に基づき所定の場所に配置し、以下の主な任務に従事する。

■災害対策本部各部の主な任務

本部設置時の職名	平常時の職名	主な任務
部長	各部部長	・本部員会議の任務を遂行すること ・市各部で定められた事務分掌（本節　３（４）災害対策本部の組織編成、事務分掌を参照）にしたがって災害応急活動を遂行すること
防災担当責任者	防災担当責任者（各課課長）	・部長を補佐すること ・部長が不在又は事故のとき、部長の職務を代理すること
防災担当者	防災担当者（各課主幹又は係長）	・防災担当責任者を補佐すること ・防災担当責任者が不在又は事故のとき、防災担当責任者の職務を代理すること

（９）現地災害対策本部

本部長は、被災地における災害応急活動の必要が生じた場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部長は、状況に応じて本部長が指名した者とする。

現地災害対策本部においては、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整等を行う。

(10) 災害対策本部運営の留意事項

ア　本部設置時の留意事項

① 来庁者の安全確保

勤務時間内の発災の場合、職員は、職場やその施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合は速やかに初期消火に努めるとともに、来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の

破損により避難が必要と判断される場合は、安全な場所へ避難誘導を行う。

② 議会との連絡調整

協力部は、災害が発生した場合、議会に対して必要な情報の提供に努める。

③ 視察・見舞者の応接

企画政策部は、国、県、その他関係機関・団体からの視察・見舞者に対して適切な応接に努める。

④ 経理

財政部は、市各部と連携をとって、災害時の適切な予算執行及び経費の出納に努める。

イ　災害応急活動時の留意事項

① 情報の集約と円滑な指揮統制

災害時は、様々な情報が錯そうする中での対応が要求される。そのため、報告される多くの情報を地図等を用いて一元化の上分析し、迅速な意思決定を実施する。

② 災害対策本部の弾力的運営

災害時は、数多くの災害応急活動を同時並行で行うことが要求される。また、職員自身も被災者となり参集不能となり得る事態も予想される。

そのため、災害状況によっては事務分掌にとらわれず、緊急性の高い災害応急活動に優先的に要員を投入するなど、弾力的に要員の運用を図り、災害応急活動を迅速かつ効率的に実施する。

③ 職員及び職員家族の被災状況の把握

企画政策部は、職員及び職員の家族の被災状況の把握に努める。

④ 職員の健康管理

長時間の災害応急活動や家族の被災というストレス下で活動に従事するなど職員の心身両面の負担が大きいため、企画政策部は、健康推進部と連携し、職員の健康管理に努める。

また、救急救助又は消火活動に従事する職員に対しては、こころのケアを含め十分に配慮する。特に、消防機関は、必要に応じて、緊急時メンタルサポートチーム派遣要綱等に基づき、消防庁等に緊急時メンタルサポートチームの精神科医等の専門家の派遣を要請する。

⑤ 災害対策要員のローテーション

災害時は、災害応急活動が長期化することから、職員の健康管理に留意し、対策本部事務局が要員のローテーションについて基本方針を定め、各部長が事務分掌を考慮して決定する。

4 災害対応拠点設置予定場所

本部長は、市域及び周辺市町村の被災状況等を鑑みて、災害対策本部が実施する災害応急活動の拠点場所を以下のとおり設置する。

■災害対応拠点設置予定場所

種 類			設置場所	備 考
本部	災害対策本部		災害対策本部室：市庁舎３階庁議室 事務局：市庁舎 401・402 会議室 市各部：市各部執務場所	業務継続計画に基づき代替場所を設置する。災害対策本部室・事務局については、災害の規模に応じて大会議室への設置も考慮する。
	情報集約拠点		＜資料編５－２＞に記載	－
	プレスセンター		市庁舎３階記者クラブ	－
	記者会見場		市庁舎３階庁議室	－
避難	指定緊急避難場所		＜資料編２－５＞　に記載 ＜資料編７－１＞　に記載	－
	指定避難所		＜資料編２－５＞　に記載 ＜資料編７－１＞　に記載	－
	早期開設避難所		＜資料編２－５＞　に記載 ＜資料編７－１＞　に記載	－
	一次避難所		＜資料編２－５＞　に記載 ＜資料編７－１＞　に記載	－
	二次避難所		＜資料編２－５＞　に記載 ＜資料編７－１＞　に記載	－
	福祉避難所		＜資料編２－５＞　に記載 ＜資料編７－２＞　に記載	市の管理する公共施設、協定締結施設等に設置する。
	帰宅困難者支援	一時滞在施設	＜資料編２－５＞　に記載 ＜資料編７－３＞　に記載	－
		帰宅困難要配慮者支援施設	＜資料編２－５＞　に記載	協定締結施設に設置する。
活動部隊	消防・警察・自衛隊集結地	消防	北羽鳥多目的広場	－
		自衛隊	なごみの米屋ぴーちゃんフィールド大谷津	－
		警察	北羽鳥多目的広場	－
	相互応援市町村の詰所		もりんぴあこうづ	－
	臨時ヘリポート		＜資料編８－４＞　に記載	市指定の施設に設置する。
医療救護	救護本部		保健福祉館	－
	応急救護所		指定避難所	－
生活・ライフライン	食料・物資集配拠点		＜資料編７－４＞　に記載	市指定の施設に設置する。
	給水拠点		＜資料編７－７＞　に記載	
	下水道対応拠点		土木部下水道課内	代替場所は市庁舎内会議室とする。
	災害ボランティアセンター		保健福祉館	－
	家庭動物の収容所		避難所周辺で確保	－
	応急仮設住宅建設場所		＜資料編７－８＞　に記載	市指定の施設に設置する。
	がれき等の仮置き場		＜資料編７－９＞　に記載	－
窓口	災害相談窓口		市民生活部	－
調査・証明	被災建築物の応急危険度判定の実施		土木部	－
	被災宅地危険度判定の実施		都市部	－
	住家の被害認定調査の本部		財政部	－
	罹災証明書発行場所		財政部	－
遺体	遺体安置所		八富成田斎場	－
	火葬場		八富成田斎場	市の斎場で火葬できない場合は「千葉県広域火葬計画」に

種 類		設置場所	備 考
			定めるところによる。

５ 災害対策本部廃止後の体制

災害対策本部の廃止後に、引き続き災害応急活動が必要な場合は、災害対策本部の事務分掌に基づき、業務を所掌する担当部の職員で組織を構成し、対応に当たる。

第２節 災害救助法の適用

項　　目	担　　当
１ 災害救助法の適用基準・条件	福祉部、県
２ 災害救助法の適用手続き	福祉部、県
３ 災害救助法による救助の内容及び実施者等	福祉部、県
４ 災害救助法が適用された場合の事務等	市各部

■対策の基本方針

- 市長（本部長）は、市の災害の規模が、本節で示す災害救助法の適用基準に該当する場合又は基準を上回ると予想されるときは、速やかに災害救助法の適用を知事に求め、法に基づく救助に着手する。

１ 災害救助法の適用基準・条件

災害救助法（昭和 22 年 10 月法律第 118 号）は、災害時において、応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的として制定された法律である。この法律における救助は国の責任において行われ、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに行われる。救助の実施については、都道府県知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は、都道府県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

市域で発生し、又は発生するおそれのある災害が、この法律の適用基準・条件に該当する場合は、同法の適用を受けて災害救助を実施する。

（１）災害救助法の適用基準・条件

ア　災害が発生した場合の適用基準

災害が発生した場合の災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第１条第１項の１～４号の規定による。市における適用は、以下のいずれか１つに該当する場合である。

■災害救助法の適用基準

指標となる適用内容	適用基準 （滅失世帯数）	該当条項
市内の住家が滅失した世帯の数	市内　　100 世帯以上	第１項の１号
県内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	県内　2,500 世帯以上 かつ市内 50 世帯以上	第１項の２号
	県内 12,000 世帯以上 かつ市内多数	第１項の３号
災害が隔絶した地域で発生する等被災者の救護が著しく困難である場合	多数　（※１）	第１項の３号
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	多数　（※２）	第１項の４号

（注１）上記※１に係る事例

・　有毒ガスの発生や放射性物質等の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、特殊技

術を必要とするもの。
- 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需物資等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊補給方法を必要とするもの。

（注２）上記※２に係る事例
- 住家被害の程度に関わらず、多数の者の生命又は身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に相当する。
- 交通事故、飛行機の墜落等により多数の者が死傷した場合。
- 有毒ガスの発生のため多数の者が危険にさらされている場合。
- 山崩れ、崖崩れ等により多数の住家に被害が生じ、多数の者が死傷した場合。
- 被災者が現に救助を必要とする場合。

イ　災害が発生するおそれがある場合の適用条件

災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域を単位に行うものである。

（２）被害世帯の算定基準

ア　住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。半壊等については、災害救助法施行令第１条第２項の規定により、以下のとおり、みなし判定する。

■災害救助法の適用基準

滅失住家 １世帯	＝	全壊（全焼・流失）住家	１世帯
滅失住家 １世帯	＝	半壊（半焼）住家	２世帯
滅失住家 １世帯	＝	床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家	３世帯

（注）床下浸水、一部破損は換算しない。

イ　住家の被害程度の認定

滅失、半壊等の認定は、内閣府被害認定基準に準ずる。住家の被害程度の認定基準については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府、令和３年３月）に準ずる。

＜資料編１２－１　災害救助法被害認定基準＞

（３）災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法の適用基準・条件に満たない災害の場合は、同法に準じて市が救助を実施する。

２ 災害救助法の適用手続き

災害の拡大を防ぐため、迅速な対応を迫られる場合がある。災害救助法の適用基準を満たすと判断される場合、本部長は、早急に適用手続きをとる。

（１）災害救助法の適用手続き

市内の被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、本部長は直ちに知事（県本部事務局）にその旨を報告する。その場合には、以下にあげる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

■災害救助法要請時に必要な項目

○　災害発生の日時及び場所
○　災害の原因及び被害の状況
○　適用を要請する理由
○　適用を必要とする期間
○　既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
○　その他必要な事項

（２）適用要請の特例

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、本部長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに知事に報告する。その後の処置に関しては、知事の指揮を受ける。

（３）災害救助法の方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助方法及び期間等については、「災害救助法による救助の種類・方法・期間等」に準ずる。

なお、「災害救助法による救助の種類・方法・期間等」による救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

＜資料編１２－２　災害救助法による救助の種類・方法・期間等＞

３ 災害救助法による救助の内容及び実施者等

災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、知事が主体的に実施し、本部長はこれを補助する。

本部長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、本部長に救助を行わせることができる。

なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第５条に基づき本部長が応急措置を実施する。

＜資料編１２－２　災害救助法による救助の種類・方法・期間等＞

■災害が発生した場合の救助の種類

救助の種類	本計画における関連箇所
被災者の救出	本章第４節　救急救助・消防・水防活動
避難所の設置	本章第７節　避難対策
医療	本章第８節　応急医療・救護活動
助産	本章第８節　応急医療・救護活動
障害物の除去	本章第９節　防疫・清掃・廃棄物処理
埋葬	本章第 10 節　行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬
死体の捜索	本章第 10 節　行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬
死体の処理	本章第 10 節　行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬
炊出しその他による食品の給与	本章第 11 節　生活救援

飲料水の供給	本章第 11 節　生活救援
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	本章第 11 節　生活救援
学用品の給与	本章第 15 節　保育・文教対策
応急仮設住宅の供与	本章第 16 節　住宅対策
被災した住宅の応急修理	本章第 16 節　住宅対策

※災害救助法の救助に当たっては、市各部は各種帳簿の作成を行い、福祉部は、これを県本部事務局に報告する。

■災害が発生するおそれがある場合の救助の種類

救助の種類	本計画における関連箇所
避難所の設置	本章第７節　避難対策

※災害救助法の救助に当たっては、市各部は各種帳簿の作成を行い、福祉部は、これを県本部事務局に報告する。

４ 災害救助法が適用された場合の事務等

（１）災害救助法に関わる事務

災害救助法が適用され、各種災害対応を実施した場合、担当する市各部は災害応急活動に関わる帳簿類を整え、福祉部に報告する。

なお、費用の支弁対象等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和元年 10 月 23 日内閣府告示）」に準じて行う。

（２）災害時の会計・出納

災害救助法が適用された場合、知事が救助を行うこととなるが、救助を迅速に行う必要があると認められる場合は本部長が実施するため、救助に係る費用、その他、各種災害対策に係る予算の執行や会計・出納処理が必要となることから、市各部は、円滑な実施に努める。

（３）指定金融機関等への対応

会計・出納事務を円滑に実施するため、指定金融機関の被害状況等を速やかに確認し、状況に応じて、実施可能な処理方法や必要な手続きなどを検討する。

第３節 情報の収集・伝達

項　　目	担　　当
１ 通信の確保	対策本部事務局、消防本部、県、銚子地方気象台、警察、電気通信事業者
２ 地震情報の収集・伝達	総務部、財政部、県、印旛地域振興事務所
３ 災害情報等の収集	市各部
４ 情報のとりまとめ、報告	市各部
５ 広報活動	対策本部事務局、企画政策部、報道機関
６ 報道機関への対応	企画政策部
７ 住民相談	市民生活部

■対策の基本方針

- 東日本大震災では、住民への情報発信や情報収集・記録が円滑に行えなかったことから、その教訓を踏まえ、伝達手段や方法、伝達ルール等を明確化し、写真や映像等の災害記録の収集・整理に努める。
- 地震発生の第１報は 30 分以内に県及び総務省消防庁に連絡する。
- 対策本部事務局を拠点として地震発生後おおむね３時間以内に地域の災害情報を収集できる体制を整える。

1 通信の確保

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、県、市町村及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進めるとともに、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

また、電気通信事業者にあっては、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みを推進することに努めるものとし、特に、庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

（１）連絡体制

市及び防災関係機関は、通信機器ごとに専従者を配置し、通信記録をとる。なお、緊急の場合を除き、連絡は FAX 等により行う。

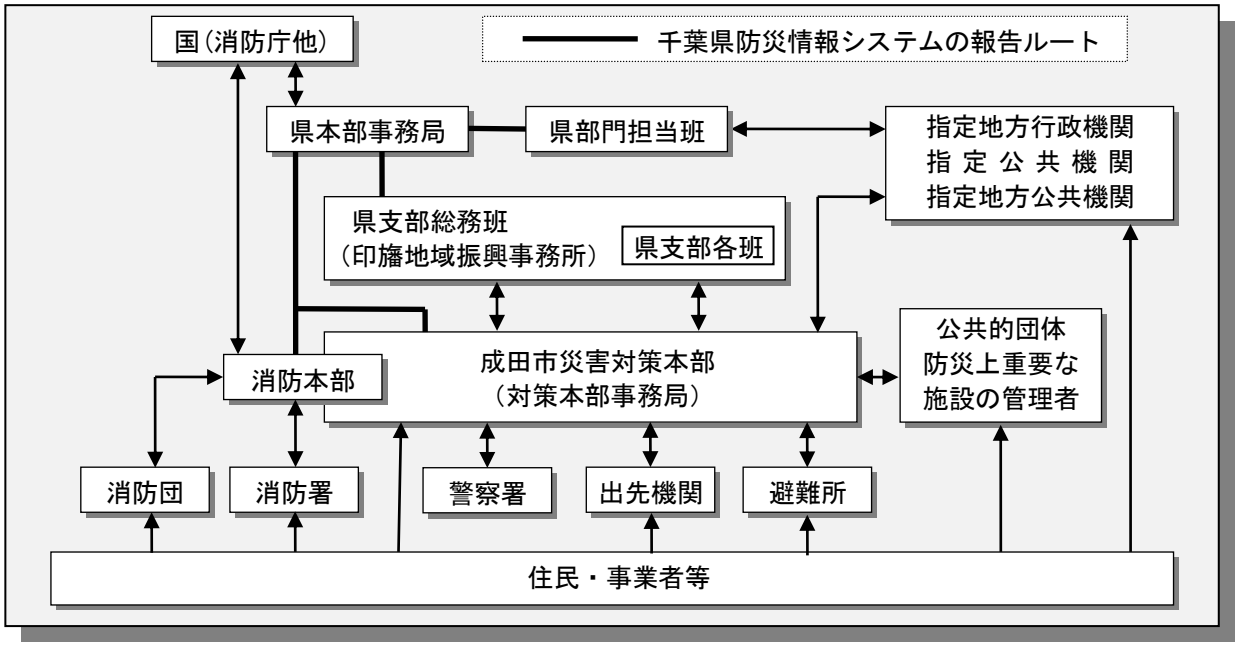

（２）通信機能の確保

市及び防災関係機関は、所管の通信、同報設備の機能を維持し、関係者間の通信及び住民等への同報手段を確保する。

■市の主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
通信系	一般加入電話・FAX	本庁舎、防災関係機関、住民
	災害時優先電話	本庁舎、防災関係機関、国等
	千葉県防災情報システム	本庁舎、県内主要防災関係機関、国等
	MCA無線機	本庁舎、市内主要防災関係機関、現場等
	消防通信	本庁舎、消防本部、消防署等
放送系	防災行政無線(同報系)	本庁舎→市内各所、市出先機関
	広報車の巡回	本庁舎、消防本部、消防署、消防団、警察署等 → 市内各所
その他	インターネット（市ホームページ、防災情報X（旧Twitter）、Facebook） メール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）	

（３）代替通信手段の確保

市及び防災関係機関は、所管する通信・放送設備の被災、機能低下等により、災害応急活動に著しい支障が生じる場合は、以下の代替手段を確保する。

ア　非常通信の利用等

以下に示す関東地方非常通信協議会の加入機関は、無線通信の相互利用に協力する。

また、市内のアマチュア無線愛好家等に通信の協力を要請するとともに、業務用無線事業者に通信の協力を要請する。

■無線通信の相互利用が可能な関係機関施設

○　警察通信施設
○　国土交通省関係通信施設
○　日本赤十字社千葉県支部
○　東日本電信電話（株）通信施設
○　東京電力グループ通信施設
○　県無線通信施設(千葉県防災行政無線を除く)
○　その他の機関又は個人の無線局

イ　放送局への要請

災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う（災害対策基本法第 57 条）。

なお、知事、市長が行う避難の指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求める。

２ 地震情報の収集・伝達

市は、電話及び千葉県防災情報システム等を通じて、銚子地方気象台が発表する地震関連情報を速やかに収集する。

通信回線の障害・不通時は、地震情報をテレビ・ラジオから入手する。

銚子地方気象台等が発表する地震関連情報の種類・内容は、以下のとおりである。

■地震情報の種類と内容

種　　類	内　　容
緊急地震速報（警報）	ある地域で最大震度５弱又は長周期地震動階級３以上を予想した時に発表する。発表対象地域は、震度４又は長周期地震動階級３以上を予想した地域となる。千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。
震度速報	地震発生から約１分半後に、震度３以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を発表する。
震源に関する情報	震度３以上で発表。（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。） 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表する。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表する。
長周期地震動に関する観測情報	震度１以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級１以上を観測した場合に、地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表する。（地震発生から10分後程度で１回発表する。）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、マグニチュード 7.0 以上や都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね 30 分以内に発表する。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。また、国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。その場合には、噴火発生から１時間半～２時間程度で発表する。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表する。
推計震度分布図	震度５弱以上で発表する。観測した各地の震度データをもとに、250m 四方の格子毎に推計した震度（震度４以上）を図情報として発表する。

■地震関連情報の主な伝達系統

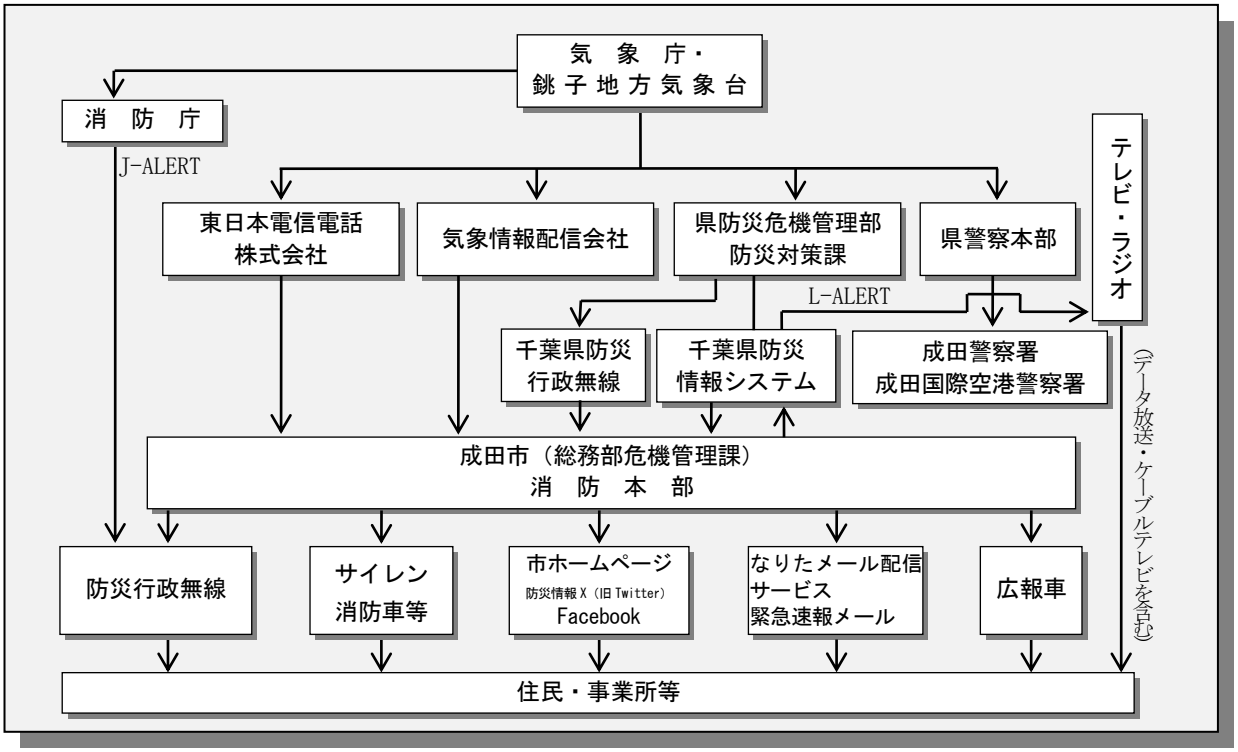

３ 災害情報等の収集

（１）発災直後に把握すべき主な調査項目

市は、以下のとおり、概略的な被害状況について情報を収集する。

■発災直後に把握すべき主な調査項目

○　火災（出火地点、延焼方向・範囲）
○　人的被害（死者、重症者、行方不明者、生き埋め者等の発生地区）
○　建物の被害（倒壊、全壊等の発生箇所）
○　避難状況、孤立地区の発生状況
○　土砂災害（斜面の異常、崖崩れ等の発生箇所）
○　河川災害（堤防、護岸等の損壊箇所）
○　道路の被害・機能障害（橋梁・トンネル・盛土等の被害、倒壊・落下物・崖崩れ等による道路閉塞、渋滞等の発生箇所）
○　ライフラインの被害・機能障害（ガス漏れ、水道管の破裂箇所等）
○　公共交通機関の運行状況、帰宅困難者・滞留者の発生状況
○　重要施設（庁舎、支所、消防署、消防団、学校、病院、公園等）、危険物施設等の被害
○　その他重大な被害

（２）被害調査の実施体制

市各部及び防災関係機関は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。

■調査項目と担当部署・関係機関

調査項目		担当部署	関係機関
人的被害	死者、負傷者、行方不明者の状況	福祉部、健康推進部、消防本部、消防団	警察、自衛隊 (公社)印旛市郡医師会等
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	財政部	（一社）千葉県建築士会 （公社）千葉県建築士事務所協会
	全焼・半焼の状況	消防本部	－
	応急危険度判定	土木部、都市部	（一社）千葉県建築士会 （公社）千葉県建築士事務所協会
非住家被害	公共建物（官公署庁舎、公民館等）	財政部、市各部（平常時の施設管理者）	各官公署
	その他（倉庫、土蔵、車庫等）	関係各部（平常時の施設管理者）	－
その他の被害	農林水産業の被害状況	経済部	千葉県農業事務所、成田市農業協同組合
	商工業の被害状況	経済部	成田商工会議所、成田市東商工会
	文教施設・文化財の被害状況	教育部	－
	医療機関の被害状況	健康推進部	（公社）印旛市郡医師会等
	道路、橋梁の被害状況	土木部	国土交通省千葉国道事務所 千葉県成田土木事務所等
	河川、水路等の被害状況	土木部	国土交通省利根川下流河川事務所 千葉県成田土木事務所
	上水道施設の被害状況	水道部	千葉県企業局船橋水道事務所成田支所 他水道事業体（県企業局を除く）

	下水道施設の被害状況	土木部	（公財）千葉県下水道公社
	ごみ処理施設等の被害状況	環境部	－
	し尿処理施設の被害状況	環境部	－
	火葬施設の被害状況	環境部	－
	土砂災害の被害状況	土木部	千葉県成田土木事務所
	電気、ガス、電話、鉄道等の被害状況		東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、（公社）千葉県 LP ガス協会、東日本電信電話（株）、東日本旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株）、京成電鉄（株）、芝山鉄道（株）

注 1）報告様式について、担当部署は、原則＜資料編【様式】１－２－１　被害発生状況等連絡票＞、＜資料編【様式】１－２－２　現地調査票＞を用いるが、必要に応じて、関係機関と連携し随時作成や修正する。

注 2）各調査項目の被害認定基準は、「被害の認定基準」によるものとし、調査に当たっては、以下の点に留意する。

- 市各部及び関係機関が連携して、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前に調整する。
- 情報の記録には地図を活用し、状況の分析等に努める。
- 被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、また、記録保存上きわめて重要であるので、調査担当者は、適宜被害箇所を選定し、施設被害の程度が明瞭に判るよう撮影に努める。この場合、撮影年月日、箇所名、被害名を記録しておく。
- 場合により、航空写真の撮影を検討する。

（３）被害調査

総務部は、災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、収集した被害情報が錯そうしないよう、情報の一元管理及び全庁での共有化を図る。また、「ちば減災プロジェクト」を利用して、住民からの通報を把握し、整理する。

ア　市内被害概況及び所管施設被害情報の収集

災害発生直後の被害情報の収集について、市各部は、所管施設、所管事項を中心とした被害情報を速やかに収集するとともに、災害応急活動の内容とあわせて総務部に報告する。

イ　関係機関等からの被害情報の収集

被害情報の収集に当たっては、警察と緊密に連絡をとり、ライフラインに関する被害情報は、施設管理者から情報を収集する。

ウ　調査班の派遣

財政部は、効果的な災害応急活動を行うため、必要に応じ調査班を編成して被災地域の概況調査を行い、とりまとめて総務部に報告する。

エ　住民による通報等

住民は、「ちば減災プロジェクト」を通じて、市に通報する。直接住民が市役所等に通報した場合は、市各部がとりまとめて総務部に報告する。住民からの安否確認などは、市民生活部がとりまとめる。

オ　職員による被害調査

参集する際に見聞してきた被害情報を各課でとりまとめ、部事務局に報告する。部事務局は総務部に報告する。その後も、当日は１時間ごとに報告し、２日目以後も調査及び報告を継続的に実施する。

＜資料編【様式】１－１－２　参集途上の被害状況報告＞
＜資料編【様式】１－２－１　被害発生状況等連絡票＞

＜資料編【様式】１－２－２　現地調査票＞

（４）異常現象発見の際の手続き（災害対策基本法第 54 条）

ア　災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察に通報する。

イ　通報を受けた警察は、その旨を速やかに市長に通報する。

ウ　上記ア及びイにより通報を受けた市長は、直ちに下記の機関に通報する。

■異常現象発見時の通報先

○　銚子地方気象台
○　その災害に関係のある近隣市町村
○　最寄りの県出先機関（地域振興事務所、土木事務所）及び警察

（５）留意事項

ア　情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておく。特に発災初期の情報は、住民や住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

イ　被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

ウ　罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

４ 情報のとりまとめ、報告

災害情報の報告は、以下の連絡系統で迅速かつ的確に実施する。

■災害情報の連絡系統

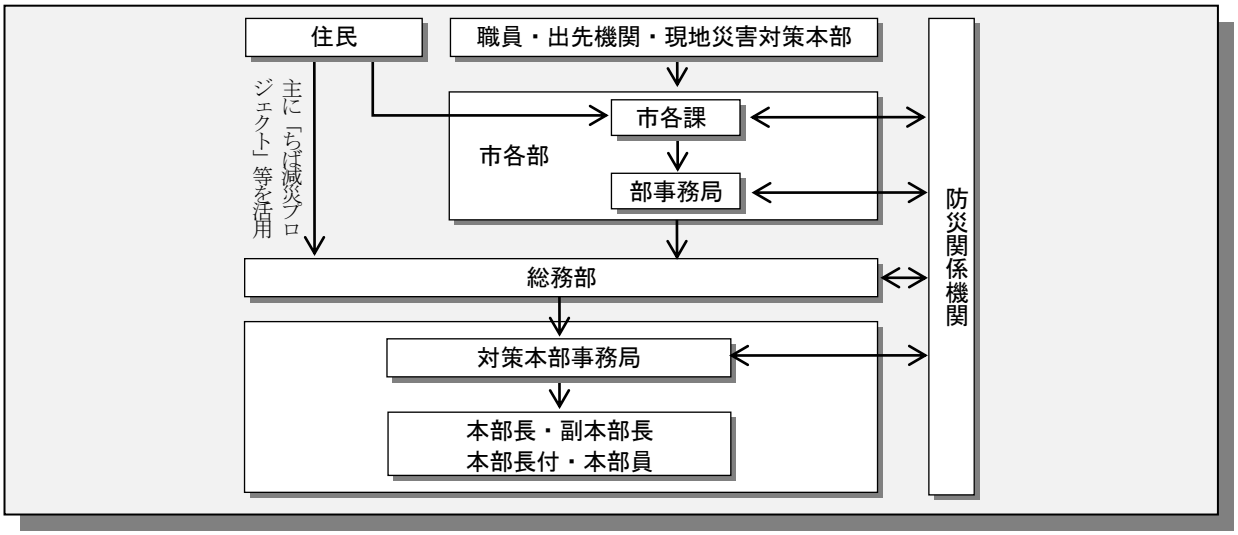

（１）情報のとりまとめ

部事務局は、災害情報や災害応急活動の状況を、情報源別、地域別、被害種別等に地図や管理表等を用いてとりまとめる。

（２）災害対策本部への報告

部事務局から総務部への被害状況等の第一報は災害発生から１時間以内に行い、その後も

当日は１時間ごとに定時報告する。２日目以後は、毎日定時（午前９時及び午後３時時点で把握することを原則）に報告する。

ただし、緊急を要する災害対策本部への要請事項等は、その緊急度に応じて適宜報告する。

なお、緊急の場合を除いて、文書（FAX 等）で伝達し、可能な限り図や画像の情報（地図、絵、写真等）を添付する。

（３）県への報告

県への報告は、「千葉県地域防災計画」及び「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、以下のとおりとする。

ア　報告すべき事項

市が報告すべき事項は、以下のとおりである。

■報告すべき事項

○　災害の原因
○　災害が発生した日時
○　災害が発生した場所又は地域
○　被害の状況
○　災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
　・　災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
　・　主な応急措置の実施状況
　・　その他必要事項
○　災害による住民等の避難の状況
○　災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
○　その他必要な事項

イ　報告の区分

報告の区分は、以下のとおりである。

■報告の区分と時期

区分	時期
即時報告	定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告。（災害の覚知後30分以内）
随時報告	情報を覚知した、又は県本部事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告。
定時報告	対応が長期化した場合等において、県本部事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告（原則として午前10時及び午後３時時点の情報を30分以内）。

■報告内容と報告様式

報告内容	報告様式
人的被害に関する情報	＜資料編【様式】2-1-1＞
住家等被害に関する情報	＜資料編【様式】2-1-2＞
交通規制・道路被害に関する情報	＜資料編【様式】2-1-3＞
その他被害に関する情報	＜資料編【様式】2-1-4＞
避難指示等に関する情報	＜資料編【様式】2-1-5＞
物資資源管理に関する情報	＜資料編【様式】2-1-6＞
避難所・救護所等に関する情報	＜資料編【様式】2-1-7＞
消防庁が指定する災害に関する情報(災害年報関係)	＜資料編【様式】2-1-8＞
道路災害等における情報連絡	＜資料編【様式】2-1-9＞

ウ　報告先

総務部は、災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収

集し、原則として千葉県防災情報システムを使用して県本部事務局（防災対策課）に報告する。システムが使用不能又は「千葉県危機管理情報共有要綱」に別途規定がある場合は、電子メール、電話又はFAX等の代替手段を使用して県本部事務局に対し報告を行う。

ただし、県本部事務局に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告し、事後速やかに県本部事務局に報告する。また、「震度５強」以上を記録した地震、並びに大規模な災害により消防機関への通報が殺到したときは、被害の有無を問わず、第１報等について、その通報件数を総務省消防庁及び県本部事務局に報告する。

■千葉県庁連絡先（平常時）

勤務時間内	防災危機管理部防災対策課災害対策室	
	東日本電信電話（株） 東日本電信電話（株）FAX 防災行政無線 防災行政無線　FAX	043（223）2175 043（222）1127 (地上系)500-7320、(衛星系)012-500-7320 (地上系)500-7298、(衛星系)012-500-7298
勤務時間外	防災危機管理部防災対策課（県防災行政無線統制室）	
	東日本電信電話（株） 東日本電信電話（株）FAX 防災行政無線 防災行政無線　FAX	043（223）2178 043（222）5219 (地上系)500-7225、(衛星系)012-500-7225 (地上系)500-7110、(衛星系)012-500-7110

■千葉県庁連絡先（災害時）

災害対策本部 【設置前】	防災危機管理部防災対策課	
	東日本電信電話（株） 東日本電信電話（株）FAX 防災行政無線 防災行政無線　FAX	043（223）2175 043（222）1127 500-7320 500-7298
災害対策本部 【設置後】	千葉県災害対策本部事務局	
	東日本電信電話（株） 東日本電信電話（株）FAX 防災行政無線 防災行政無線　FAX	043（223）3329 043（222）1127 500-7309 500-7630

■地域振興事務所連絡先

印旛地域振興事務所	東日本電信電話（株） 東日本電信電話（株）FAX 防災行政無線 防災行政無線　FAX	043（483）1110 043（483）2450 503-721･723 503-722

■総務省消防庁連絡先

消防庁連絡先	東日本電信電話（株）	県防災行政無線
（勤務時間内） 応急対策室	TEL 03（5253）7527 FAX 03（5253）7537	(衛星系)048-500-90-49013 (衛星系)048-500-90-49033
（休日・夜間） 宿直室	TEL 03（5253）7777 FAX 03（5253）7553	(衛星系)048-500-90-49102 (衛星系)048-500-90-49036

（４）収集・報告に当たっての留意事項

被害状況の収集・報告については、以下の点に留意して行う。

■留意事項

○　発災初期の情報収集に当たっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動に当たるとともに、１１９番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮するこ

と。
○　人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、応急活動を実施するうえで重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告すること。
○　被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図ること。
○　情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくこと。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておくこと。
○　被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施すること。
○　市は、罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期すること。
○　住民の健康情報等について、県の各部出先機関から報告の要請があった場合、とりまとめのうえ、報告すること。

■被害情報等の収集・報告の流れ

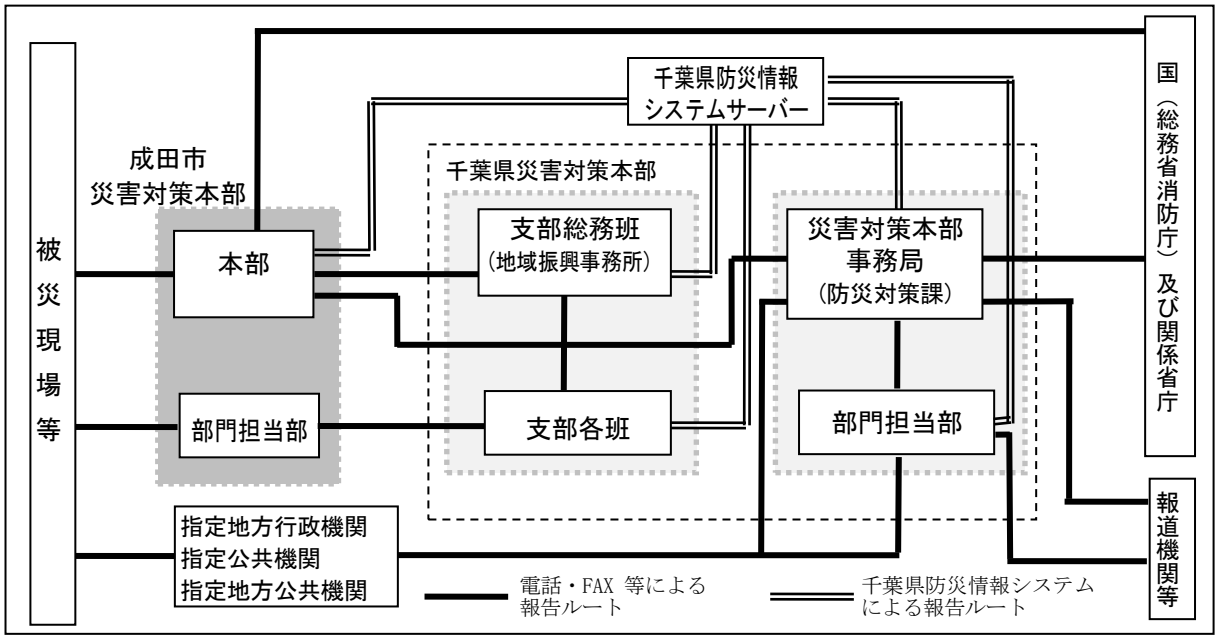

（５）被災者台帳の作成・活用

被害が甚大な場合等で市長（本部長）が必要と認める場合、市民生活部は、災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災者に関する情報を管理する。

■被災者台帳の記載項目

○　氏名
○　生年月日
○　性別
○　（住民基本台帳に記載の）住所又は居所
○　住家の被害その他市長が定める種類の被害状況
○　援護の実施の状況（支援金等の支給、租税・公共料金の減免等）
○　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
○　世帯の構成
○　罹災証明書の交付状況
○　台帳情報の提供先（市以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合）
○　台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合）
○　その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

ア　被災者台帳の作成

市民生活部は、市各部と連携して被災者への各種援護措置を実施し、被災者ごとの被害状況や援護の実施状況等の情報（次表参照）を被災者台帳に整理し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れなどがないか確認する。

なお、災害救助法による救助が行われたときは、災害救助法第 30 条の規定により、必要に応じて県に対して被災者に関する情報提供を要請する。

■被災者台帳の作成に利用する主な情報

基本情報	○　住民基本台帳 ○　避難行動要支援者名簿 ○　罹災台帳（被災家屋認定調査結果）
付加情報	○　罹災証明書発行記録 ○　被災者生活再建支援金、義援金等の支給記録 ○　各種税金・公共料金等の減免申請記録 ○　応急仮設住宅への入居、被災住宅の応急修理等の申請記録

イ　被災者台帳の利用、提供

財政部は、罹災証明書交付の際、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請は、被災者台帳の掲載情報を市が利用することで各種援護措置の効率化（支援金の支給申請における罹災証明書添付の省略等）などが図られることを被災者に説明する。

また、市以外の各種援護措置の実施機関（電力会社、ガス会社等）へ被災者台帳掲載情報を提供することについて本人が同意する場合、市民生活部は、その申し出を受け付ける。

市以外の各種援護措置の実施機関から被災者台帳情報の提供について申請があった場合、市民生活部は、当該機関へ本人同意の範囲内で台帳情報を提供する。

５ 広報活動

（１）基本方針

地震発生後２時間以内に、住民に対して災害の発生状況や市の災害応急活動、被害状況、住民自らがとるべき行動を広報する。なお、本部長（市長）自らが発信することも検討する。

住民への情報伝達は、発信可能なあらゆる媒体を活用するとともに、支所、避難所等に情報を掲示する。

ア　地震発生後早急にあらゆる手段を活用し情報発信する。

イ　記者会見を定時に開催し、報道機関に情報を提供する。

（２）情報収集

市及び防災関係機関は、避難、二次災害の防止、生活支援、救援の募集等に必要な情報を、以下の点に留意して収集する。

ア　確かな機関から情報を入手し、広報時にはその機関名を示す。

イ　撮影した写真を収集するとともに、必要に応じて職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影する。

（３）広報内容

住民のニーズに応じた情報を、広報の時期、対象者、緊急度、内容等に応じて、的確な広報媒体、表現方法で提供する。

なお、広報車や同報系防災行政無線等で放送する場合は、以下の点に留意する。

ア　事態の経過を把握し、地理的にイメージしやすい表現とする。

イ　分かりやすい言葉を使う（住民に浸透していない専門用語を使わない）。

ウ　避難指示等の緊急情報は、結論や要点を簡潔にして、はっきりした、緊迫感のある言葉で、繰り返し伝える。

■主な広報媒体

種別	主な広報媒体	所管する機関
同報系	同報系防災行政無線	対策本部事務局
	広報車による巡回放送	企画政策部、消防本部、消防団、警察
	ラジオ、テレビ放送	放送事業者へ要請
更新系	インターネット広報（市ホームページ、防災情報 X（旧Twitter）、Facebook等への掲示）	企画政策部
	メール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）による広報	企画政策部
紙面系	広報紙、チラシの発行	企画政策部
	公共施設等の掲示板	市各部、防災関係機関
	新聞記事	報道機関

■主な広報事項

時期	主な広報事項	媒体
初動期	○　用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置 ○　地震情報（震度・震源、余震の可能性等）※ ○　避難情報（避難所開設状況、避難指示等の対象とその理由等） ○　被災状況（火災、土砂災害、道路・河川の損壊等） ○　災害対策の状況（災害対策本部の設置、対策の現況と予定等） ○　道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ○　公共交通機関の運行状況 ○　ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等） ○　応急危険度判定の状況（判定ステッカーの意味、実施予定等）	同報系 更新系
応急期	○　公共交通機関の運行状況 ○　ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等） ○　医療機関の状況 ○　感染症対策の実施状況 ○　食料、生活必需物資の供給予定 ○　災害相談窓口の設置状況 ○　その他住民や事業所のとるべき措置	同報系 更新系 紙面系
緊急時	○　火災の発生、土砂崩れの発生 ○　避難指示	サイレン

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）による緊急地震速報、震度速報等は自動送信する。

（４）市の広報

ア　広報内容の統括

企画政策部は、市各部と連携して、災害対策本部が発信する広報内容を統括する。また、同報系防災行政無線による放送文、ホームページや広報紙の内容について、市各部、関係機関に資料提供を依頼する。

＜資料編【様式】１－４－１　成田市防災行政無線（固定系）放送依頼書＞

イ　避難者等への情報提供

① 市緊急用ホームページの開設

災害専用のホームページを開設し、被災者向けの情報のほか、市外からの応援者向けの情報をリアルタイムに発信する。

② 広報紙等の発行

被災者向けの生活情報等を網羅した広報紙や臨時のチラシを作成し、自治会等と協力して各世帯に配布する。

③ 避難所等における広報

避難者への情報伝達等について、避難所担当職員を通じて以下のように行う。

広報に当たっては、関係機関相互の連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

■避難所等における広報方法

○　災害広報紙の配布
○　情報掲示板の設置
○　避難所のリーダーを通じた口頭による伝達
○　行政情報ネットワークを活用した伝達

ウ　要配慮者への広報

広報の実施に当たっては、インターネット、メール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）等の情報機器に不慣れな在宅の高齢者及び障がい者等に配慮し、災害広報紙の配布や地域団体（区・自治会等）、自主防災組織、民生委員、ボランティア等の協力を得て、情報伝達に努める。

なお、視聴覚障がい者には、ボランティアの協力を得て、点字等による広報を実施する。

エ　外国人に対する広報

外国人に対する広報は、「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」（出入国在留管理庁　文化庁　2020年８月）を活用するなど、平易な日本語で行う。

また、外国人支援団体のネットワークを活用する。

さらに、通訳ボランティア及び外国人団体等の協力を得て広報紙の翻訳を行い、主要な外国語による広報に努める。

オ　広報における留意点

市は、以下の点に留意して広報を行う。

■広報における留意点

○　正確な情報を収集・確認し、情報の混乱を防ぐ。
○　広報担当の一本化を図る。
○　誤った内容の情報を広報した場合には、報道機関等を通じて正確な情報を広報する。

６ 報道機関への対応

住民等へ情報を提供するため、被害の状況や災害応急活動上必要な情報等を報道機関に対して発表する。

（１）報道機関への発表

企画政策部は、災害応急活動状況、災害情報及び被害状況等、災害対策本部に報告されたもののうち、本部長が必要と認める情報を速やかに報道機関に発表する。テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に必要な情報等を提供し、住民への広報や物資等の支援を求める。

なお、企画政策部長は、提供する資料の内容を事務局長と事前協議するとともに、発表情

報を一元管理する。

■報道機関への対応

記　者　会　見　場	市庁舎３階庁議室
発　　表　　者	本部長、副本部長又は事務局長
発　表　内　容	○　被害の状況 ○　実施した災害応急活動の概要 ○　住民への要請

（２）取材自粛の要請

企画政策部は、避難所等においてプライバシーを侵害する取材等の自粛を要請する。

また、災害対策本部内への立入や取材は、原則禁止する。

（３）放送要請

対策本部事務局は、電気通信設備、有線電気通信設備、無線通信設備等により通信ができない場合、又は通信が著しく困難な場合においては、災害対策基本法第 57 条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて放送を要請する。

7 住民相談

（１）相談窓口の開設

市民生活部は、住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、市役所内に相談窓口を設置する。

相談窓口には、市各部の担当者を置き、住民の相談に迅速な対応ができるように努める。相談窓口で扱う事項は、以下のとおりである。

■相談窓口で扱う事項と担当部署

○　被害状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・総務部
○　安否情報（家族の消息等）・・・・・・・・・・・市民生活部
○　医療施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・健康推進部
○　交通状況、ライフラインの被害、復旧状況・・・各担当部
○　捜索依頼の受付け・・・・・・・・・・・・・・・市民生活部
○　食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報・・経済部
○　罹災証明書の発行・・・・・・・・・・・・・・・財政部
○　埋葬許可証の発行・・・・・・・・・・・・・・・市民生活部
○　各種証明書の発行・・・・・・・・・・・・・・・各担当部
○　仮設住宅の申し込み・・・・・・・・・・・・・・土木部
○　住宅の応急修理の申し込み・・・・・・・・・・・土木部
○　災害見舞金、義援金の申し込み・・・・・・・・・福祉部
○　生活資金等の相談等・・・・・・・・・・・・・・福祉部

（２）安否情報の照会対応

被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があった場合は、災害対策基本法に基づき、被災者関係者の利益侵害（暴力、ストーカー行為、児童虐待、債権の取り立て、営業行為による被害等）のないように配慮して適切に回答する。

ア　安否情報の収集、管理

市は、市が管理する被災者の安否に関する情報（避難者名簿、医療救護診療記録、避難行動要支援者名簿による安否確認結果、行方不明者名簿等）を必要な限度で内部利用し、また、必要に応じて警察等に被災者の安否に関する情報提供を求め、被災者ごとの安否情報を整理する。

イ　安否照会の受付

市は、災害相談センター等の窓口で安否照会を受付ける際に、照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード、住民基本台帳カードなどの本人確認書類等の提示を求めて本人確認を行う。

■照会者の確認事項

○　照会者の氏名、住所
○　照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
○　照会をする理由

ウ　安否情報の回答

市は、災害対策基本法に基づき、照会者の区分に応じて、以下の安否情報を提供する。

■照会者の区分と提供する情報

照会者の区分	提供する情報
被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族（上記を除く）又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人等	照会者が保有している安否情報の有無
上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報

第４節 救急救助・消防・水防活動

項　　目	担　　当
１ 救急救助活動	対策本部事務局、土木部、都市部、消防本部、消防団、自衛隊、警察、自主防災組織、事業所
２ 消防活動	消防本部、消防団、自主防災組織、事業所
３ 水防活動	対策本部事務局、土木部、消防本部、消防団

■対策の基本方針

- 発災直後に消防本部及び消防団は災害現場に出動し、消火、救出活動を実施する。
- 千葉県消防広域応援隊、緊急消防援助隊の要請を行い、広域的な体制にて消火・救助活動に当たる。
- 住民、事業所、自主防災組織は、互いに協力して初期消火、近隣の安否確認、倒壊建物等からの救出活動を行う。

１ 救急救助活動

消防本部等の関係機関は、災害対策本部に寄せられた要救助者等の情報について迅速かつ的確に把握し、自衛隊、消防団、自主防災組織、事業所等と協力して効率的に救急救助活動を実施する。

（１）救急救助活動

消防本部等は、住民からの通報等による救急救助に関する情報を収集し、迅速に救急救助活動を実施する。対策本部事務局は、被害状況に応じて自衛隊、警察等の協力を要請するほか、土木部を通じて、建設機械等の出動を要請する。

救急救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、以下の優先順位により出動する。

■救急救助の活動概要

○　救急・救助は、人命の救助及び救命処置を必要とするものを優先して実施する。
○　延焼火災が多発し、同時に規模が同程度の救急救助事案が、火災現場付近とその他の場所に併発した場合は、火災現場付近を優先し、火災の拡大状況等から総合的に判断して、救急救助の時期を失することのないよう十分留意する。
○　同時に複数の救急救助事案が発生した場合は、原則として少数の隊員で多数の人命救助ができる事案に主力を注ぐ。
○　高層建物及び地下街で、不特定多数の者を収容し、パニック等により大きな人命危険が予想される対象物に事故が発生した場合は、優先して出動し救急救助活動を実施する。
○　救急処置は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の機関と連携のうえ救急活動を実施する。

救急搬送に当たっては、以下の点に留意する。

■救急搬送における留意点

○　傷病者の搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、消防本部の車両のほか、必要に応じて、日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。 ○　救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

傷病者多数発生時の活動に当たっては、以下の点に留意する。

■傷病者多数発生時の活動における留意点

○　災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に救護所を設置し、救助隊、災害医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 ○　救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

救急救助の資機材の調達は、以下の点に留意する。

■救急救助の資機材の調達活動における留意点

○　初期における資機材の運用に当たっては、原則として関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。 ○　資機材等に不足を生じた場合は、関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救急救助に万全を期する。

救助活動に関する分担は、以下のとおりである。

■救助活動の分担と活動内容

分　担		活動内容
発　見　者		○　本部に救助要請の連絡
本　部	対策本部事務局	○　被害状況に応じて自衛隊、警察等への協力の要請
	消防本部、消防団	○　救助活動の実施
	土木部	○　成田土木事務所、建設業者、解体業者等に対し重機等の応援の要請 ○　必要資機材、物資等の現場への移送
	都市部	○　応援部隊等の現地案内等
県、警察、自衛隊等		○　救助活動への協力

（２）自治会・自主防災組織・事業所の救助活動

自治会・自主防災組織・事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して居住地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、建物等の下敷きとなっている者がいる場合は、可能な限り協力して救助を行うとともに、災害対策本部等に救助を要請する。

（３）災害救助法の適用

被災者の救出への災害救助法の適用については災害救助法の定めによる。

２ 消防活動

消防本部等は、火災に対する情報収集や消火活動、延焼防止等の消防活動、避難誘導を実施する。

なお、消防活動の詳細については、「成田市消防計画」による。

また、住民、自治会、自主防災組織、事業者等は、可能な限り初期消火活動に努め、火災の拡大を防止する。

（１）情報の収集

消防本部は、消防団の携帯無線等をはじめ、通行人、警察等のあらゆる情報媒体を活用して、火災発生等の情報を収集する。収集すべき情報は、以下のとおりである。

■収集すべき情報

○　火災の発生状況	○　自治会･自主防災組織等の活動状況
○　通行可能な道路の状況	○　無線通信の状況
○　使用可能な消防水利の状況	○　火災その他の必要な情報

（２）消防活動

ア 消防本部の活動

消防本部は、消防活動に当たっては、火災の特殊性を考慮し、以下の点に留意して消防活動を効果的に行う。

■消防活動における留意点

○　建物の密集している市街地の火災防ぎょを優先し、これらを鎮圧した後、部隊を他の火災防ぎょにあてる。

○　火災が延焼拡大し、住民の避難の必要がある場合は避難所及び避難路の安全確保に全力を傾注して防ぎょ活動を行う。

○　行政機関の施設及び医療機関の施設等は、住民生活に直接関係することから、防ぎょの重要対象物として、事後の復旧対策に支障を与えないように考慮する。

イ 消防団の活動

消防団は、消防本部と連携し、以下の活動を行う。

■消防団の消防活動概要

○　地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。

○　消防本部の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は消防本部と協力して行う。

○　要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

○　避難指示等がなされた場合には、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

ウ 住民、自治会、自主防災組織、事業者等の活動

住民、自治会、自主防災組織、事業者等は、消防機関との連携を保ちつつ、可能な限り、以下の消防活動を行う。

① 住民、自治会、自主防災組織等の活動

住民、自治会、自主防災組織等は、地震又は火災が発生した場合は、自己の安全を

確認後、以下の措置をとり、消防機関が到着した場合には、その指示に従う。

■住民、自治会、自主防災組織等の消防活動項目

○　住民に対するガスの元栓、LP ガスのバルブ閉止の呼びかけ、点検
○　初期消火活動

② 事業者の活動

事業者は、地震又は火災が発生した場合、以下の措置をとる。

■事業者の消防活動項目

○　火気の始末
○　LP ガス、都市ガス、高圧ガス、石油等の供給の遮断
○　危険物、毒劇物等の流出の点検及び危険防止措置の実施
○　初期消火活動

エ 火災への対応措置

火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、以下の措置をとる。

■火災の拡大、爆発等が発生する場合の措置

○　警察、消防本部等最寄りの防災関係機関への通報
○　自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
○　必要に応じて従業員、顧客等の避難
○　住民等に対する必要な情報の伝達
○　立入り禁止措置等の実施

オ 火災等への警戒

消防本部及び消防団は、停電回復後の通電火災、消火後の再燃火災、放火等を防止するために、自治会、自主防災組織等と協力して被災地のパトロール等を行う。

３ 水防活動

水害のおそれがある場合は、「災害応急対策編 第２章 第４節 ３ 水防計画」に準じて水防活動を行うが、地震時には河川施設の被害状況に応じて、施設等の監視、操作及び防ぎょ活動を行う。

第５節 災害警備・防犯対策

項　目	担　当
１ 災害警備	警察
２ 防犯対策	市民生活部、警察、自主防災組織

■対策の基本方針

- 不在家屋や店舗等を狙った窃盗事件、災害後の混乱に乗じた悪徳商法や放火等が発生することがあるため、警備・防犯対策を強化する。

1 災害警備

（１）基本方針

警察は、「千葉県警察災害警備実施計画」に基づき、地震が発生し又は発生するおそれがある場合において、他の関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

（２）警備体制

警察は、地震が発生し又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 署警備本部

警察署長が必要と認めた場合、市内に震度５強以上の地震が発生した場合、又は内閣総理大臣の警戒宣言が発表された場合等

イ 署警備対策室

警察署長が必要と認めた場合、市内に震度５弱の地震が発生した場合、又は東海地震注意情報が発表された場合

ウ 署警備連絡室

警察署長が必要と認めた場合、市内に震度４の地震が発生した場合、又は東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合等

（３）災害警備活動要領

ア 要員の招集及び参集
イ 地震、その他災害情報の収集及び伝達
ウ 装備資機材の運用
エ 通信の確保
オ 負傷者の救出及び救護
カ 避難誘導及び避難地区の警戒
キ 警戒線の設定
ク 災害の拡大防止と二次災害の防止
ケ 報道対応
コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
サ 死傷者の身元確認、遺体の収容
シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

ス　地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
セ　協定に基づく関係機関への協力要請
ソ　その他必要な応急措置

２ 防犯対策

警察は、被災地における犯罪の防止を図るため、地域の巡回パトロールを行う。

また、市民生活部は、被災地・避難所の周辺において犯罪等の危険を防止するため、警察に協力するとともに、被災地においては周辺の自治会、自主防災組織等に、避難所周辺においては避難所運営委員会に協力を要請し、警備を行う。

第６節 交通の確保・緊急輸送

項　　目	担　　当
１ 緊急輸送道路の確保	市民生活部、土木部、警察
２ 緊急通行車両等の確認	総務部
３ 運転者のとるべき措置	市民生活部
４ 緊急輸送	総務部、対策本部事務局、経済部、都市部、警察

■対策の基本方針

- 道路の損壊、交通管制施設の機能停止、運転車両の被災等が多発し、緊急車両の通行障害等が発生するため、道路管理者、警察が連携して道路の状況を把握するとともに、交通規制を円滑に行う。
- 緊急輸送道路は、地震発生直後に警察が交通規制を行う。
- ヘリコプター等、可能な輸送手段を最大限活用するため、陸路・空路のネットワークが有機的に結合するように輸送環境を確立する。

１ 緊急輸送道路の確保

災害時には、緊急輸送道路等は、避難誘導、負傷者の搬送、人員・物資の輸送等応急復旧活動を行ううえで重要な役割を担っている。

災害が発生した場合に、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急輸送道路を確保するために、関係機関は情報を収集し、計画的な交通規制を行う。

＜資料編８－５　緊急輸送道路＞

（１）交通情報の収集

市民生活部は、県警察本部交通管制センター、成田警察署、成田国際空港警察署、道路交通情報センターと連絡をとり、交通情報の収集を行う。

■交通情報の収集項目

○　主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し
○　交通規制の実施状況
○　特に危険と認められた道路及び橋梁の位置
○　その他必要な事項

（２）緊急輸送道路に対する措置

土木部は、道路管理者と連携を図り、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、以下のような措置を実施する。

■緊急輸送道路に対する措置

○　交通規制の必要性について警察と連絡調整を図る。
○　土砂崩れ等による通行障害が生じた場合は、二次災害に留意して応急復旧を図る。この場合、建設業者等に協力を求める。
○　崩壊の危険のある路肩等には必要に応じて標識灯等を設置する。
○　国・県の管理する道路の交通確保については、国土交通省による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の出動・支援等早期の対策を要望するほか、必要に応じて復旧作業を行う。
○　交通規制等を行う場合は、交通安全協会等に協力を要請する。

（３）道路啓開

道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急活動の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、以下の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に災害時には車両の移動等が行われることがあることを周知する。

ア　緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して以下のことを実施する。

■放置車両対策

○　緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令する。 ○　運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認する）する。

イ　土地の一時使用

アの措置のため、やむを得ない場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる（沿道での車両保管場所の確保）。

ウ　関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である市町村（指定都市を除く。）に対し、災害応急活動が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。

（４）交通規制の実施

ア　実施機関

災害時において、以下の機関は、交通の混乱を防止し、緊急輸送道路を確保するため、交通規制を実施する。

■交通規制等の実施機関及び規制を行う状況・内容

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法第４条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものをすることができる。	道路交通法第５条
警 察 官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法第76条の３第１項 第76条の３第

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
	また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。	２項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第６条第４項、第75条の３
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の３第１項、第２項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の３第３項、第４項
道路管理者	道路の破損欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限することができる。	道路法第46条
	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。 また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の６

イ　県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、被災者の救援、緊急物資の輸送への対処を目的として、千葉県内道路を緊急輸送道路１次路線と２次路線とに分類し、交通規制の対象とする緊急輸送ネットワークを構築している。

なお、市内の該当する緊急輸送ネットワークは、以下のとおりである。

■市内の緊急輸送道路

路線区分	目　的	路線名
１次路線	隣接都県との連携強化及び県庁と主要都市等を相互に結ぶ高速道路、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と、これらの道路から県の本庁舎及び県土整備部出先機関や空港及び主要港湾へ通じる道路等	東関東自動車道水戸線、成田国際空港線、一般国道 51 号、一般国道 295 号、一般国道 296 号、一般国道 356 号、一般国道 408 号、一般国道 409 号、一般国道 464 号
２次路線	１次路線と市町村役場、主要な防災拠点を相互に連絡する幹線的な国・県道、市町村道	主要地方道成田松尾線、主要地方道成田小見川鹿島港線、一般県道大栄栗源干潟線、市道ＪＲ成田駅前線、市道花崎町栗山線、市道北羽鳥餅井田線、市道北羽鳥上萱場線

２ 緊急通行車両等の確認

（１）申請手続き

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第 76 条に基づく通行の禁止又は制限を行った場

合、緊急輸送のための車両の使用者の申し出により、災害対策基本法施行令第 33 条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

総務部は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を知事又は公安委員会に提出する。知事又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

＜資料編【様式】１－３－１　緊急通行車両等確認申請書＞

（２）緊急通行車両等の事前届出について

ア　公安委員会では、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第 50 条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

イ　公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、標章及び確認証明書を交付する。

ウ　標章の交付を受けた車両については、交通検問所で緊急交通路の通行を求めるときは、標章及び確認証明書を提示し、現に災害応急対策を実施するための運転中の車両であることの確認を受ける。

＜資料編【様式】１－３－２　緊急通行車両確認証明書＞
＜資料編【様式】１－３－３　緊急通行車両標章＞

３ 運転者のとるべき措置

市民生活部は、運転者のとるべき措置について、以下の事項を周知する。

■運転者の対応措置

○　走行中の車両の運転者は、以下の行動をとること。
- できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- 停止後は、カーラジオやＳＮＳ等により災害情報及び交通情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。
- 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

○　避難のために車両を使用しないこと。

○　通行禁止区域等においては、以下の措置をとること。
- 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
  （１）道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
  （２）区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

・通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を執ることができないときは、警察官が自らその措置を執ることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）

４ 緊急輸送

傷病者等の搬送や食料、飲料水、生活必需物資等の確保などの各種救援、救護活動を実施するために、緊急輸送を実施する必要がある。

このため、関係機関と連携して、緊急輸送ルートの確保、輸送手段の確保等を図り、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、総合的・積極的に緊急輸送を行う。

（１）緊急輸送の実施

緊急輸送は、市有車両のほか、輸送業者等に協力を要請して行う。

また、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、臨時ヘリポートを開設し、県又は自衛隊にヘリコプターによる輸送を要請する。

ア　緊急輸送の対象項目

市及び防災関係機関が実施する緊急輸送の対象項目は、以下のとおりである。

■緊急輸送の対象項目

○　消防、救急救助及び医療救護のための要員、資機材
○　医療救護を必要とする人（傷病者等）
○　災害対策要員
○　食料、飲料水、生活必需物資等の救援用物資
○　応急復旧用資機材
○　避難を要する避難行動要支援者
○　その他災害対応に必要な物品・人員

イ　車両の確保・燃料の調達等

市有車両だけでは緊急輸送車両が不足する場合、車両の確保や燃料の調達は、以下のように行う。

① 車両の確保

市有車両を活用し燃料の調達等を行う。

市有車両のみで緊急輸送が困難な場合、総務部は、以下のように車両を確保する。

■車両の確保

○　市内の輸送業者からトラック等を要請
○　特殊車両は、建設業者等に要請
○　県を通じて（一社）千葉県トラック協会等に要請
○　他市町村に要請

② 燃料の調達

総務部は、市有車両や借上げ車両に必要な燃料を燃料販売業者から調達する。

ウ　配車計画

総務部は、車両を管理し、市各部の要請に基づいて配車計画を立てる。市各部において車両を必要とする場合は、様式に記入のうえ、総務部に要求する。

（２）食料・物資集配拠点の設置

経済部は、食料・物資集配拠点を設置する。また、協定締結、又は締結していない民間

物流業者に協力を要請し、連携しながら、食料・物資集配拠点を運用する。

＜資料編７－４　食料・物資集配拠点一覧＞

（３）鉄道による輸送

経済部は、車両による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、鉄道事業者に、鉄道輸送を要請する。

（４）ヘリコプターによる輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、協定団体に直接又は県を通じて自衛隊等のヘリコプターによる輸送を要請する。

その場合、都市部は、自衛隊等と連携して、臨時ヘリポートを開設する。

臨時ヘリポート開設に当たっての注意すべき事項は、以下のとおりである。

＜資料編８－３　ヘリコプター臨時離発着可能地点の位置基準＞

＜資料編８－４　ヘリコプター臨時離発着場一覧＞

■臨時ヘリポート開設に当たっての注意すべき事項

地表面の条件整備	○　地面等が乾燥している場合には散水に配慮する。 ○　草地の場合は硬質で丈の低いものが望ましい。
着陸点の表示	○　着陸点（直径 30m）の中央に石灰等を用いて直径 10m の円を描き中央にHと記す。
その他の留意事項	○　救急車、輸送車両の出入に便利なこと。 ○　電話その他の通信手段の利用が可能であること。 ○　風向を確認するための旗又は吹き流しを設置する。

第７節 避難対策

項　　目	担　　当
１ 避難指示等	対策本部事務局、消防本部、消防団、警察、自衛隊、自主防災組織
２ 自主避難	対策本部事務局、施設管理者
３ 避難誘導	消防本部、消防団、施設管理者、警察、自主防災組織
４ 避難所の開設	避難所運営委員会、避難所担当職員、教育部、対策本部事務局、施設管理者
５ 避難所の運営	避難所運営委員会、避難所担当職員、教育部、施設管理者
６ 避難所外避難者への支援	市各部、自主防災組織
７ 広域一時滞在	対策本部事務局、土木部、市民生活部、県

■対策の基本方針

- 避難者の避難誘導及び支援は、自治会、自主防災組織等の地域が行うことを原則とする。延焼火災、危険物の漏出等の危険がある場合は、避難指示等を発令し安全な場所に誘導する。
- 避難所では、避難所担当職員、学校職員、施設職員、自治会、自主防災組織等が連携して、開設、受入れ等の初動活動を行う。
- 避難所の運営主体は、自治会等の地域団体、自主防災組織、避難者等による自主運営組織（避難所運営委員会）とし、市、関係団体及びボランティアの協力のもと、避難所の円滑な運営と避難者間の融和を図る。
- 避難生活では、要配慮者の負担を軽減するため、介護支援や福祉避難所の設置など必要な配慮を行う。
- 避難所の運営に当たっては女性の意見をとり入れることが重要であることから、避難所運営委員会に女性を含める。

1 避難指示等

危険地域の住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に指定避難所等に収容し、保護する。

（１）避難指示等の基準

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、本部長は、その状況に応じて適切な避難指示等の発令を行う。

■避難指示等の種類及び発令基準

種　　類	内　　容	基　　準
高齢者等避難	災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等※が危険な場所から避難するべき状況において、必要な地域の居住者等に対し、発令する。	○　状況により本部長が必要と認めるとき。

	※高齢者等の「等」には、障がいのある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。	
避難指示	災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、住民等を避難のため立退かせるものである。	○ 余震、火災の拡大、崖崩れ、危険物質の流出拡散等により、住民に危険が及ぶと認められるとき。 ○ その他災害の状況により、本部長が必要と認めるとき。
緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、安全を確保するための措置を指示するものである。	○ 状況により、本部長が必要と認めるとき。

ア　実施者

避難命令を発する権限のある者は、それぞれの法律により、以下のように定められているが、災害対策の一次的な実施者である本部長を中心として、相互に連絡をとり実施する。

■避難指示等の発令権者及び要件

発令権者	避難指示等を行う要件	根拠法例
市　長	○ 住民の安全、身体に危険を及ぼすと認めるとき。	災害対策基本法第60条
知　事	○ 災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第６項
警察官	○ 市長から要請があったとき。 ○ 市長が措置をとることができないと認められるとき。 ○ 人の生命又は身体に危険を及ぼし、若しくは財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第４条
自衛官	○ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき。	自衛隊法第94条
知事、知事の命を受けた県職員	○ 地震に伴う地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して立ち退くべきことを指示する。	地すべり等防止法第25条

イ　避難指示等の内容

避難指示等を発令する場合には、以下の内容を明示する。

■避難指示等の発令内容

○ 避難を要する事由	○ 避難行動における注意事項
○ 避難対象区域	○ 危険箇所

（２）警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、次により警戒区域を設定する。

■警戒区域の設定

○ 本部長等は、災害対策基本法第 63 条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急活動に従事する者以外の者に対して当該区域への立入り

を制限し、又は禁止し、若しくは当該区域から退去を命ずることができる。
○　警察官は、前項の業務を行使する職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。この場合、実施後直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。
○　災害の派遣を命じられた自衛官は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき、この職権を行うことができる。
○　警戒区域の設定に伴う措置は、本部が、警察等の協力を得て実施する。

なお、地震の発生により警戒区域の設定が必要とされる場合については、以下のようなものが想定される。

■警戒区域を設定

○　崩壊危険のある大規模建物周辺地域
○　施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域
○　施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域
○　放射線使用施設の被害により被曝の危険が及ぶと予想される地域
○　その他住民の生命を守るために必要と認められるとき

（３）住民への伝達

避難指示等を発令又は解除した場合、直ちに以下の方法により住民に伝達し、周知徹底を図るとともに、本部長は、知事に報告する。

なお、周知に当たり、警察、自治会、自主防災組織等に協力を要請する。避難の措置を行った場合は、その内容を県、警察、自衛隊等と相互に情報共有する。

■住民への伝達方法・内容

伝達方法	伝達内容
○　防災行政無線・広報車による広報 ○　消防本部・警察・行政協力員を通じての周知 ○　報道機関の協力による周知 ○　メール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）による広報 ○　インターネット（市ホームページ及びSNS）による広報	○　避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、気象予警報等） ○　避難対象地域（所在地、施設名等） ○　避難行動における注意事項（避難行動時の最小携行品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等） ○　危険箇所

２ 自主避難

住民は、災害の状況により自らの生命又は身体等に危険が及ぶと判断した場合は、地域の自主防災組織等を中心とした自主避難を行うことを基本とする。

３ 避難誘導

避難誘導は、災害の規模、状況に応じて以下のとおり行う。

（１）住民の避難誘導

住民の避難誘導は、現場にいる職員、警察、消防団員、自主防災組織等が行う。誘導に当たっては、できるだけ区・自治会等の集団避難を行う。要配慮者の避難誘導を優先させ、特に避難行動要支援者の避難誘導は、原則として区・自治会等の協力により行う。

（２）学校、事業所等における避難誘導

学校、事業所等多数の人が集まる場所の避難誘導は、原則として施設の防火管理者や管理責任者等が行う。

（３）交通機関等における避難誘導

交通機関等における避難誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき実施する。

（４）携行品の制限

携行品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとする。

４ 避難所の開設

建物の倒壊や火災により、多くの住民が住む場所を失うものと予想される。そのため市は、避難所を開設し、被災者の安全確保と一時的な生活場所を確保する。

震度６弱以上の場合は、避難指示等の有無に係わらず、原則としてすべての指定避難所を開設するが、それ未満の場合でも、必要に応じて対策本部事務局が指定避難所の開設を指示する。

避難所開設の詳細については、「成田市避難所運営マニュアル（活動編）」を参照のこと。

（１）指定避難所の開設手順

避難開始から指定避難所を開設するまでの基本的な流れは、避難開始の時間帯に応じて次頁の図（市立学校の場合を例示）に示すとおりである。

福祉避難所の開設については、「災害応急対策編 第１章 第 18 節 要配慮者への対応」を参照のこと。

（２）指定避難所の安全点検

指定避難所の開設に当たっては、避難所施設が被災している可能性があるため、避難者が建物内への立ち入る前に施設管理者・職員又は避難所担当職員が安全を確認したうえで避難所を開設する。

必要に応じて、応急的な安全措置を実施し、目視で危険が認められる箇所は立ち入りの禁止を表示し、早急に避難所の応急危険度判定を土木部に要請する。

（３）指定避難所の開設

指定避難所の開設（安全確認・開錠・早期の避難者誘導）は、勤務時間内においては、避難所担当職員が到着するまでの間、施設管理者が行うものとし、勤務時間外においては、事前協議に基づき、鍵の保有者が行う。

（４）指定避難所開設の広報

市は、指定避難所の開設後、速やかに住民に対して避難所開設を広報する。

（５）県への報告

対策本部事務局は、指定避難所の開設後、県に対して避難所開設に関わる以下の事項を報告する。

■県への報告事項

○　指定避難所の位置、施設名称及び連絡先	○　避難者数
○　不足物資	○　開設・閉鎖日時

＜資料編【様式】２－１－７　避難所等情報＞

（６）臨時避難所の開設

ア　指定避難所の収容スペースが不足した場合

多数の避難者の発生等により、指定避難所だけでは収容することが不可能となった場合には、他の市所管施設を臨時の避難所として開設する。

また、必要に応じて本部長は、民間の施設管理者に対し、臨時の避難施設としての施設の提供を要請する。

イ　指定避難所以外の施設に避難者が集結した場合

市は、避難者に指定避難所に避難するよう指示する。ただし、指定避難所に収容することが困難な場合は、施設管理者の同意を得たうえで、臨時の避難所として開設する。

ウ　職員の派遣

市は、臨時避難所を開設する場合も、指定避難所と同等に職員を派遣する。

■指定避難所の開設手順

・施設の職員がいる時間帯

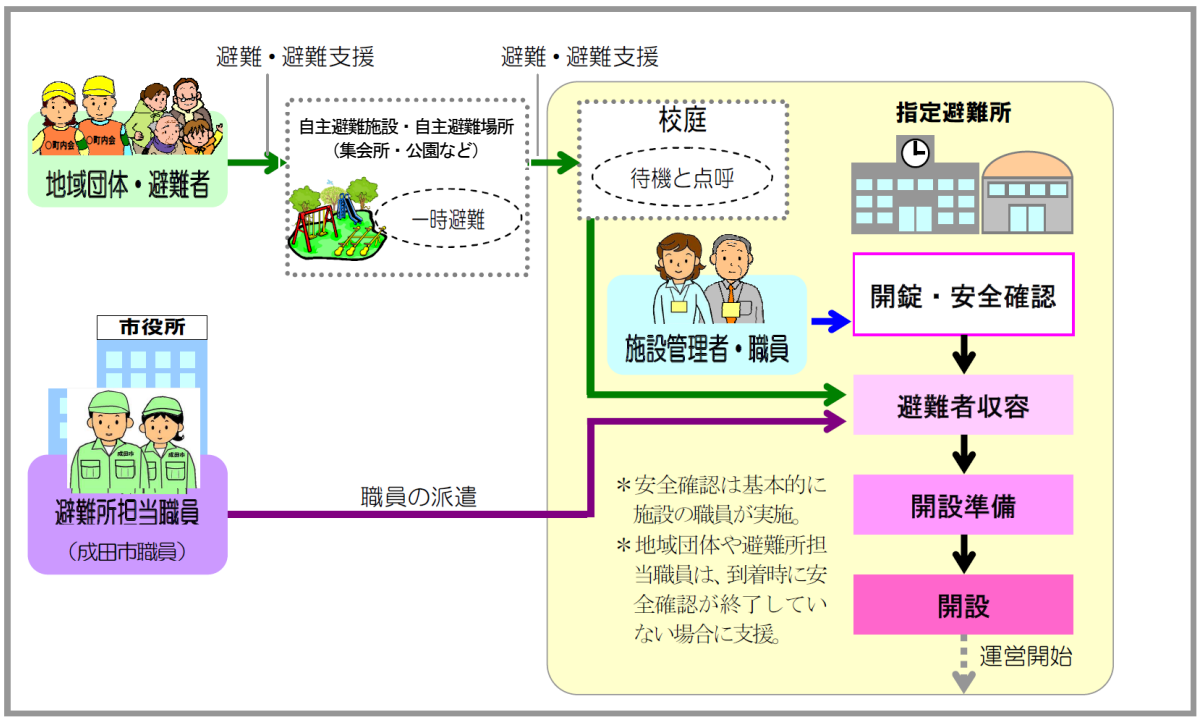

・施設の職員がいない時間帯

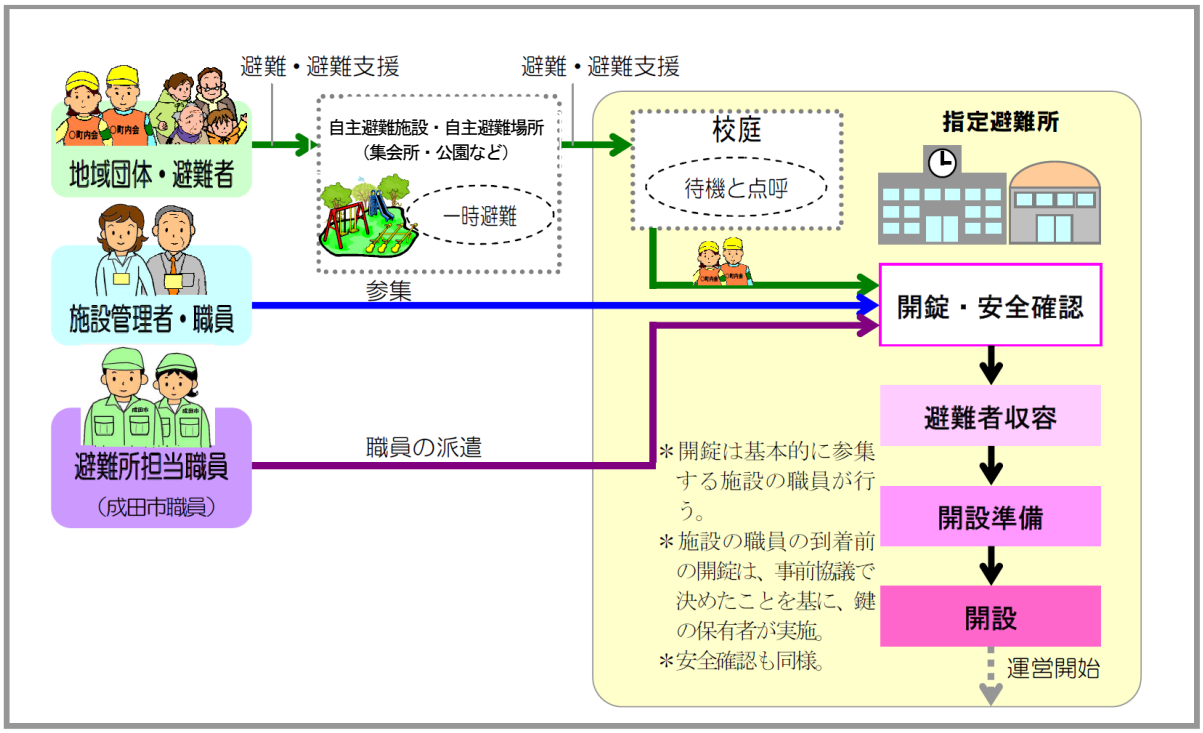

出典）「成田市避難所運営マニュアル（活動編）」

５ 避難所の運営

避難所の運営に際しては、開設したすべての指定避難所の避難者数などを把握したうえで、避難所としてより整備されている拠点指定避難所への避難者の集約を検討する。

避難所の運営主体は、自治会等の地域団体及び避難者による自主運営組織（避難所運営委員会）とし、市、関係団体及びボランティアの協力のもと、避難所の円滑な運営と避難者間の融和を図っていく。

なお、避難所運営の詳細については、「成田市避難所運営マニュアル（活動編）」を参照のこと。また、避難所での防疫・清掃・し尿処理等については、「災害応急対策編 第１章 第９節 防疫・清掃・廃棄物処理」を参照のこと。

（１）避難所運営体制の確立

避難所は、地域団体、避難者、避難所担当職員及び施設管理者・職員がそれぞれの役割を果たし、協働して運営する。

避難所担当職員の協力の下、地域団体はその組織力を生かし「避難所運営委員会」を立ち上げ、各活動の分担と統率を行い、組織的に運営する。

避難所運営委員会の組織図を以下に例示する。

■避難所運営委員会の組織図（例）

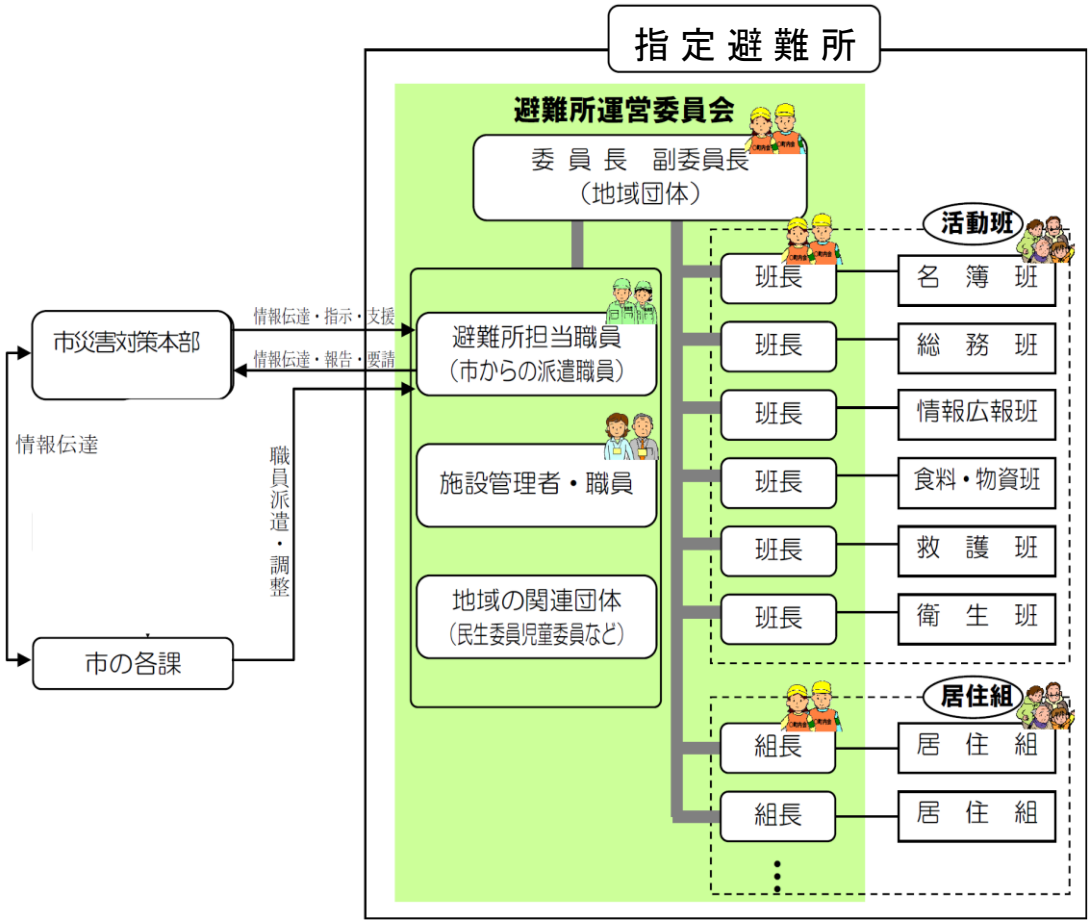

出典）「成田市避難所運営マニュアル（活動編）」

■【地域団体】避難所運営の役割

○　組織力を生かし、避難所運営の中心となって各種活動を行う。 ○　特に、避難所の組織である「避難所運営委員会」の立ち上げ当初については、委員会の中心メンバーとして活動する。

■【避難者】避難所運営の役割

○　地域団体等と連携して、避難所運営の各種活動を積極的に行う。 ○　避難所が長期化する場合、避難所運営の時間経過とともに、避難所運営の中心的役割を担い、最終的に避難者による自主運営を行う。

■【避難所担当職員】避難所運営の役割

○　地域団体、避難者、施設管理者等と連携しながら、避難所運営の全般に携わる。 ○　特に、災害対策本部との情報伝達により、避難所内の課題解決に向けた要請や調整を行う。

■【施設管理者・職員】避難所運営の役割

○　避難者の居住スペースや共有スペースの設置の調整など、避難所の施設利用に関することを中心に、避難所運営の各種活動に携わる。

（２）運営の概要

避難所運営の概要を以下に示す。

■避難所運営の概要

○　避難者カードの作成及び避難者の把握（情報公開も含む支援内容の把握）
○　食料、生活必需物資の請求、受け取り、配給
○　災害対策本部への運営状況の報告
○　避難所日誌の作成
○　職員の避難所への派遣状況の報告
○　その他

＜資料編【様式】１－６－１　避難者状況報告書＞
＜資料編【様式】１－６－２　避難者カード＞
＜資料編【様式】１－６－３　避難者名簿＞
＜資料編【様式】１－６－４　在宅避難者名簿＞
＜資料編【様式】１－６－５　避難所ペット登録台帳＞
＜資料編【様式】１－６－６　物資配送依頼票＞
＜資料編【様式】１－６－７　避難所用品管理票＞
＜資料編【様式】１－６－８　避難所運営委員会編成名簿＞
＜資料編【様式】１－６－９　避難所運営委員会記録用紙＞
＜資料編【様式】１－６－１０　簡易避難者カード＞

（３）避難生活の長期化対策

避難生活の長期化に備えて、燃料の確保、入浴・洗濯対策、防犯対策、医療相談・診療、家庭動物対策、ボランティア活動の支援などについて、実施を検討する。

（４）避難所における要配慮者への配慮

市は、要配慮者にとって避難所での生活ができる限り支障の少ないものとなるよう、以下の事項に配慮する。

■避難所における要配慮者への配慮

○　福祉避難室（要配慮者用専用スペース）の確保
○　障がい者への情報伝達
○　要配慮者に必要な物資等の整備
○　間仕切り

（５）避難所における女性への配慮

市は、避難所運営に当たっては、以下の事項に配慮する。

■避難所における女性への配慮

○　女性専用の相談窓口	○　防犯対策
○　女性専用の物資配布	○　間仕切り
○　女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置	

（６）ＬＧＢＴ（性的少数者）への配慮

市は、避難所を管理運営する場合、避難生活において、ＬＧＢＴ（性的少数者）である被災者が、理解不足等からくる偏見や差別による、共同生活の困難を感じさせないよう、配慮する。

（７）安否情報の提供

市及び県は、消防本部、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう、特に個人情報の管理の徹底に努める。

（８）避難者情報の取扱い

避難者情報については、あらかじめ避難者カードなどを用いて避難者から情報公開についての同意を得るなど、個人情報の取り扱いに注意する。

保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

（９）家庭動物同伴者への対応

教育部及び避難所の施設所管課は、施設管理者、環境部と連携し家庭動物同伴者に対し「災害時における避難所運営の手引き（千葉県、令和４年３月）」、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省、平成 25 年６月）」、「人とペットの災害対策ガイドライン（環境省、平成 30 年３月）」を参考に、家庭動物の収容場所を確保する。

また、トラブル等が起きないよう避難所内への同行を禁止するとともに、餌・ケージの確保、飼養は飼養者の責任とする等ルールを周知する。

ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。

なお、避難生活に支障となる家庭動物問題が生じた場合、環境部は、印旛保健所（印旛健康福祉センター）及び（公社）千葉県獣医師会等と連携しボランティア団体等の協力を得て、適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護・管理及び環境衛生の維持に努める。

（１０）車中・テント泊避難者への対応

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

車中・テント泊避難者に対しては、エコノミークラス症候群等の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

（１１）避難所の閉鎖

避難所の閉鎖については、対策本部事務局がライフライン復旧状況や住まいの確保等被災者の生活再建の目処が立った時点で判断する。閉鎖に当たっては避難者に閉鎖を予告して、順次閉鎖する。学校施設については、授業再開に必要となる教室等から閉鎖する。

ただし、災害救助法の適用を受けるときは、同法の規定により避難所の開設期間は、7 日間であるが、状況により期間を延長する場合は知事の事前承認を受ける必要がある。

（１２）災害救助法の適用

避難所の設置への災害救助法の適用については災害救助法の定めによる。

６ 避難所外避難者への支援

（１）避難所外避難者の把握及び支援

市は、在宅の避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

また、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報提供等必要な支援に努める。

（２）市外避難者への対応

市は、市外へ避難した住民の安否を把握するため、市外避難者に対し、避難先及び安否について市に連絡するよう、市ホームページや報道機関等を通じて呼びかけを行う。また、住民や自主防災組織の協力を得て市外避難者に関する情報を収集し、市外へ避難した住民の把握に努める。

７ 広域一時滞在

災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、本部長が、市域外への広域的な避難が必要と判断した場合、他市町村への受入れについて、県内他市町村に直接要請し、県外他市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求める。

また、他県や他市町村から被災者の受入れの要請を受けた場合、関係市町村と協議を実施し、市も被災している等の理由がある場合を除き、被災者を受入れ、滞在施設提供等の支援を行う。

（１）広域一時滞在の要請

県内の他市町村の受入が可能と予想される場合は、市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。

また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入れ協議を行うよう要請する。

（２）広域一時滞在の受入

他市町村又は県から市への広域一時滞在の受入れを要請された場合は、市も被災している場合等の理由がある場合を除いてこれを受諾する。

また、公営賃貸住宅や民間賃貸住宅等を活用して一時滞在用施設を提供し、市各部が連携して広域避難者の受入れに努める。

（３）広域避難者への支援

ア　避難者情報の提供

住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となることから、市民生活部は、広域避難者を受け入れた場合、避難者から、避難先等に

関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ　住宅等の滞在施設の提供

土木部は、公共施設等の受入体制を補完するため、広域避難者に対し民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ　被災者への情報提供等

市民生活部は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

第８節 応急医療・救護活動

項　　目	担　　当
１ 医療救護活動	健康推進部、消防本部、印旛保健所（印旛健康福祉センター）、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会、（一社）印旛郡市薬剤師会（成田市薬剤師会）、（一社）千葉県助産師会
２ 避難所における医療救護活動	健康推進部、印旛保健所（印旛健康福祉センター）、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会、（一社）印旛郡市薬剤師会（成田市薬剤師会）、（一社）千葉県助産師会
３ 医薬品等の確保	健康推進部、印旛保健所（印旛健康福祉センター）、千葉県赤十字血液センター、（一社）印旛郡市薬剤師会（成田市薬剤師会）

■対策の基本方針

- 救護本部を速やかに設置し、県及び関係機関等と連携して救護活動を行う。
- （公社）印旛市郡医師会及び（公社）印旛郡市歯科医師会等の協力の下、直ちに情報収集に努め、市内の医療施設の被災状況、避難所等における傷病者の人数を確認し、救護所にて傷病者の緊急度の見極め（トリアージ）や応急手当を行う。
- 重症者は市内の救急告示病院（災害医療協力病院）で対応を行い、対応できない場合は、災害拠点病院等に搬送する。
- 避難生活が長期にわたる場合は、印旛保健所（印旛健康福祉センター）と連携して避難所内において健康相談を実施し、二次的疾患の予防対策を行う。

1 医療救護活動

災害時は、負傷者が一度に多数発生し、医療救護ニーズが高くなる一方、社会の混乱や医療機関の被災によって、医療救護ニーズと医療救護サービスの供給とのアンバランスが生じる。本部長は、県（印旛保健所（印旛健康福祉センター））、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会、（一社）印旛郡市薬剤師会（成田市薬剤師会）、（一社）千葉県助産師会及び医療機関との連携により、医療救護スタッフ、医療材料品等を確保し、医療救護活動を実施する。

医療救護活動への災害救助法の適用については災害救助法の定めによる。

■災害救護活動における関係機関との連携体制

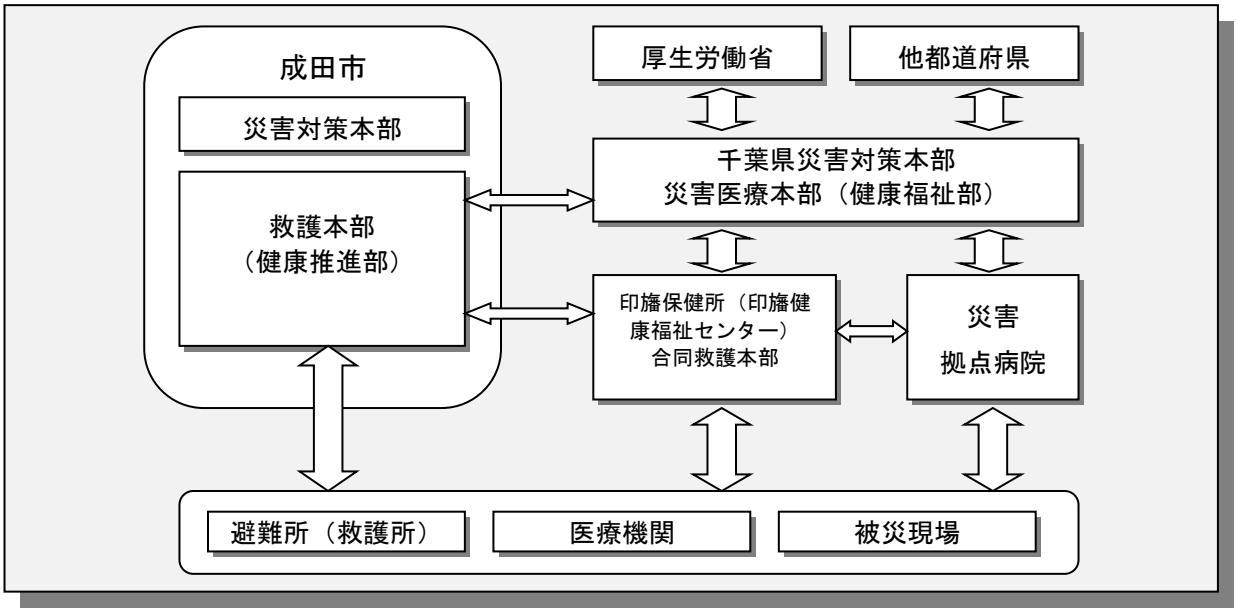

（１）救護本部の設置

健康推進部は、保健福祉館に救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。

県が合同救護本部（印旛保健所（印旛健康福祉センター））を設置した場合は、合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体、近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。また、合同救護本部へ職員を派遣する等により、合同救護本部の活動に協力する。

（２）医療に関係する情報の収集

救護本部は、医療機関、（公社）印旛市郡医師会等の関係団体、消防本部、警察、その他の関係機関と連携し、以下の医療に関係する情報の収集を行うとともに、合同救護本部等の関係機関へ情報提供する。

■医療情報の収集事項

○　傷病者等の発生状況	○市内全域のガイドライン
○　医療施設の被害状況、診療機能の確保状況	○福祉施設の状況
○　避難所及び救護所の設置と避難者数の状況	○避難行動要支援者、難病患者の状況
○　医薬品及び医療資器材の需給状況	
○　医療施設、医療救護所等への交通状況	
○　その他医療救護活動に資する事項	

（３）救護所の設置

救護本部は、傷病者の収容に当たり、必要に応じて（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会等の協力を得て、市内の病院、有床・無床診療所を被災状況に応じて活用するが、以下のような場合には指定避難所に救護所を設置する。救護所を設置したときは、設置、運営状況を合同救護本部に報告する。

■救護所の設置基準

○　市内の医療機関が被災により、その機能が低下又は停止したために、医療機関だけでは対応しきれない場合
○　傷病者が多数で、医療機関だけでは対応できない場合
○　被災地と医療機関との位置関係、又は傷病者数と搬送能力との問題から被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間を要するため、被災地での救護活動が必要な場合

ア 設置体制

救護本部は、必要となる資機材を所定の場所に運び込むなどして救護所を設置する。

救護所を担当する医師、看護師、薬剤師等は救護本部の指示、又は自らの判断により、所定の救護所に参集するが、人員の確保が困難な場合、救護本部は県（合同救護本部）に支援を要請する。

イ 活動内容

救護所では、以下のような活動を行う。

■救護所の活動内容

○　傷病者の応急手当
○　トリアージ（負傷者の傷害等の程度の判別）
○　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
○　転送困難な患者、軽傷患者等に対する医療
○　助産
○　死亡の確認
○　医療救護活動の記録・報告
○　災害対策本部への収容状況等の報告
○　医薬品や医薬材料等の提供と管理

＜資料編【様式】１－７－１　取扱患者台帳＞
＜資料編【様式】１－７－２　救護所運営記録簿＞
＜資料編６－１　救急告示医療機関一覧＞
＜資料編６－２　トリアージタッグ＞

ウ 経費の負担

市が開設した救護所における医療費は無料とし、医療施設における医療費は、原則として患者の負担とする。

（４）医療救護チームの支援要請

ア （公社）印旛市郡医師会及び（公社）印旛郡市歯科医師会に対する要請

救護本部は、必要に応じて協定に基づき、（公社）印旛市郡医師会・（公社）印旛郡市歯科医師会に対して、医師その他医療関係者からなる医療救護チームの編成・出動等を要請する。医療救護チームは、状況に応じて医師、看護師、事務員等で編成する。

＜資料編２－４　災害応援協定等一覧【医療、救護関連】＞

イ 県に対する医療救護班の支援要請

市において医療救護活動が困難な場合、本部長は、県（合同救護本部）に対して医療救護班による支援を要請する。

ウ 県が派遣する医療救護班

市からの支援要請があったときは、知事は千葉県地域防災計画（千葉県災害医療救護計画）に基づき、以下の医療救護班を派遣する。救護所の管理者及び医師等は、DMAT 現場活動指揮所が設置された場合、また県内外からの医療救護チームを受け入れた場合には、その活動に協力する。

■医療関係機関の医療救護班

○　県が組織する救護班
○　日本赤十字社千葉県支部が組織する医療救護班
○　（公社）千葉県医師会が組織する医療救護班
○　（一社）千葉県歯科医師会が組織する医療救護班
○　（一社）千葉県薬剤師会が組織する医療救護班
○　（公社）千葉県看護協会が組織する医療救護班
○　（公社）千葉県柔道整復師会が組織する医療救護班

○　国立病院機構で組織する医療救護班
○　災害拠点病院で組織する災害派遣医療チーム（DMAT）

（５）傷病者等の搬送

災害時、多数の傷病者が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難となることをふまえ、傷病者等の搬送の原則を以下のとおりとする。

■傷病者等の搬送に関する原則

○　緊急車両による搬送は重症者を優先する。
○　医療救護チーム等は、応急処置を実施したうえで、更に医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者（他者の協力が得られない場合を含む。）の搬送を救護本部又は県（合同救護本部）に要請する。
○　住民は、自らの安全を確保したうえで、一次救護施設（救護所や医療機関等）への搬送が必要と思われる傷病者等について自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等、可能な範囲で協力する。
○　自ら移動することが困難な者を搬送する場合は、以下に示す搬送の原則のとおり、市又は県が主体となり、消防本部・警察・自衛隊等の防災関係機関やタクシー・バス・患者搬送車両などを有する民間事業者等とも連携し、搬送を実施する。
・被災現場から一次救護施設へ搬送する場合、市が主体
・一次救護施設から二次救護施設（病院等）へ搬送する場合、市が主体となり県が協力
・二次救護施設から三次救護施設（周辺地域や遠隔地の病院等）へ搬送する場合、県が主体となり市が協力

２ 避難所における医療救護活動

救護本部は、避難生活が長期化した場合、避難者の健康維持のための活動を実施するとともに、避難者の心理的な負担を軽減するため、こころのケアを実施する。

（１）保健活動

救護本部は、被災者の健康が損なわれることのないよう、必要に応じて合同救護本部と調整し、以下のとおり保健活動を行う。

■保健活動の概要

○　要配慮者の健康状態の把握を行い、印旛保健所（印旛健康福祉センター）が把握する要配慮者に関する情報との共有・交換を行う。
○　保健活動チームを編成し、避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。
特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。
○　災害発生後早い時期から、こころのケア、食中毒や感染症の発生予防等について、印旛保健所（印旛健康福祉センター）と連携して予防活動を実施する。
○　避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制（人・場所）を確保し、被災者の健康管理と併せて避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミークラス症候群等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。
○　食中毒等の予防のため、被災者等並びに避難所等に対し、食品衛生指導の徹底を図る。
○　避難所などでの巡回診療等で治療や投薬を行った場合には、医療救護チームはその結果を記録するとともに、患者自身に治療記録を所持してもらい事後の治療に役立てるために、「災害時の治療記録（適宜）」又は「お薬手帳」等に治療結果等を記載し、患者に渡す。

（２）こころのケア対策

救護本部は、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力によりカウンセリング等を行い、被災者や要配慮者の精神的負担の軽減に努める。概要は以下のとおりである。

■保健活動の概要

○　相談業務の実施 ○　ヘルパー・ボランティア等相談要員の確保、派遣 ○　要配慮者の介護要員の確保、派遣 ○　避難所救護センターへのカウンセラー、精神科医等の派遣 ○　こころのケアのための資機材の整備

３ 医薬品等の確保

医薬品等の確保については、市の調達分で対応するが、不足する場合は、関係機関等に協力を要請する。

（１）医薬品等の確保

救護本部は、以下のとおり医薬品、医療材料品等を確保する。

■医薬品等の確保方法

○　医薬品等は、市の調達分で対応する。 ○　医薬品等が不足する場合は、医師、歯科医師等が携行した医薬品等を使用する。（費用については市が実費弁償する。） ○　医師、歯科医師等が携行した医薬品等でも不足する場合は、県（合同救護本部）を通じて薬品業者、他医療機関等に要請する。

（２）血液製剤等の確保

血液製剤が不足した医療機関は、千葉県赤十字血液センターに供給を依頼する。
また、必要に応じて住民へ献血の呼びかけを行う。

＜資料編【様式】１－７－３　災害用医薬品等の供給要請について＞

第９節 防疫・清掃・廃棄物処理

項　　目	担　　当
１ 防疫活動	健康推進部、環境部、企画政策部、水道部、印旛保健所（印旛健康福祉センター）、県精神保健福祉センター、（公社）印旛市郡医師会
２ し尿の処理	環境部
３ 障害物の除去	土木部、環境部、県
４ 廃棄物の処理	環境部、県
５ 環境汚染の防止対策等	環境部、千葉労働局
６ 動物対策	環境部、経済部、北部家畜保健衛生所、（公社）千葉県獣医師会等関係団体、印旛保健所（印旛健康福祉センター）、千葉県動物愛護センター

■対策の基本方針

- 避難所等の感染症等の予防を行うため、印旛保健所（印旛健康福祉センター）と連携して防疫・保健衛生活動を実施する。
- 速やかに避難所に仮設トイレを設置する。
- 道路上の障害物は、緊急輸送道路（特に「緊急輸送道路一次路線」）を優先に除去を行う。
- 大量に発生する廃棄物の処理のため、発生量の推計を行い必要な規模の仮置き場を確保する。
- 避難時の家庭動物の保護及び飼養は、原則として動物の飼い主が行う。

1 防疫活動

断水やゴミ収集業務の停止等による生活環境の悪化に伴う、感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

（１）実施主体

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）（平成 10 年法律第 114 号）に基づき、市及び県（印旛保健所（印旛健康福祉センター））が実施する。

（２）防疫活動

市は、防災関係機関と協力し、被災地及び避難所における感染症患者又は無症状病原体保有者の早期発見に努め、感染症患者を発見したときは、健康推進部は、直ちに印旛保健所（印旛健康福祉センター）に報告し、以下の措置を実施する。

ア 消毒の実施

環境部は、感染症の発生等により、衛生状況が良好でない地域が発生した場合、印旛保健所（印旛健康福祉センター）との連携により、消毒を実施する。被災等により、市が行うことができない場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条の規定により、印旛保健所（印旛健康福祉センター）が消毒を実施する。

イ 防疫用薬剤・消毒機器の調達

環境部は、（一社）印旛郡市薬剤師会等を通じて防疫用薬剤を調達し、消毒機器は、県、成田市農業協同組合等が所有している機器を借り上げる。

なお、避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

ウ 広報活動の実施

健康推進部は、企画政策部と連携し、住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

エ 県への報告

健康推進部は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時、印旛保健所（印旛健康福祉センター）に報告する。

オ 検病調査・健康診断

印旛保健所（印旛健康福祉センター）は、（公社）印旛市郡医師会等の協力を得て、避難所等を重点に検病調査及び必要に応じ感染症法に基づく健康診断を実施する。健康推進部は、保健師又は看護師その他の職員により検病調査及び健康診断に協力する。

カ 患者の入院

印旛保健所（印旛健康福祉センター）は、感染症法第 19 条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

（３）避難所の衛生管理

ア 環境部は、避難所において避難所担当職員等の協力を得て、以下の事項を実施する。

■避難所における衛生管理実施項目

○　トイレの消毒	○　トイレの清掃
○　定期的な避難所内の清掃	○　衛生管理についての広報・指導
○　食中毒の予防対策	

イ 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣要請を検討する。

（４）飲料水の安全確保

水道部、環境部、他水道事業体は、飲料水の汚染等のおそれがある場合、関係機関と協力して水質検査を実施し、安全を確保するとともに被災者に対し適切な広報及び指導等必要な措置をとる。

２ し尿の処理

水道施設の被災によって水洗トイレが使用できなくなるおそれがある。

また、し尿の処理施設が被災することも予想される。そのため市は、迅速にし尿の収集・処理の体制を確立する。

（１）仮設トイレの設置

環境部は、断水地域の指定避難所等に、市で備蓄している仮設トイレを供給する。市の備蓄数で不足する場合、又は避難が長期化する場合は、仮設トイレの調達を協定締結業者

及び県に要請する。

＜資料編２－３　災害応援協定等一覧【食料、生活物資関連】＞

（２）収集・処理の実施

し尿の収集は、原則として委託業者が行うが、し尿収集活動の実施が困難と認められた場合、環境部は、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、県に協力を要請する。処理についても、市施設で困難と認められた場合は、県等に要請する。

３ 障害物の除去

災害時は多くのがれき、土砂等が発生し交通の支障や復旧の妨げになる。これらの障害物の除去は、原則として所有者等が行うが、困難な場合は、関係機関との連携により障害物を除去・処理する。

（１）住宅に係る障害物の除去

土木部は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木などで日常生活に著しい障害を及ぼす障害物を除去する。

ア 除去の対象

住宅関係の障害物除去の対象者は、以下のとおりである。

■住宅関係の障害物除去の対象者

○　当面の日常生活が営み得ない状態にある者
○　住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
○　自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者

イ 除去の方法

除去作業は、以下のように行う。市において、除去の実施が困難と認められた場合、本部長は、県に応援を要請する。

■住宅関係の障害物除去方法

○　日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）。
○　民間業者等に委託して行う。
○　集積場所については、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分し、収集作業がしやすいようにする。

（２）河川関係の障害物の除去

土木部は、河川、公共下水道、排水路等の巡視を行うとともに、発生した障害物を除去する。

（３）主要道路上の障害物の除去

道路管理者は、他の道路管理者、警察と連携して、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握する。

道路上の障害物の除去は自動車・遺体等の特殊なものを除き、道路管理者が行う（災害応急対策編 第１章 第６節 １ 緊急輸送道路の確保を参照）。この場合、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡をとり、協力して交通の確保を図る。

（４）障害物の除去の留意事項

障害物の除去・処理を実施するに当たっては、以下の点について十分留意する。

■障害物の除去の留意事項

○　他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは可能な限り所有者の同意を得る。
○　障害物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
○　アスベスト等有害なが れきについては、専門業者に処理を委託し、住民の健康管理に十分配慮する。

（５）障害物の集積場所

除去した障害物の集積場所は、住民の日常生活に支障のない場所を選定し集積する。障害物が大量に発生した場合は、土木部と環境部が調整し、市所有地へ搬入する。

（６）災害救助法の適用

障害物の除去への災害救助法の適用については災害救助法の定めによる。

４ 廃棄物の処理

災害時は、通常の体制では処理しきれない廃棄物の発生が予想される。市ではこれらを速やかに収集し、処理等を行う。

市において、収集・処理の実施が困難と認められた場合、本部長は、県に応援を要請する。

災害等による多量の廃棄物が発生し、市限りで処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を要請する。

また、市は、県と民間団体等が締結した「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間団体等に協力を求める。

＜資料編２－８　災害応援協定等一覧【その他支援協定】＞

（１）発生量の推計

環境部は、原則として災害廃棄物対策指針（環境省）、千葉県災害廃棄物処理計画及び成田市災害廃棄物処理計画で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

（２）一般廃棄物の処理

環境部は、早急な通常の収集体制の復旧を図り、一般ゴミの収集を再開する。

ア　「処理班」の編成

廃棄物の収集、運搬は、「処理班」を編成して実施するものとし、１班の編成基準は、おおむね以下のとおりとする。

■「処理班」の編成基準

○　運搬車（トラック２ｔ車）１台
○　作業員（人夫又は奉仕団員による）10 人
○　所要器具（スコップ、とび口、ホーク、ほうき、作業衣類付属一式）作業員分

イ　収集の実施

避難所の開設及び収集車の配車等の状況から収集計画を立案して、収集に当たる。

ウ　収集の広報

住民に対しては、広報紙、報道機関等を通じ、収集計画等を広報するとともにゴミ捨てのルールを守るように協力を呼びかける。

エ　仮置き場の設置

処理施設の被災による機能が低下した場合は、市所管施設に仮置き場を設置する。

＜資料編７－９　がれき等の仮置き場候補地＞

オ　避難所におけるゴミ対策

避難所では、一般廃棄物と同じように分別を行い、一般の廃棄物処理と同様に収集する。

また、毛布、畳、ポリタンク、ダンボール等一時に大量発生するものについては、個別に収集し、リサイクルの方針に併せて処理する。

（３）災害廃棄物（ガレキ）の処理

環境部は、災害により生じた災害廃棄物を、一時的に仮置き場に運搬し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、原則として市の最終処分場で適正に処分する。

また、アスベスト等有害な震災廃棄物について、汚染物質の発生を防ぎ、適正な処理対策を行う。

ア 仮置き場の確保

災害廃棄物の仮置き場は、事前に選定した候補地に設置する。

イ 災害廃棄物の処理

災害廃棄物は、おおむね木材、金属、コンクリート系に分別し、それぞれ有効利用を図りながら処理に努める。

（４）環境大臣による廃棄物の処理の代行

本部長は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

５ 環境汚染の防止対策等

（１）環境汚染の防止対策

環境部は、必要に応じて、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

なお、県は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図るとともに、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

（２）健康被害の防止対策

千葉労働局は、平時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト曝露防止措置の徹底を図るよう事業者に指導しており、震災後においても、平時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努める。

６ 動物対策

（１）死亡獣畜の処理

経済部は、家畜の死亡が確認された場合は、環境部等と連携し、北部家畜保健衛生所の指導により、死亡した家畜を処理する。

（２）放浪動物への対応

印旛保健所（印旛健康福祉センター）及び千葉県動物愛護センターは、飼い主の被災等により家庭動物が遺棄されたり逃げ出したりした場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。

また、人に危害を加える恐れがある動物（特定動物等）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養員、警察その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。

環境部及び経済部は、関係機関と連携し情報の共有に努めるとともに、必要な場合は対応を講ずる。

（３）家庭動物への対応

避難時の家庭動物の保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。

家庭動物と避難所へ同行避難する場合、飼い主は家庭動物の飼育に責任を持ち各避難所運営ルールに基づき対応する。

避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となる家庭動物問題が生じた場合、環境部は、印旛保健所（印旛健康福祉センター）及び（公社）千葉県獣医師会等と取扱いについて協議する。

関係団体が家庭動物の救護所等を設置する場合、可能な限り公共用地の提供に努めるとともに、環境部はその旨を避難者に広報する。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。

第１０節 行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬

項　　目	担　　当
１ 行方不明者の捜索	市民生活部、消防団、警察、自衛隊、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会
２ 遺体の処置	環境部、市民生活部、警察、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会
３ 遺体の埋火葬	環境部、県

■対策の基本方針

- 地震の状況等から死亡者多数と予想される場合は、１日以内に遺体安置所を設置し、必要な物品等を確保する。
- 警察、消防団及び関係機関と連携して行方不明者、死亡者の情報収集を行い、早期に遺族に引き渡すことができるようにする。

１ 行方不明者の捜索

市は、行方不明者の情報収集に努め、警察、消防団及び関係機関との連携により、効果的な捜索活動を実施する。

（１）捜索依頼・届出等

市民生活部は、行方不明者の捜索依頼・届出等を以下のとおり行う。

■行方不明者の捜索依頼・届出等の手順

○　市役所内の相談窓口で届出を受付ける。
○　届出を受けたときは、行方不明者の特徴について詳細に聴き取り、行方不明者等受付簿を作成する。
○　行方不明者等受付簿を整理し、要捜索者名簿を作成し、本部長に報告する。
○　要捜索者名簿を消防本部及び警察署長に送付する。

＜資料編【様式】１－８－１　行方不明者等受付簿＞
＜資料編【様式】１－８－２　要捜索者名簿＞

（２）捜索活動

市民生活部は、警察、消防団、自衛隊等と協力して捜索チームを編成し、要捜索者名簿に基づき捜索活動を実施する。

（３）災害救助法の適用

行方不明者の状態にありかつ四囲の事情によりすでに死亡したと推定される者の捜索への災害救助法の適用については災害救助法の定めによる。

２ 遺体の処置

発見された遺体は、すべて警察による検視、医師による検案を受ける。遺体安置所の確保は、市が県と連携し場所の選定を行う。

なお、本計画で災害対応の目標とする被害想定（共通編 第１章 第５節 １（４）被害の特

徴を参照）規模の遺体数の場合は「検視→検案→安置」の手順とする。被害想定を超えた遺体数の場合は、遺体安置所において「収容→安置→検視→検案」の手順で行うこととする。

本部長は、市において遺体の処置が困難な場合は、県及び他市町村に対して応援を要請する。また、遺体の処置について必要に応じて協定締結業者等の協力を得る。

＜資料編２－８　災害応援協定等一覧【その他支援協定】＞

■災害時における遺体の処置の流れ（被害想定規模の遺体数の場合）

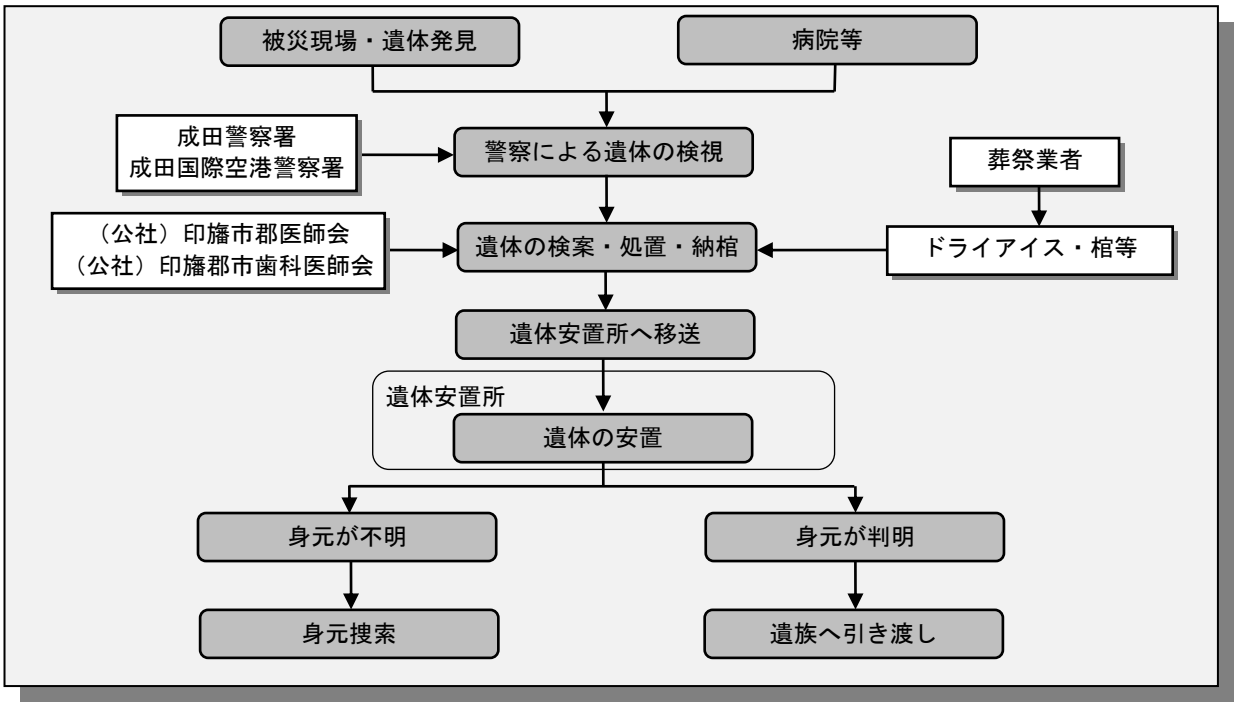

■災害時における遺体の処置の流れ（被害想定規模を超えた遺体数の場合）

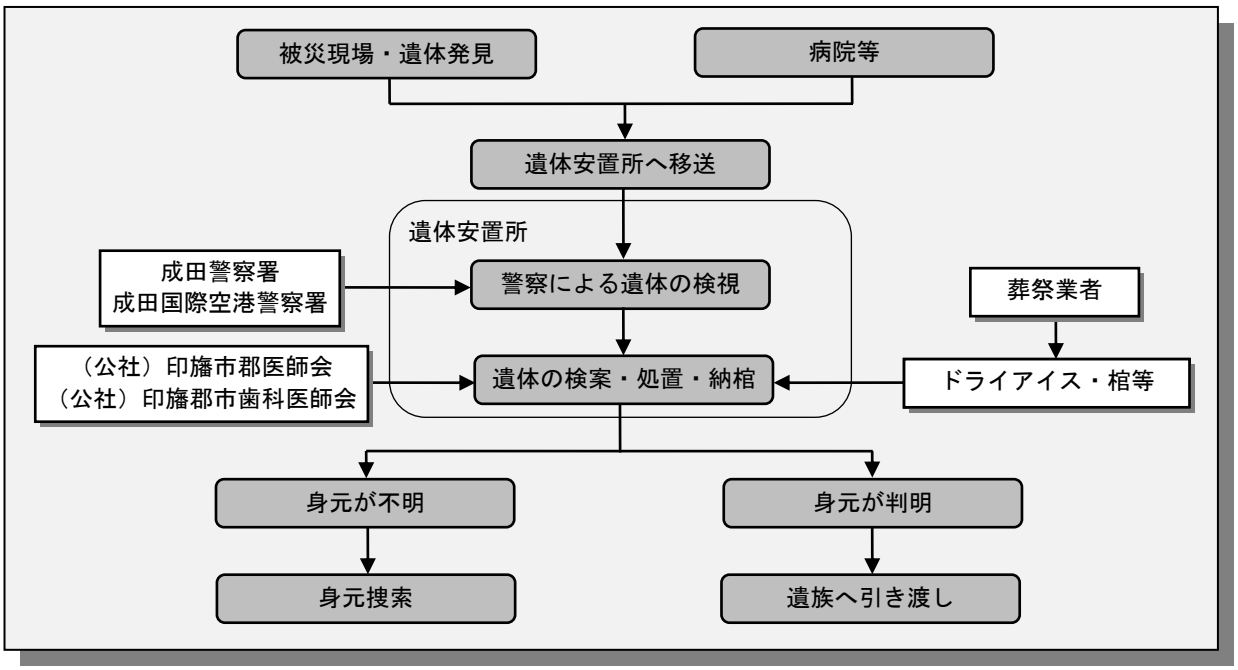

（１）遺体安置所の設置

環境部は、市営八富成田斎場に遺体安置所を設置する。斎場以外に遺体安置所を設営する必要がある場合は、県と連携し、発見された遺体を安置するための場所の選定を行う。

（２）遺体の輸送・安置

環境部は、協定締結業者等の関係機関の協力を得て、遺体を遺体安置所へ輸送する。また、ドライアイス、納棺用品等の必要な資材を協定締結業者より調達する。

（３）遺体の検視（見分）

警察は、遺体を発見し、又は遺体発見の届出を受けたときは、死体取扱規則等により検視（見分）を行う。

（４）遺体の検案

警察が検視（見分）した後、環境部は、（公社）印旛市郡医師会及び（公社）印旛郡市歯科医師会に対し、検案医師等の派遣を要請する。（公社）印旛市郡医師会及び（公社）印旛郡市歯科医師会は、遺体の検案を実施する。

（５）遺体の引渡し

環境部は、検視、検案を終えた遺体について、警察、自治会、自主防災組織等の協力を得て身元確認と身元引受け者の発見に努め、身元が判明した遺体については、警察が所定の手続きを経て、遺族に引き渡す。

■遺体の引渡しの実施項目

○　遺体及び遺留品の引取りの申し出があった場合、遺体処置台帳及び遺留品処置票を確認のうえ、遺族その他に引き渡す。 ○　市民生活部は、死体埋火葬許可証を発行する。

＜資料編【様式】１－８－２　遺体処置台帳＞
＜資料編【様式】１－８－４　遺骨及び遺留品処置票＞

（６）災害救助法の適用

遺体の処置への災害救助法の適用については災害救助法の定めによる。

３ 遺体の埋火葬

環境部は、引取り手のない遺体及び遺族等が被災したために埋火葬を行うことができない遺体について、応急的措置として火葬又は埋葬を行う。

（１）遺体の埋火葬

遺体は、原則として火葬に付すことにより実施し、棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬等の役務の提供による。

■遺体の火葬の実施場所

○　市の斎場（八富成田斎場）にて火葬する。 ○　火葬は、埋葬台帳により整理の上、実施する。 ○　遺体が多数のため、市の斎場で火葬できない場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。 ○　近隣の応援を得てもなお、火葬による対応が困難な場合には、遺体を一時的に埋葬（仮埋葬）し、適当な時期に発掘して火葬する。

＜資料編【様式】１－８－３　埋葬台帳＞

（２）遺骨の保管

環境部は、引取り手のない遺骨及び遺族等が被災したために埋葬を行うことができない遺骨等を保管する。

■遺体の保管方法

○　火葬した遺骨は、斎場等で一時保管し、遺骨処置票を作成する。
○　遺留品は包装し、氏名及び遺留品処置票を貼付し、保管所に一時保管する。
○　遺族から遺体及び遺留品の引取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処置票により確認の上、引き渡す。
○　遺骨の引取り手がいない場合、本部長が指定する墓地に埋葬する。

＜資料編【様式】１－８－３　埋葬台帳＞
＜資料編【様式】１－８－４　遺骨及び遺留品処置票＞

（３）災害救助法の適用

遺体の埋火葬への災害救助法の適用については災害救助法の定めによる。

第１１節 生活救援

項　　目	担　　当
１ 給水	水道部、消防本部、他水道事業体、自主防災組織
２ 食料の供給	経済部、県、自衛隊、協定締結団体
３ 生活必需物資の供給	経済部、県、協定締結団体

■対策の基本方針

- すべての支援は、最も支援が必要となる者から実施する。特に、避難所に避難してきた避難者を優先させる。
- 初期の給水は、病院、救護所等の重要施設を優先して緊急給水を行い、住民は各家庭の備蓄飲料水で対応することを原則とする。
- 食料及び生活必需物資については、地震発生３日目までは、家庭内備蓄、市の備蓄食料で対応する。

1 給水

市は、飲料水の供給が途絶えたり、汚染等により住民が飲料に適する水を得ることができない場合は、生命維持等に必要な飲料水の応急給水を行う。

（１）実施機関

ア　市は、飲料水の供給を行う。単独で対処が困難な場合、近隣市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

イ　水道事業体間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

＜資料編２－２　災害応援協定等一覧【ライフライン関連】＞

（２）被害状況の把握

給水機能が停止すると判断されるとき、水道部は、総務部と連絡を密にして、速やかに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。

また、他水道事業体は、発災後直ちに市と連絡を取り、被災状況の把握に努めるとともに、災害対策本部に職員を派遣し、情報の収集と共有化を図りながら、応急給水について市と綿密に協議する。

（３）給水体制の確立

市は、関係機関と連携して給水体制を確立し、被災住民に対して飲料水の給水を実施する。

ア 給水方針の決定

給水量、給水方法、給水施設の応急復旧順位は、給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度を参考にして、給水方針を決定する。

イ 給水対象者

災害のため、飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。

また、緊急を要する医療機関及び特別な配慮が必要な要配慮者への給水については、福祉部、健康推進部、こども未来部と連携して実施する。

ウ 給水基準

給水の量は、１人１日３リットルを基準として給水するが、水道施設の復旧の進捗により順次生活用水を含めた給水量の拡大を図る。

■一日当たりの給水目標

発災からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から３日	３ ℓ/人･日	生命維持に最小必要な水量
４日から10日	20 ℓ/人･日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
11日から21日	100 ℓ/人･日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
22日から28日	250 ℓ/人･日	ほぼ通常の生活に必要な水量

※(公財)水道技術研究センター及び「家庭用食料品備蓄ガイド」（農林水産省）による

エ 補給給水源の確保

水道部及び他水道事業体は、配水場の緊急遮断弁により水の流出防止を図るとともに、速やかに浄水場等の配水池に貯留を図るほか、地下水等を活用し、応急給水用の水を確保する。

オ 応急給水用資機材の確保

水道部は、必要となる応急給水資機材等の調達を実施する。被害状況によっては、水槽積載車や資機材が不足する可能性があることから、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、他水道事業体に応援を求め、更に必要と認められる場合は、県に調達を要請する。

また、水道部は、水槽積載車が不足する場合は、消防本部に協力を要請するとともに、必要な場合は、災害対策本部に自衛隊の協力を要請する。

＜資料編２－２　災害応援協定等一覧【ライフライン関連】＞

（４）応急給水の実施

給水は、原則として、給水所を設定し、給水車等による上水の供給による拠点給水方式で行う。被害状況に応じ、給水容器による運搬給水方式での給水も実施する。

ア 拠点給水所

拠点給水所は、原則として、防災井戸を設置している指定避難所（拠点避難所を優先）に設置する。

なお、供給停止区域が一部の区域の場合には、状況に応じて、被災地等に給水所を設定する。

イ 拠点給水所での給水

水道部は、拠点給水所となった施設に職員を配置し、地域団体等の協力を得て給水活動を行う。

拠点給水所での給水は、原則として、各家庭において自ら持参した容器をもって給水を行うものとし、自ら容器を持参できない場合は、市が備蓄する給水運搬袋を使用し、給水活動全体に支障が生じないように留意する。

ウ 拠点給水所以外での給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管等の活用による応

急給水が可能な場合は、水道部、他水道事業体が協力して、以下のとおり応急給水を実施する。

① 消火栓を活用した応急給水

災害のため飲料に適した水が得られず、応急給水の必要がある地域の周辺で、活用できる消火栓がある場合は仮設給水栓を接続して、応急給水を行う。

② 応急仮配管による応急給水

復旧が長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模な医療機関や人工透析施設などの断水箇所に対しては、状況に応じて、仮配管を行い、仮設給水栓を設置して、給水を行う。

仮設給水栓の設置場所は、水道部が関係機関と協議し、最も有効に活用できる地点を選定するよう努める。

③ 県営水道成田給水場を活用した応急給水

県営水道は、市からの要請を原則とするが、最大震度５強以上が観測された場合には、成田給水場を自動開設し、県営水道給水区域の住民に対し、応急給水を行う。

エ 拠点給水所への搬送

水道部及び他水道事業体は、飲料水等の拠点給水所への搬送を行う。必要な車両・機材は、所有する給水車及び給水タンクを使用する。

オ 医療機関・福祉施設等への給水

病院、診療所及び人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、特別養護老人ホーム等の福祉施設及び救護所等への給水は、緊急な要請があった場合、他に優先して車両等により給水を行う。

カ 給水に関する配慮事項

① 衛生面の配慮

水の保管上の注意事項について広報を実施し、応急給水された水の衛生管理を確保する。

② 要配慮者への配慮

いずれの給水方式も個別給水ではないため、特に高齢者や障がい者にとって水の運搬等が大きな負担となる。そのため、福祉部、健康推進部、こども未来部は、給水状況を把握し、必要な場合は、ボランティアや避難所運営委員会への協力を求める。

③ 在宅避難者への配慮

家屋等に被害がない断水地域では、避難所への避難をせず、水道の復旧まで在宅のまま過ごす住民も多いと考えられる。

こうした住民の中には、給水所まで出向くことが困難な高齢者や障がい者等も存在することが考えられることから、水道部は、福祉部、健康推進部、こども未来部と連携して、このような在宅の要配慮者に対する給水にも配慮する。

（５）広報による周知

給水所を設定したときは、水道部及び他水道事業体は関係機関と協力して、直ちに被災地住民に対する広報活動を実施する。

（６）災害救助法の適用

給水の供給への災害救助法の適用については災害救助法の定めによる。

２ 食料の供給

住家の損壊等により炊事ができなくなるだけでなく、流通システムの混乱により、食料を得ることができない住民が多数発生すると想定される。

市は、以下の手順で食料の確保に努めるとともに備蓄食料を供給する。

■食料の供給手順

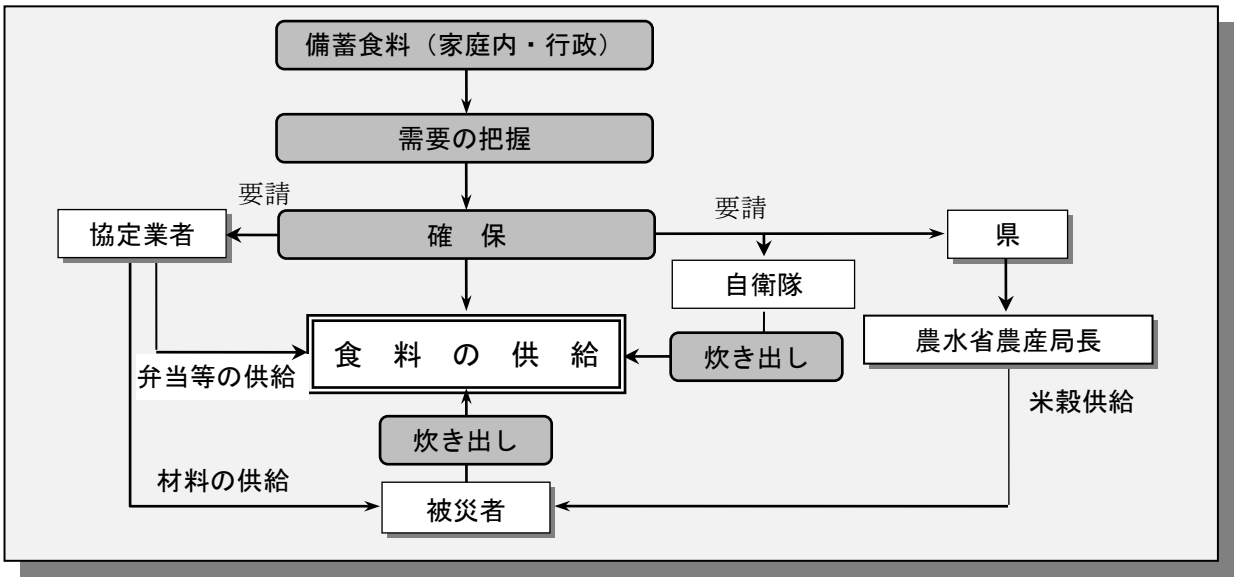

（１）食料供給の方針

発災直後は、原則として住民の家庭内備蓄の食料を充当する。家庭内備蓄では不足する場合は、緊急的に市の備蓄食料を供給する。

（２）必要量の把握

ア 食料供給の対象者

食料供給の対象者は以下のとおりである。

■食料供給の対象者

○　避難所に収容された者
○　住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊等であって炊事のできない者
○　旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者（注）
○　災害応急活動従事者（注）
（注）これらの者は、災害救助法の実費弁償の対象外である。

イ 把握の方法

以下に示す食料の必要量を把握し、経済部がそれを総括する。

■食料の必要量の把握

○　避難所での必要量は、教育部が避難所担当職員を通じて把握したものを集計する。
○　福祉避難所での必要量は、福祉部が福祉避難所又は各担当部を通じて把握したものを集計する。
○　災害応急対策従事者の必要量は、企画政策部が各担当部を通じて把握したものを集計する。
○　必要量の把握に当たっては、高齢者向け、並びにアレルギー等への配慮が必要な者向けの数量を合わせて把握するよう配慮する。

（３）食料の確保

市は協定締結業者等の関係機関と連携し、報告された必要量に基づいて必要な食料を確保する。

＜資料編２－３　災害応援協定等一覧【食料、生活物資関連】＞

ア 市備蓄食料の供給

市は、市備蓄食料の供給が必要と判断した場合、以下のとおり、各避難所に供給する。

① 避難所運営委員会は、備蓄倉庫を開放する。

② 備蓄倉庫の物資で不足する場合は、経済部が食料・物資集配拠点に保管された物資を各避難所へ供給する。

③ 輸送は原則として、協定締結業者に依頼する。協定締結業者が輸送困難な場合は、経済部が市有車両又は輸送業者に要請して行う。

イ 協定業者を通じての調達

市は、「災害時における物資の供給に関する協定」を締結している業者に協力を要請し、避難所ごとの必要数（通常向け、高齢者向け及びアレルギー等への配慮が必要な者向け別）の食料、飲料水等を確保する。

ウ 県及び他市町村からの食料の調達

市のみで食料を確保することが困難な場合は、経済部が県及び他市町村に食料の供給を要請する。食料・物資集配拠点から避難所等への輸送は民間輸送業者等に要請して行う。

エ 県を通じての米穀の調達

本部長は、災害の発生に伴い給食に必要な米穀の確保のため、政府所有米の調達を要するときは、数量を知事に申請する。知事は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年５月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）の規定に基づき、応急用米穀の緊急引き渡しを要請し供給することができる。

（４）避難所での食糧の分配

避難所では、避難所運営委員会が、ボランティア、避難所担当職員の協力により食料を分配する。

（５）炊き出しの実施

市は、協定業者等からの供給される食料では不足する場合は、自衛隊に炊き出し支援を要請する。また、被災者自ら炊き出しを実施する旨の申し出が合った場合は、炊き出しに必要な資機材、食材を確保する。

なお、米、野菜等の食材は、協定締結業者から調達する。

３ 生活必需物資の供給

災害により被服、寝具、その他の生活必需物資を喪失又は毀損し、日常生活を営むことが困難な者に対して、協定締結団体等との連携のもと、生活関連物資等応急時に必要な物資の迅速な供給を行う。

（１）備蓄物資供給の方針

発災直後は、原則として住民の家庭内備蓄の物資、自宅からの持ち出しの物資を充当する。家庭内備蓄では不足する場合は、避難所、救護所等へ備蓄物資を供給する。

（２）需要の把握

避難所等の被災者に対して生活必需物資を供給するため、需要を把握する。

ア 生活必需物資供給の対象者

生活必需物資供給の対象者は、以下のとおりである。本部長は、このうち特に必要と認められる者に支給する。

■生活必需物資供給の対象者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる者 ○　被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 ○　被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ 把握の方法

生活必需物資の必要量の把握は、食料と同様に行う。

ウ 供給する生活必需物資

供給する生活必需物資は、被害の実情に応じ、次に掲げる項目の範囲内において現物を持って給（貸）与する。

■生活必需物資の品目

品　　目	内　　容
寝　　具	毛布、タオルケット、布団等
外　　衣	作業衣、婦人服、子供服等
肌　　着	シャツ、パンツ等の下着類
身の回り品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等
炊事用品	鍋、バケツ、包丁、カセットコンロ、食器類、洗剤、ガス器具等
日　用　品	懐中電灯、乾電池、石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き等
光熱材料	マッチ、ロウソク、LP ガス等
そ　の　他	紙おむつ、風邪薬等医薬品、ラジオ等

（３）生活必需物資の供給

経済部は協定締結業者等の関係機関と連携し、報告された必要量に基づいて、必要な生活必需物資を確保する。

＜資料編２－３　災害応援協定等一覧【食料、生活物資関連】＞

ア 市備蓄物資の輸送

原則として協定締結業者に依頼する。協定締結業者が輸送困難な場合は、経済部は市有車両又は輸送業者に要請して行う。

イ 協定締結業者からの調達

経済部は、「災害時における物資の供給に関する協定」を締結している協定締結業者に対して、物資の確保避難所への輸送を要請する。それでもなお不足する場合は、その他の事業所に対して、同様の要請を行う。

ウ 県備蓄物資からの調達

被害状況により市備蓄物資が不足し、関係業者からの調達が困難な場合、経済部は不足物資を分析整理し、対策本部事務局に報告する。対策本部事務局は報告に基づき、県に県備蓄物資の提供を要請する。

エ 他市町村からの物資の調達

上記「ウ」の対応で物資を確保することが困難な場合、経済部は不足物資を分析整理し、

対策本部事務局に報告する。対策本部事務局は報告に基づき、他市町村に対して物資の供給を要請する。

オ 日本赤十字社からの調達

経済部は、日本赤十字社千葉県支部に義援品の要請を行う場合、受付、整理、配布は、救援物資と同様に行う。

カ メディア等を通じての調達

備蓄や調達、応援要請によっても応急物資が不足すると判断した場合、企画政策部は、テレビ、ラジオ、新聞等マスコミ機関を通じて全国へ救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供し、物資が充足した時点で、要請の打ち切り、マスコミ等を通じ情報提供する。

（４）食料・物資集配拠点の受入

ア 拠点の開設

災害時は、各地から救援物資が市に寄せられる。経済部は、食料・物資集配拠点を開設し、救援物資の集積・保管、配分を行う。なお、民間業者と連携し、物資の円滑な集配に努める。

イ 救援物資の受入れ・管理

原則として、救援物資の受入れは、事業所・団体のみに限定し、個人からの救援物資の受付けはしない。また、品目も市本部から要請する方式をとる。

経済部は、ボランティア等の協力により、受入れ、集積した救援物資を在庫管理表に記載し、整理する。

ウ 救援物資の配分

経済部は市各部の要請に基づき配分する。避難所等への輸送は、輸送業者に要請する。

エ 生活必需物資の分配

指定避難所等を配給場所として、ボランティア等の協力のもとに分配する。

（５）避難所での生活必需物資の分配

避難所では、避難所運営委員会、ボランティア、避難所担当職員の協力により生活必需物資を分配する。

（６）災害救助法の適用

生活必需物資の給与又は貸与への災害救助法の適用については災害救助法の定めによる。

第１２節 二次災害の防止

項　　目	担　　当
１ 被災建築物の応急危険度判定	土木部、県
２ 被災宅地危険度判定	都市部、県
３ 崖地の危険防止	土木部、県
４ 危険物施設等対策	消防本部

■対策の基本方針

- 人命に関わる二次災害の防止を目的とした応急危険度判定については、被災後おおむね７日から10日後までの完了を目途として、被災直後から実施する。
- 被災建築物及び被災宅地の危険度判定は、市役所内に危険度判定実施本部を設置して実施する。
- その他の二次災害を防止するため、崖地の危険防止、危険物施設等対策を実施する。

1 被災建築物の応急危険度判定

被害を受けた建築物に対し、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害の発生を防ぐために、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を行う。

土木部は、県及び建築士会等関係団体の協力を得て、被災建築物応急危険度判定士を確保し、被災建築物の危険度を判定するとともに必要な措置をとる。

（１）被災建築物の応急危険度判定士の確保

土木部は、以下の方法により応急危険度判定の有資格者を確保する。

■被災建築物応急危険度判定有資格者の確保の方法

○　地元判定士への要請
○　（一社）千葉県建築士会、（公社）千葉県建築士事務所協会への要請
○　県（支援本部）へ派遣等支援要請

（２）被災建築物の応急危険度判定実施本部の設置

土木部は、市役所内に応急危険度判定実施本部を設置し、以下の準備を行う。

■応急危険度判定実施本部による準備

○　参集した応急危険度判定士の名簿づくり
○　担当区域の分担
○　判定基準等のマニュアルの準備
○　判定結果を表示する用紙の準備
○　説明会の実施

（３）被災建築物の応急危険度判定実施本部の業務

実施本部は、以下のような業務を行う。

■応急危険度判定実施本部による準備

○　本部と県との連絡調整
○　災害状況に基づいた判定実施計画の作成
○　判定士及び判定コーディネーターの支援要請
○　判定士及び判定コーディネーターの受入れ
○　判定用資機材の手配
○　判定士の移動手段、宿泊場所等の確保
○　判定結果の集計
○　報道機関又は住民に対する広報
○　その他判定に必要な事項

（４）被災建築物の応急危険度判定の実施

判定は、「千葉県被災建築物応急危険度判定要綱」及び「千葉県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、２人以上のチームで目視点検により行い、判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入り口に判定結果を色紙で表示する。

２ 被災宅地危険度判定

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、余震等による宅地の被害から生ずる二次災害を防止し、住民の安全確保することが必要である。都市部は、県の協力を得て、被災宅地危険度判定士を確保し、被災宅地の危険度を判定する。

（１）被災宅地応急危険度判定士の確保

都市部は、以下の方法により被災宅地危険度判定の有資格者を確保する。

■被災宅地危険度判定有資格者の確保の方法

○　県、他市町村への要請
○　ボランティアの募集

（２）被災宅地危険度判定実施本部の設置

都市部は、本庁舎内に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、以下の準備を行う。

■被災宅地危険度判定実施本部による準備

○　参集した被災宅地危険度判定士の名簿づくり
○　担当区域の分担
○　判定基準等のマニュアルの準備
○　判定結果を表示する用紙の準備
○　説明会の実施

（３）被災宅地危険度判定実施本部の業務

実施本部は、以下のような業務を行う。

■被災宅地危険度判定実施本部による業務

○　本部と県との連絡調整	○　災害状況に基づいた判定実施計画の作成
○　判定士の支援要請	○　判定士の受入れ
○　判定用資機材の手配	○　判定士の移動手段、宿泊場所等の確保
○　判定結果の集計	○　報道機関又は住民に対する広報
○　その他判定に必要な事項	

（４）被災宅地の応急危険度判定の実施

判定は、千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会が定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」及び「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（令和４年 11 月改定）に基づき実施する。判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、被災宅地危険度結果票を被災宅地内にステッカー等により表示する。

３ 崖地の危険防止

県は、震度５強以上の地震が発生した場合は、平成 19 年 12 月に国土交通省が策定した「地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検要領（案）」に基づき国土交通省と連携し、土砂災害警戒区域等の緊急点検を実施する。緊急点検の実施に当たっては、住民などに不安を与えないように、緊急点検の実施目的、実施期間、実施範囲及び作業内容等について、住民、市、警察等関係機関に事前に周知する。

土木部は、県及び国の行う緊急点検の実施に必要な協力を行う。

４ 危険物施設等対策

（１）高圧ガス等の保管施設の応急措置

消防本部は、高圧ガス等の保管施設の所有者・管理者に対し、以下の応急措置を行う。

■高圧ガス等の保管施設の応急措置

○　必要に応じて保安措置等についての指導を行う。
○　関係機関との情報連絡を行う。

（２）石油類等危険物保管施設の応急措置

消防本部は、危険物施設の所有者・管理者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

■石油類等危険物保管施設の応急措置

○　危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置及び施設の応急点検と出火等の防止措置
○　混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
○　危険物による災害発生時の自衛消防組織活動と活動要領の制定
○　災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺住民に対する人命安全措置並びに防災関係機関との連携活動

（３）危険物等輸送車両の応急対策

消防本部は、危険物等輸送車両の事故が発生した場合、以下の措置を行う。

■危険物等輸送車両の応急対策

○　事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
○　必要に応じ、住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
○　危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

第１３節 災害派遣・応援要請

項　　目	担　　当
１ 公共的団体及び民間団体への協力依頼	市各部
２ 広域応援受入	市各部、県
３ 自衛隊の災害派遣・受入れ	対策本部事務局、都市部、県、自衛隊
４ 自治体等への応援要請	対策本部事務局、県、指定地方行政機関、県内市町村
５ 消防の広域応援要請・受入れ	消防本部、県、県内市町村
６ 水道・下水道事業体の相互応援	水道部、土木部、県、県内市町村
７ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請	対策本部事務局

■対策の基本方針

- 地震等の規模と市域の被害状況に応じ、千葉県と連携し、広域防災拠点を開設し、消防と警察の救援部隊を受け入れる。また、千葉県を通じて自衛隊に災害派遣を要請し、なごみの米屋ぴーちゃんフィールド大谷津に受入場所を設置する。
- 地震等の規模と市域の被害状況に応じ、協定に基づいて県内市町村、協定締結先に応援を要請する。
- 応援の受入れ、情報連絡等のために、市役所に窓口を設置する。

1 公共的団体及び民間団体への協力依頼

災害時は職員だけでの対応には限界があるため、協定を締結している市内の公共的団体及び民間団体に対し、協力依頼を積極的に行う。

（１）市内の主な公共的団体等との連携体制

災害発生時には、市内の公共的団体、民間団体が一丸となった対応が不可欠である。

■公共的団体例

○　社会福祉協議会	○　農業協同組合
○　民生委員・児童委員	○　商工会
○　医師会	○　建設協会　等
○　歯科医師会	

（２）協定を締結している市内の主な公共的団体等への協力依頼

応援協力が必要な公共的団体、民間団体について、市は、協定を締結している。市各部は、災害応急対策活動を実施するうえで必要な場合は、協定を締結している公共的団体、民間団体に対して、協力依頼を積極的に行い、迅速・的確な災害応急対策活動を実施する。

協力依頼は、市各部が協定に基づき、各々関係する公共的団体、民間団体に対して行うこととし、依頼を行った担当部署は、その旨を逐次総務部に報告する。

■協力依頼事例

○　炊き出し支援	○　安否の確認
○　食料、物資の仕分・運搬・配布	○　広報紙、ビラの配布・貼付等会
○　避難所での情報伝達	○　給水支援　等
○　避難所での避難者名簿の作成	

（３）協定未締結の民間団体等への協力依頼

市各部は、災害応急対策活動を実施するうえで必要な場合は、協定を締結していない民間団体等に対しても協力依頼を積極的に行い、迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施する。

（４）人的公用負担（災害対策基本法第 65 条等）

市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると市長が認めるときは、市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させる（災害対策基本法第 65 条）。

手続き関係は福祉部が処理するものとし、市各部は必要な場合、福祉部にその旨を伝える。

２ 広域応援受け入れ

災害時、県は、「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき、救援部隊等を受け入れる広域防災拠点を北羽鳥多目的広場に開設する。市各部は、県の要請に基づき、開設を支援する。

３ 自衛隊の災害派遣・受入れ

人命及び財産の保護のため必要であり、かつ、やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合、本部長は、迅速に知事へ自衛隊の災害派遣要請を要求する。

なお、震度６強以上の地震発生を観測した地域がある場合、知事は、当該地域に陸上自衛隊の災害派遣を速やかに要請する。

（１）災害派遣要請

ア 災害派遣要請の手続き方法

自衛隊の災害派遣を要請するときは、本部長（対策本部事務局）が知事に対し文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、電話、無線で直接要請し、後日文書を送付する。

なお、知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊等に通報する。この場合、事後速やかに知事に通知する。

＜資料編８－１　自衛隊の災害派遣要請の連絡先＞
＜資料編【様式】２－３－１　知事への自衛隊災害派遣依頼様式＞

■知事への災害派遣要請の手続きの内容

提出（連絡）先	県防災危機管理部防災対策課
提出部数	１部
記載事項	○　災害の情況及び派遣を要請する事由 ○　派遣を希望する期間 ○　派遣を希望する区域及び活動内容 ○　連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となる事項

イ 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ、やむを得ないと認められ、他に実施する組織等がない場合である。

＜資料編８－２　自衛隊の災害派遣を要請できる範囲＞

ウ 経費の負担区分

自衛隊の救護活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、２市町村以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

■経費の負担区分

○　派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料金及び修繕費
○　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
○　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
○　天幕等の管理換に伴う修理費
○　その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

（２）自主派遣

ア 即応態勢

自衛隊は、震度５強以上の地震が発生した場合は、速やかに航空機などで情報収集する。

なお、各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、１時間を基準に出動できる態勢を維持している。

イ 自主派遣の判断基準

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、以下の判断基準により部隊等を自主派遣することとなっている。

■自主派遣の判断基準

○　災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
○　災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合。
○　災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、その救援活動が人命救助に関する場合。
○　庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合。

（３）受入体制の確立

市各部は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（捜索、救急救助、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資機材を準備する。

また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動期間を含め住民との連絡調整を実施する。

対策本部事務局は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通報する。

■受入体制

項　　目	内　　容
作業計画の作成	○　作業箇所及び作業内容 ○　作業箇所別必要人員及び必要機材 ○　作業箇所別優先順位 ○　作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ○　部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	○　必要な資機材の確保に努め、諸作業に関係のある管理者への了解を取りつける。
交渉窓口	○　都市部に連絡窓口を一本化する。 ○　連絡担当者を設置する。 ○　自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。
宿営地の準備	○　宿営地は、なごみの米屋ぴーちゃんフィールド大谷津とする。 ○　都市部は、派遣された部隊に対し以下の施設を準備する。 ・　本部事務室　・　宿舎　・　材料置場、炊事場 ・　駐車場（車両１台の基準は３m×８m） ・　指揮連絡用ヘリコプター発着場
自衛隊の案内	○　都市部は、自衛隊部隊を作業現地に案内する。

（４）撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事及び派遣部隊の長と協議のうえ、派遣部隊の撤収要請を行う。

＜資料編【様式】２－３－２　知事への自衛隊災害派遣部隊撤収依頼様式＞

４ 自治体等への応援要請

（１）県への応援要請

本部長は、災害応急対策の実施のため、物質の供給や職員の派遣の必要があると認めるときは、知事に対し応援要請を行う。

なお、県は、壊滅的な被害を受けたことにより市の行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される場合は、県職員を派遣し情報を収集するとともに、要請を待たずに、需要を推計のうえ、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

■県への応援要請手続き

要　　請　　先	県防災危機管理部防災対策課	
連　絡　方　法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	○　災害の状況 ○　応援を必要とする理由 ○　応援を希望する物資等の品名、数量 ○　応援を必要とする場所・活動内容 ○　その他必要な事項	災害対策基本法第 68 条

（２）指定地方行政機関等への応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若し

くは特定公共機関の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について知事に対しあっせんを求める。

国は、指定地方行政機関等を通じて、「プッシュ型」支援等による物資の供給を行うことから、本部長は、この支援を視野に入れた活動体制をとる。

■指定地方行政機関等への応援要請手続き

要　請　先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あっせんを求める場合は県）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・ あっせん要請	○　派遣の要請・あっせんを求める理由 ○　職員の職種別人員数 ○　派遣を必要とする期間 ○　派遣される職員の給与その他勤務条件 ○　その他必要な事項	派遣：災害対策基本法第 29 条 あっせん： 災害対策基本法第 30 条 地方自治法第 252 条の 17

（３）県内市町村への応援要請

本部長は、応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県内の他市町村との間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づいて応援要請を行う。

応援の要請に当たっては、把握できた範囲で以下の事項を明らかにして電話、無線等により行い、事後速やかに文書を提出する。県内市町村は、本部長又は知事からの要請がない場合においても、被害の状況に応じて自主的に応援を行うこととなっている。

■県内市町村への応援要請手続き

要 請 先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）
要請事項	○　被害状況 ○　応援の具体的内容及び数量 ○　応援場所及び応援場所への経路 ○　応援の種類 ○　応援を希望する期間 ○　その他必要な事項
応援の種類	○　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ○　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ○　救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ○　救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ○　被災者の一時収容のための施設の提供 ○　被災傷病者の受入れ ○　遺体の火葬のための施設の提供 ○　ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ○　ボランティアの受付及び活動調整 ○　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（４）協定締結市町村への応援要請

本部長は、応急対策を実施するために必要があると認めるときは、協定を締結した市町村に各協定内容に基づき応援要請を行う。

応援の要請に当たっては、「災害応急対策編 第１章 第 13 節 ３ （３）県内市町村への応援要請」に準ずる。

５ 消防の広域応援要請・受入れ

（１）応援の要請

消防本部は、市の消防力では対処しきれない規模の火災、救出活動等が発生した場合、「千葉県広域消防相互応援協定」「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、県内の消防機関に対して、応援要請を行う。

また、県内の消防力をもってしても対処できないと認められる場合、あるいは消防に関するヘリコプターの応援が必要とされる場合は、県を通じて緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を依頼する。

なお、知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第 43 条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、千葉県消防広域応援隊の出動を被災市町村以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第 44 条の３の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請し、緊急消防援助隊運用要綱に基づき策定された受援計画により、応援活動を受け入れる。

＜資料編【様式】２－２－１　千葉県消防広域応援要請書＞

（２）消防広域応援の受入れ

応援消防隊の受入れについての実施事項は、おおむね以下のとおりとする。

ア 消防水利に関する資料の配布

応援消防隊に対しては、消火栓・防火水槽及び河川等の自然水利の配置を示した図面等を配布する。

イ 添乗員の配備

応援消防隊の現場への出動に当たっては、消防本部職員又は消防団員を添乗させ、現場への案内を行う。

６ 水道・下水道事業体の相互応援

（１）水道

水道部は、水道の給水、施設の復旧に対して応援が必要と認めるときは、他水道事業体で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県の調整のもと、他の事業体への応援を要請する。

＜資料編２－２　災害応援協定等一覧【ライフライン関連】＞

（２）下水道

土木部は、「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。

７ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請

市は、土木構造物等に大規模な被害が発生し、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を得ることが必要と判断した場合には、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請を行う。

第１４節 ライフライン施設等の応急対策

項　　目	担　　当
１ 上水道施設	水道部、他水道事業体
２ 下水道施設	土木部
３ 電力施設	東京電力パワーグリッド（株）
４ ガス施設	東京ガス（株）、東京ガスネットワーク（株）
５ 通信・放送施設	各通信事業者、日本郵便（株）
６ 道路・橋梁	土木部、各道路管理者
７ 鉄道施設	東日本旅客鉄道（株）、京成電鉄（株）、芝山鉄道（株）
８ 空港施設	成田空港事務所、成田国際空港（株）
９ その他の公共施設	市各部

■対策の基本方針

- 東日本大震災では、ライフラインに大きな被害が発生したことから、その教訓や経験を踏まえ、住民生活の安定化を少しでも早く取り戻すため、各機関が迅速に効率的な応急復旧体制をとり、市と密接に連携・協力しながら対応に当たる。
- 災害の規模、被害状況に応じて他自治体に応援を要請し、早期復旧を目指す。

1 上水道施設

水道部及び他水道事業体は、生活用水の確保を図るため、迅速に上水道の応急復旧に努める。なお、被災事業体等のみで対応が困難な場合、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県内水道事業体等の応援を得る。

<資料編２－１　災害応援協定等一覧【国、県及び市町村関連の協定】>

（１）上水道施設

ア 応急活動体制の確立

水道部及び他水道事業体は、被害が発生した場合は、応急体制を確立し、調査、点検を行い、応急活動を実施する。

イ 応急活動

地震により上水道施設が被災し、機能が停止した場合、水道部は、直ちに止水をしたうえで機能を回復させる。

なお、被害が軽微な場合には、火災発生地域に対して消火用水を供給する必要があるため、送水操作によりその地域への通水を継続する。

（２）上水道の復旧対策

ア 復旧工事

施設の被害状況を的確に把握して、早期復旧を図り、発災から最大 28 日以内を目途に平常給水が行えるよう、応急復旧体制を確立し、復旧工事を行う。

復旧に当たっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行うが、工事の優先順位は、以下のとおりとする。

■上水道復旧工事の優先順位

○　取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。
○　主要な送・配水管及び拠点給水所に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

水道部及び他水道事業体は、不足する場合は、協定を締結している資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請し、復旧に必要な管類等の資機材を確保する。

ウ 人員の確保

水道部及び他水道事業体間で、応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

エ 広報対策

上水道施設の被害及び復旧の状況等について、住民への適切な広報に努める。

２ 下水道施設

土木部は、下水道施設が被災した場合、被害状況を把握し、迅速に下水道施設の応急復旧に努める。

なお、市のみで対応できない場合は、県等による応援を得て復旧を行う。

（１）下水道の応急対策

ア 応急活動体制の確立

管轄する下水道施設に被害が発生した場合には、応急活動体制を確立する。

イ 応急活動

直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の被害及び二次災害のおそれのあるものについては、応急活動を行う。

（２）下水道の復旧対策

ア 復旧工事

施設の重要度、危険度を考慮し、被害調査の優先順位を定め、調査を行う。調査に基づいて復旧対策の内容（専門技術を持つ人の活用等）を決定し、復旧工事を実施する。

イ 資機材の確保

災害時において、下水道施設の処理機能を保持するため、資機材について可能な限り確保する。

また、民間業者との連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。

ウ 広報対策

下水道施設の被害及び復旧の状況等について、住民への適切な広報に努める。

３ 電力施設

東京電力パワーグリッド（株）は、発災時における応急復旧活動を迅速かつ的確に行い、被害の軽減に努め、社会秩序の維持に努める。

なお、復旧等にあたっては市と締結している「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」および３つの覚書に基づき実施する。

（１）電力施設の応急対策

ア 災害時の活動体制の確立

東京電力パワーグリッド（株）成田支社は、非常災害対策支部を設置する。

なお、夜間休日等の緊急参集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、参集方法、出動方法等を検討し、適切な要員構成を行っておく。

さらに、請負会社については、あらかじめ出動可能要員を把握しておくとともに、災害時における応援出動体制を確立しておく。

イ 災害時の応急措置

以下のような応急措置を行う。

■電力施設の応急措置

○　資機材の調達
○　建物倒壊・浸水等による送電の停止、他の危険防止措置
○　人員の動員、連絡体制の徹底

（２）電力施設の復旧対策

電力施設の被害状況を把握し、復旧対応の内容（専門技術を持つ人の活用等）を決定し、復旧作業を実施する。

ア 被害状況の早期把握

全般的な災害状況把握の遅延は、早期復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の把握に努める。

イ 復旧の順位

電力復旧を優先すべき重要施設について、電力復旧計画の策定にあたり、市が県に提出した施設リストに基づき、復旧の順位について十分に配慮する。ただし、優先順位に沿った電力復旧が困難な場合は、県及び市と連携の上、調整を図る。

ウ 災害時の広報

① 感電事故や漏電による出火を防止するため、ホームページ及びテレビ・ラジオ・新聞等の報道機関並びに防災行政無線を通じて住民に対し、以下の諸点を十分 PR するほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

■電気設備の取り扱いに関する広報

○　無断昇柱、無断工事をしないこと。
○　電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ通報すること。
○　断線垂下している電線には絶対に触らないこと。
○　壁に亀裂がある、傾斜している、もしくは雨水等が侵入・浸水した建物は、屋内配線が損傷している場合があり、検査により異常がないことが確認されてから使用すること。
○　水をかぶった、水に浸かった電気機器は危険なため使用しないこと。
○　屋外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
○　地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。
○　その他事故防止のための留意すべき事項。

② 広範囲の長時間停電が発生した場合は、ホームページ等へ停電復旧情報を発信する。

③ 住民からの再点検申込等を迅速かつ適切に処理するため、能率的な受付体制の確立に

努める。

４ ガス施設

ガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、安全確認のうえ、ライフライン施設としての機能を維持するよう努める。

（１）ガス施設の応急対策

災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全を図るため、以下の応急対策を実施する。

ア 非常災害体制の確立

非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、災害対策本部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

イ 応急対策

① 初動措置

1）官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集を行う。
2）事業所設備等の点検を行う。
3）製造所、整圧所における送出量の調整又は停止を行う。
4）ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を講ずる。
5）その他、状況に応じた措置を行う。

② 応急措置

1）災害対策本部の指示に基づき、有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。
2）施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
3）その他、現場の状況により適切な措置を講ずる。

③ 資機材等の調達

復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、以下のいずれかの方法により確保する。

■資機材の調達方法

○　取引先、メーカー等からの調達
○　各支社間の流用
○　他ガス事業者からの融通

④ 車両の確保

本社地区に工作車、広報車を保有しており常時稼動可能な体制にある。また、主要な車両には、無線を搭載する。

ウ 災害時の広報

災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロックごとに供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請するなど、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の見通しについて広報する。

■ガス設備の取り扱いに関する広報

○　災害時の場合
・ガス栓を全部閉めること。
・ガスメーターのそばにあるメーターの元栓を閉めること。
・ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。
・この場合には、ガス栓・メータコックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。
・換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。
○　マイコンメーターが作動してガスが出ない場合
・メーター左上のボタンをしっかり押し、ランプの点灯を確認する。
・操作終了後３分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと。
○　供給を停止した場合
・ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターの元栓を閉め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。
・ガスの供給が再開されるときには、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

（２）ガス施設の復旧対策

ガス施設の被害状況を調査し、復旧対応の内容を決定し、これに基づいて復旧作業を実施する。

５ 通信・放送施設

通信施設が被災した場合、緊急連絡機能が損なわれるほか、ふくそう等により被災者の安否確認や防災関係機関への通報及び連絡等が不可能になる。

また、長期にわたって不通となると、被災者の不安や社会的混乱を招くことから、災害時用公衆電話の設置等を含め迅速な応急復旧対策を行う。

（１）通信施設の応急復旧対策

東日本電信電話（株）、（株）NTT ドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株）は、地震災害が発生した場合は、その状況により、災害対策本部を設置し、通信施設の応急対策が実施できる体制をとる。

ア 災害時の活動体制

① 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び防災関係機関と緊密な連絡を図る。

② 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ 発災時の応急措置

① 設備、資機材の点検及び出動準備

災害の発生とともに、設備、資機材の点検等を行う。

② 応急措置

通信設備に被害が生じた場合、又は異常ふくそう等の事態の発生により、通信の疎通

が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、応急措置を行う。

③ 災害時の広報

通信が途絶又は利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって以下の事項を利用者に周知する。

■通信途絶、利用制限に関する広報

○　通信途絶、利用制限の理由と内容
○　災害復旧措置と復旧見込時期
○　通信利用者に協力を要請する事項（災害用伝言ダイヤル等の利用について等）

ウ 通信施設の応急復旧対策

被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

復旧工事については、以下の工事を実施する。

■通信施設の応急復旧工事

○　電気通信設備等を応急的に復旧する工事
○　現状復旧までの間、維持に必要な補強、設備工事

（２）郵便局の応急復旧対策

日本郵便（株）における応急復旧対策及び被災者への援護対策は、以下のとおりである。

ア 集配機能の維持

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の状況に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時集配便の開設等の応急措置をとる。

イ 窓口業務の維持

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎による窓口業務の迅速な業務の再開、移送郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置をとる。

ウ 援護対策

被災者（被災地）に対して、郵便物の料金免除や郵便葉書等の無償交付の援護に努める。

（３）放送施設の応急対策

放送機関は放送機能を確保した後、災害情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、県及び市町村の要請による防災情報の伝達に当たる。

６ 道路・橋梁

道路管理者等は、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。

このため、迂回路の選定あるいは通行の禁止、又は制限等の措置など利用者の安全策を講ずるとともに、看板等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急措置を行う。

なお、ライフライン施設の復旧における道路法の事務手続きについては、「災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて」に基づき、迅速な対応を図る。

（１）道路・橋梁の応急対策

道路管理者等は、協定締結先と連携して、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、情報の共有化とともに道路交通の確保を図る。

なお、国・県の管理する道路、橋梁については、国土交通省による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の出動・支援等早期の対策を要望するほか、必要に応じて復旧作業を行う。

ア 被災状況の把握

緊急巡回、緊急点検を行い、道路及び占用物の被災状況を把握する。

イ 道路の啓開

緊急輸送等に必要な路線については、障害物の除去を行い、迅速に啓開する。

（２）道路・橋梁の復旧対策

ア 応急復旧計画の策定

土木部は、緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討のうえ、応急復旧の方針を決定する。

イ 応急復旧の実施

土木部は、応急復旧の方針に基づき、応急復旧を行う。

7 鉄道施設

東日本旅客鉄道（株）、京成電鉄（株）、芝山鉄道（株）は、旅客の安全確保と迅速な運行再開を目指して、応急復旧対策を行う。

（１）鉄道施設の初動措置

全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに必要に応じて無線車等も利用する。

災害発生時に乗客の安全確保を最優先として、あらかじめ定められた計画により、以下の措置を行う。

■鉄道施設の初動措置

○　運転規制
・震度によって列車の停止又は速度規則をとり、施設の点検を実施し、安全を確認した後、運転再開などの措置をとる。
○　乗客の避難誘導、混乱防止
・駅においては、あらかじめ指定された指定緊急避難場所に混乱の生じないよう誘導する。列車においては、原則として乗客を降車させないが、止むを得ないときは安全に注意して降車させる。なお、乗務員は、最寄りの駅などと連絡をとる。
○　救出・救護
・駅員、乗務員が警察、消防本部との協力のもとに、救出、救護活動を行う。
○　出火防止

・火気器具の点検、初期消火を行う。
○　防災器具の操作
・駅などに配置してある防災器具を操作する。
○　情報の収集等
・関係機関と連絡をとり、可能な限り地震その他の情報を収集し、乗客に提供する。

東日本旅客鉄道（株）、京成電鉄（株）、芝山鉄道（株）の運転規制の基準は以下のとおりである。

■各鉄道会社の運転規制基準

○　東日本旅客鉄道（株）
地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。
・地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度 SI 値（カイン）による。
・運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。
・SI 値が一般区間で 12 以上、落石区間で６以上の場合、全列車を停止させ、規制区間全線を保守係員の点検後解除する。
・SI 値が一般区間で６以上 12 未満、落石区間で３以上６未満の場合、35km/h 以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。
○　京成電鉄（株）
強い地震を感知した場合の運転の取扱いは次による。
・自社の震度計が震度４（40～99 ガル）の場合、直ちに列車停止手配をとる。指定点検箇所の異常の有無を確認のうえ、25km/h 以下の注意運転を行う。安全を確認した区間から規制解除し、通常運転に復する。
・地震計が震度５弱以上（100 ガル以上）の場合は、直ちに列車停止手配をとり当該区間内の鉄道施設の点検を実施する。安全を確認した区間から運転を再開する。
○　芝山鉄道（株）
強い地震を感知した場合の運転の取扱いは次による。
・震度５弱以上の場合、列車の運転を中止することとし、その後の運転については、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて逐次運転規制を解除する。
・震度４の場合、列車は速やかに安全な所で一時停止し、時速 25km/h 以下の速度で注意運転することとし、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて逐次運転規制を解除する。

※ガルとは、地震の際にかかる加速度をあらわす単位

（２）鉄道施設の復旧対策

東日本旅客鉄道（株）、京成電鉄（株）、芝山鉄道（株）は、被災状況を調査し、復旧作業に当たる。

８ 空港施設

空港も被害を受けることが予測されるため、関係機関は十分な連携をとり、旅客者の安全と施設の保全、施設の応急復旧に万全を期す。

（１）成田空港事務所による活動

成田空港事務所は、大規模地震が発生したときは、地震災害警戒連絡調整室（室長＝成田国際空港長）を設置し、航空機の運航等に関し、以下の対策を講ずる。

ア 情報の伝達

地震発生時の情報の伝達は、以下のルートで行う。

■成田空港事務所の情報伝達ルート

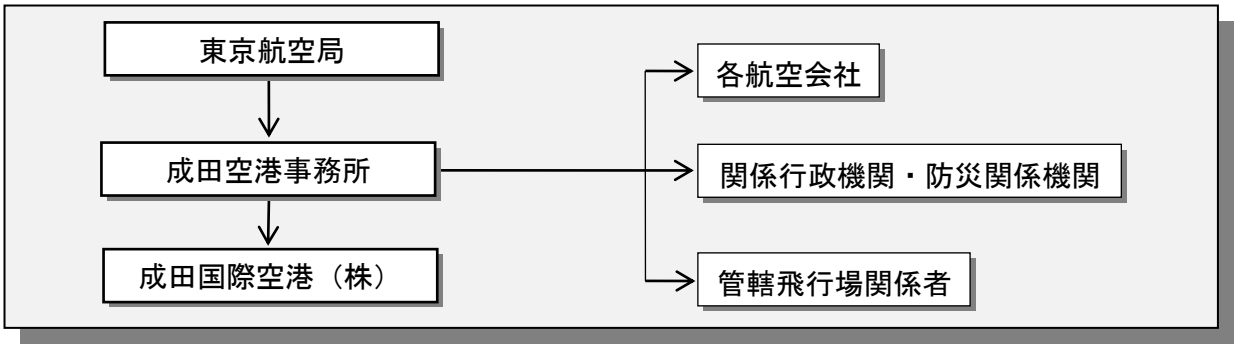

イ 地震発生時の対応

次に示す措置をとり、航空機の安全運航の確保及び旅客者の安全確保のため的確な措置をとる。

■成田空港事務所の対応措置

○　情報の収集・伝達	○　航空機の運航に関する調整
○　関係機関との連絡調整	○　通信業務の確保
○　応急救護及び災害防止に必要な措置	○　管制業務の確保

（２）成田国際空港（株）による活動

成田国際空港（株）は、成田空港事務所等と地震情報等を相互に伝達調整し、空港の被害軽減及び機能の維持と応急復旧に努める。

ア 情報の伝達

成田国際空港（株）は、空港内官公庁、関係機関及び各航空会社に対して、地震情報等を伝達する。

空港内の乗客等に関しては、旅客ターミナル内中央管理室及び各航空会社等を通じて伝達する。情報の伝達ルートは以下のとおりである。

■成田国際空港（株）の情報伝達ルート

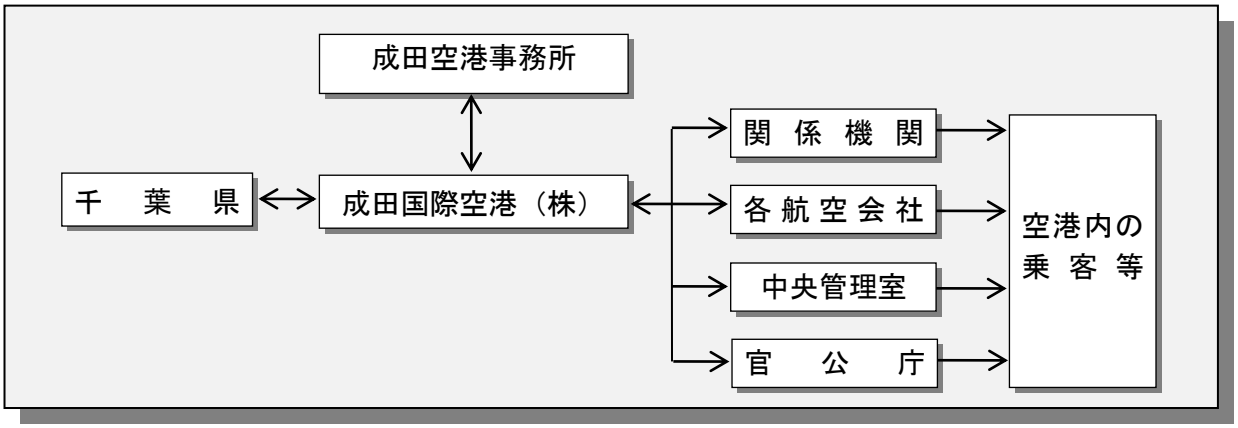

イ 運航対策

成田国際空港（株）は、大規模地震が発生した場合、航空機の運航の確保と乗客等の安全を図るため、必要と認めるときは以下の措置をとる。

■成田国際空港（株）の運航措置

○　航空各社に対して、乗客等の安全誘導、航空機自体の保安対策を要請する。
○　滑走路、空港設備等の点検を実施する。
○　成田空港事務所の航空交通管制機関との調整を図る。

ウ 空港の混乱防止対策

成田国際空港（株）は、大規模地震が発生した場合、空港内の混乱を防止するため、必要と認めるときは以下の措置をとる。

■成田国際空港（株）の混乱防止措置

○　空港関係者、災害対策関係者及び認めた者以外の空港内への入場を制限する。
○　各航空会社に混乱防止対策を要請する。
○　東日本旅客鉄道（株）、京成電鉄（株）、芝山鉄道（株）等の交通機関に対し、駅への入場、乗客等の制限等の措置を要請する。
○　成田国際空港警察署に警備を要請する。

エ 空港施設の保安対策・応急復旧

成田国際空港（株）は、航空保安施設及びその他現有の機能の維持を図るために、点検を強化し、また、機能に障害を生じたものがあるときは、速やかな復旧に努めるとともに、適切な運用を行う。

オ 空港施設内滞留者の保護

成田国際空港（株）は、交通機関の運行停止に伴い帰宅困難になった旅客等空港施設内滞留者については、空港施設の保安対策上支障のないよう留意しつつ、各航空会社及び東日本旅客鉄道（株）、京成電鉄（株）、芝山鉄道（株）、各空港ターミナル駅関係者と連携し、その保護に努める。

（３）市による活動

大規模地震が発生した場合、市は、空港等関係機関と被害情報等を共有し、連携をとりながら円滑な災害応急対策業務の実施に努める。

９ その他の公共施設

市庁舎、公民館、学校等の公共施設が被災し、それらの機能が停止又は低下すると、災害後の応急復旧対策の実施に重大な影響を与える。

施設の管理者は、被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、応急対策活動を実施するとともに復旧措置を講ずる。

また、河川、崖地等の公共土木施設についても同様の措置をとる。

（１）公共施設の応急対策

各施設の管理者は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

（２）公共施設の復旧対策

ア 要員及び資材の確保

災害時における応急工事を迅速に行うため、要員の確保、動員の体制及び必要資材等の

調達を行う。

イ 技術者等の把握及び動員

応急工事の実施に必要な技術者、工事業者の現況を把握し、必要に応じて出動を要請する。

ウ 建設機械、資材の確保

応急工事を迅速に施工するため、工事用資材、建設機械等の調達先を把握しておき、災害時においては緊急確保の措置を講ずる。

第１５節 保育・文教対策

項　　目	担　　当
１ 保育園等の応急対策	こども未来部
２ 学校等の応急対策	教育部
３ 社会教育施設等の応急対策	教育部、各施設管理者

■対策の基本方針

- 保育園、幼稚園、学校では、各施設で定める方針に基づき、園児・児童・生徒の安全を確保する。
- 被災者家族等を支援するため、保育園等では、必要に応じ園児及び児童を一時的に預かる応急保育を実施する。学校等では、園児・児童・生徒が必要な教材、学用品を給与する。
- 災害発生時には、市内の文化財の被害状況を速やかに調査する。

1 保育園等の応急対策

保育園等においては、保育園等で定める方針に基づき、園児及び児童の安全を確保する。原則、園児及び児童の安全の確保を最優先とし、早期に保育ができるよう必要な措置を講ずる。

（１）災害発生直後の対応

各保育園では、発災直後に園児、職員の安全を確保する。
また、迎えに来られない保護者に代わり園児を保護する。

■保育園における緊急措置

緊　急　措　置	
避難措置、園児の保護	○　保育園長による緊急避難の指示等を行う。 ○　園での保護者への園児引き渡し
被　害　調　査	○　園児、職員の被害状況の把握 ○　施設設備等の被害状況の把握 ○　こども未来部への報告

各児童ホームでは、発災直後に児童、職員の安全を確保する。
また、迎えに来られない保護者に代わり児童を保護する。

■児童ホームにおける緊急措置

緊　急　措　置	
避難措置、児童の保護	○　職員による緊急避難の指示等を行う。 ○　児童ホームでの保護者への児童引き渡し
被　害　調　査	○　児童、職員の被害状況の把握 ○　施設設備等の被害状況の把握 ○　こども未来部への報告 ○　学校への報告

（２）園児等の安否確認

こども未来部は、保育園長及び各児童ホーム、学校を通じて園児、児童、職員の安否確

認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。

（３）代替保育の実施

保育園長及び各児童ホームは、施設の被害状況を把握しこども未来部と連携して復旧に努める。既存施設において保育の実施ができない場合は、臨時的な保育施設を設け、保育を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、一時的に近隣の保育施設で保育を実施する。

災害に関する理由により緊急に保育が必要な場合は、速やかに受け入れ体制を整え保育を実施する。

（４）応急保育の実施

日常生活を維持するために必要不可欠な業務や災害対応等に従事するため緊急に保育が必要な場合は、速やかに受け入れ体制を整え保育を実施する。

２ 学校等の応急対策

学校及び幼稚園は、学校等で定める方針に基づき、地震が発生した場合、児童・生徒・園児の安全を確保する。原則、児童・生徒・園児の安全の確保を最優先とし、学校等が被災した場合でも早期に授業が再開できるよう必要な措置を講ずる。なお、私立学校（幼稚園も含む）及び高等学校においても、市立学校に準じて同様の措置を要請する。

私立学校にあっては、応急教育計画を基に、災害の状況に応じた適切な対策及び措置を執るとともに、被害状況等を市及び県総務部学事課に報告する。

（１）発災直後の対応

各学校等では、災害発生直後に児童・生徒・園児の安全を確保する。

また、避難所に指定されている場合は、可能な限り、開設・運営に協力する。

■学校における緊急措置

区　分	緊　急　措　置	
勤務時間内	避難措置、児童・生徒・園児の保護	○　学校長・幼稚園長は、教育部と連絡をとり、状況に応じて緊急避難の指示を行う。 ○　児童・生徒・園児は学校で保護者に引き渡す。 ○　状況によっては教員の引率により集団下校させる。
	被害調査	○　児童、生徒、園児、職員並びに施設設備等の被害状況を把握する。 ○　教育部へ報告する。
	避難場所開設の協力	○　避難者が、集まり始めた場合、施設を開放し、収容スペースへ誘導する。
勤務時間外	市の活動への協力	○　教職員は所属の学校に参集し、市が行う災害応急復旧対策に協力する。 ○　応急教育の実施及び校舎の管理のための対策を確立する。 ○　学校長・幼稚園長は、参集した職員の氏名・所属等をまとめ、教育部を通じて本部に報告する。
休校措置		○　学校長・幼稚園長は、臨時休校等必要な措置をとり、教育委員会に報告する。

（２）児童・生徒・園児の安否確認等

学校長・幼稚園長は、児童、生徒、園児及び教職員の安否の確認を行い、避難した児童・生徒・園児については、職員の分担を決め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を

訪問するなどして指導を行うよう努める。

（３）応急教育の実施

教育部は、被災学校ごとに担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期し、災害により教育活動が停止することのないよう、学校長・幼稚園長と連携をとり、あわせて PTA、自治会、自主防災組織等との密接な協力のもとで応急教育を実施する。

また、市内の学校については、公立私立の区別なく教育活動が停止しないよう同様の対応をとるよう努める。

ア 場所の確保

学校長・幼稚園長は、施設の被害状況を調査し、教育部と連携をとりつつ、応急教育実施のための場所を確保し、収容可能な児童・生徒・園児を学校等において指導する。

■応急教育実施場所の確保

被害の程度	応急教育実施のための予定場所
校舎・園舎の一部が被害を受けた場合	○　被害を免れた教室 ○　体育館 ○　天候により校庭
校舎・園舎の全体が被害を受けた場合	○　公民館等の公共施設 ○　隣接学校の校舎
特定の地域について相当大きな被害を受けた場合	○　応急仮設校舎の設置

イ 応急教育の準備

教育部及び学校長・幼稚園長は、臨時の学級編成を行うなど応急教育計画を立案し、教育部に報告するとともに、速やかに保護者及び児童・生徒・園児に授業再開を周知する。

教職員が被災し、十分な人員を確保できない場合は、学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

ウ 応急教育活動

応急教育において実施する指導内容、教育内容については、おおむね以下のとおりとする。

① 教育内容

1）教具、資料を要するものはなるべく避ける。

2）健康指導、生活指導、安全教育を指導する。

② 生活に関する指導内容

学校等において行う生活指導の内容は、以下のとおりである。

1）児童・生徒・園児のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせる。

2）児童・生徒・園児の相互の助け合い精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。

3）関係機関、（公社）印旛市郡医師会、その他専門家並びに各学校長と連携・協力して、学校における児童・生徒・園児の「こころのケア」対策を行う。

エ 衛生

施設内における児童・生徒・園児の救護は、原則として当該学校医、養護教諭等がこれに当たる。教育部は、児童・生徒・園児の健康診断、衛生指導等を行い、保健衛生に努める。

オ 学校給食

学校給食は、災害復旧又は社会の混乱が沈静化するまで原則として行わない。

カ 避難所との区分

教育部、学校長及び教職員は、校舎が避難場所として使用されることになった場合には、避難所責任者と協議して、避難所のスペースのほかに応急教育の場を確保し、相互に学業や避難生活を妨げないように配慮する。

学校が避難所となる場合の留意事項は、以下のとおりである。

① 避難所として使用する施設、設備の安全を確認し、避難所担当職員に使用上の指示をする。

② 学校管理に必要な教職員を確保し、施設の保全に努める。

③ 避難生活が長期化する場合は、応急教育活動との調整について、市と協議を行う。

キ 学用品の給与

教育部は、災害により学用品を失った児童・生徒・園児に対し、必要な教材、学用品を給与する。学校長・幼稚園長は、教育部と連携し、給与の協力体制の構築に努める。

① 給与の対象者

住家に被害を受け、教材・学用品を失い、就学上支障ある児童・生徒・園児に対し、被害の実情に応じて教科書、教材、文房具及び通学用品を支給する。

② 給与の方法

教育部は、学校長・園長を通じて給与の対象となる児童・生徒・園児の数を把握し、罹災者名簿及び学籍簿と照合する。

学用品、文房具については被害状況別、小中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。教科書、文房具、学用品は、市内の業者から一括購入し、学校ごとに分配する。

（４）学校施設の応急復旧

学校施設の応急復旧のため教育部は、県に対して以下の措置を行う。

■学校施設の応急復旧措置

○　被害状況の作成・提出
○　教育器材等の調達
○　応急復旧工事等の要請

（５）授業料の減免

市は、必要と認めた場合は、県に準じて、被災した児童・生徒・園児に対する学校納付金の減免を行う。

（６）災害救助法の適用

学用品の供与への災害救助法の適用については災害救助法の定めによる。

３ 社会教育施設等の応急対策

社会教育施設及び市の文化財は、住民共有の財産であることから、災害が発生した場合は、的確な保護活動を行う。

また、各施設の管理者は、地震が発生した場合、施設利用者及び入館者の安全を確保するとともに、必要な場合は安全な場所へ避難誘導をする。

（１）社会教育施設等の応急対策

社会教育施設等においては、多くの利用者が存在していると想定される。したがって、社会教育施設等の施設管理者等は、避難誘導措置をとり、利用者の安全の確保に努める。

社会教育施設が被災した場合、補強・修理等の応急措置を行い、被害を最小限度にとどめる。

また、被災した社会教育施設を避難所として一時使用する場合、又は利用者に開放する場合には、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認のうえ使用する。

（２）文化財の応急対策

ア 災害時の状況把握及び報告

① 教育部は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

② 文化財所有者等は、安全を確保したうえで、文化財の被害状況を確認し、市教育委員会を経由し県に報告する。

イ 災害時の応急措置

① 教育部は、文化財所有者等や住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

② 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

③ 建造物については、市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

④ 有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、市、県及び住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

⑤ 記念物については、市等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

第１６節 住宅対策

項　　目	担　　当
１ 住家の被害認定調査・罹災証明の発行	財政部、土木部、消防本部、県
２ 被災住宅の応急修理	土木部、県
３ 住宅の解体	土木部、県
４ 応急仮設住宅の供与等	土木部、県

■対策の基本方針

- 地震発生後３日以内に調査を開始し、おおむね14日以内に、罹災証明書の発行ができる体制を整える。
- 地震発生後21日を目標に、国、県の支援内容にしたがって家屋の解体撤去を行う。
- 応急仮設住宅の建設は、災害発生日から20日以内に着工し、速やかに設置できる体制を整える。
- 公営住宅の空き家のあっせん、民間賃貸住宅の借り上げなど被災者の住宅確保を支援する。

１ 住家の被害認定調査・罹災証明の発行

（１）住家の被害認定調査

財政部は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、調査方針に基づき被害認定調査を行う。土木部は、可能な限り調査へ協力する。

ア 調査体制

被害を受けた住家等の被害調査（被害認定）を行うため、財政部は調査班を編成し、調査方針などを検討し、調査体制を整える。

なお、調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

イ 被害認定基準及び調査方法

内閣府住家被害認定基準に準じる。

＜資料編１２－４　住家被害程度の認定基準＞

ウ 応援職員の確保・研修

財政部は、人員が不足する場合、他自治体や千葉県土地家屋調査士会等の協力を得るとともに、調査研修を行い公平性を確保する。

エ 応急危険度判定との関係

応急危険度判定については、調査項目等について類似する点も多くあることから、調査グループ間で情報を共有し、相互の調査の参考にする。

（２）調査結果の整理及び罹災証明の発行

財政部は、家屋の被害認定調査により作成された罹災台帳に基づき、相談窓口等において、罹災証明書を発行する。

なお、火災に起因する罹災証明書については消防本部の火災原因調査に基づき消防本部で発行する。

２ 被災住宅の応急修理

住家が半壊又は半焼し自らの資力で応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。

土木部は、住宅の応急修理の受付を行い、必要性を調査したうえで、協定締結団体等に、資機材等を要請する。

応急修理への災害救助法の適用については、災害救助法の定めによる。

３ 住宅の解体

全半壊した家屋の解体は、国、県の方針や支援内容に基づいて実施する。公費負担で行う範囲は、公衆又は近隣にとって危険であり早急に解体を要する家屋とする。

４ 応急仮設住宅の供与等

土木部は、災害により住家を滅失した被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅や公営住宅の空き家の活用を図るとともに、民間の賃貸住宅を借上げる。応急仮設住宅工事の施工は、原則として工事請負いにより行う。

（１）需要の把握

被害調査の結果から仮設住宅の建設数を把握する。また、避難所等において、仮設住宅入居の申込時に、被災世帯の状況（住所、建物種類、被災程度等）や住宅ニーズの把握に努める。

応急仮設住宅の入居対象者は、罹災証明の発行を受けているなど以下の条件に該当するものである。なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

■応急仮設住宅の入居対象者

以下のすべての条件に該当する者
- ○　住家が全壊、全焼又は流失した者
- ○　居住する住家がない者
- ○　自らの資力をもってしては住宅を確保できない者
  - ・生活保護法の被保護者及び要保護者
  - ・特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等
  - ・上記に準ずる者

（２）建設用地の確保

土木部は、建設用地として、二次災害の危険性がなく、生活の利便性を考慮のうえ選定する。建設用地は、原則として公有地とする。

＜資料編７－８　応急仮設住宅建設場所候補地＞

（３）建設の実施

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置できる。

また、応急仮設住宅として高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上入居させるため、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

（４）入居の受付及び選考

土木部は、仮設住宅入居の広報、受付及び入居者の選考を実施する。

（５）公営住宅等の供給

土木部は、災害により住居を失った被災者に対して、市営住宅、県営住宅、公団住宅の空き部屋を確保し、被災者に供給する。

（６）民間賃貸住宅の借り上げ

土木部は、公的一時提供住宅及び応急仮設住宅を十分確保できない場合、県及び関係団体と協力し、応急仮設住宅の供与に代えて、借り上げにより民間賃貸住宅を提供する。

（７）災害救助法の適用

応急仮設住宅の供与の災害救助法の適用については災害救助法の定めによる。

第１７節 ボランティアへの対応

項　　目	担　　当
１ 受入体制の確立	福祉部、（福）成田市社会福祉協議会、（福）千葉県社会福祉協議会、県災害ボランティアセンター連絡会
２ ボランティア活動	福祉部、（福）成田市社会福祉協議会
３ ボランティア活動への参加の呼びかけ	福祉部、（福）成田市社会福祉協議会

■対策の基本方針

- 災害ボランティアセンターは、（福）成田市社会福祉協議会の判断により設置する。
- 災害ボランティアセンターは、保健福祉館内に設置する。
- （福）成田市社会福祉協議会は、ボランティアリーダー、ボランティアコーディネーターと連携し迅速・円滑なボランティア活動を実施する。

１ 受入体制の確立

全国から各種団体、個人ボランティアの申し出がある。これらを効果的に活用することにより、きめ細かな被災者への支援を行うことができる。このため、（福）成田市社会福祉協議会は、福祉部と連携をとり、ボランティアの受入れ体制の確立に努める。

また、県災害ボランティアセンターに対し、必要なボランティアの派遣を要請する。

（１）災害ボランティアセンターの設置

（福）成田市社会福祉協議会は、福祉部と協力して、保健福祉館に成田市災害ボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター」という。）を開設し、ボランティアの受付・登録を行う。

なお、複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない等の場合には、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置し、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営を行う。

（２）災害ボランティアセンターの活動

災害ボランティアセンターでは、各種ボランティア団体との協力体制を構築し、ボランティアの募集・受付、登録・管理、ボランティアの派遣、関係機関との連絡調整等を実施する。なお、ボランティア活動の詳細については、（福）成田市社会福祉協議会で策定した対応マニュアル等を参照のこと。

＜資料編【様式】１－９－１　ボランティア受付表＞

（３）災害ボランティアセンターと市との連携

福祉部は、災害ボランティアセンターと緊密に連携し、おおむね以下のような運営支援を行う。

■災害ボランティアセンターの運営支援

○　災害ボランティアセンターの設置状況の確認
○　市内被害状況に関する情報の提供
○　災害対策本部等の市の体制に関する情報提供
○　災害ボランティアセンターとの連絡調整、連絡職員の派遣

○　県が派遣する専門ボランティアの受入調整 ○　災害ボランティア体制に関する報道機関等への情報提供 ○　災害ボランティアセンターの運営に必要な資機材、活動資金等の提供 ○　市ホームページや災害広報紙等を活用したボランティア参加の呼びかけ ○　各種災害対応におけるボランティア需要状況の把握 ○　その他必要な事項

（４）ボランティア活動保険（被災地でのボランティア活動保険）

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、（福）成田市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）は市内で活動する一般ボランティアの把握に努め、ボランティア保険の加入を勧める。

（５）食事や宿泊場所の確保等

食事や宿泊場所については、ボランティア自身で確保することを原則とする。

（６）活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、要請した専門ボランティアを除き、ボランティア自身が負担することを原則とする。

２ ボランティア活動

（福）成田市社会福祉協議会は、被災地においてボランティアを必要とする場所、作業分野等を把握し、ボランティア団体に対して、具体的な活動内容や場所を指示し、必要な資機材、物資等を提供してボランティア活動を支援する。

福祉部は、（福）成田市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティア活動を行っている者の生活環境について配慮する。

（１）ボランティアの活動内容

ボランティア活動にはさまざまな活動分野が求められているため、市からの要請や自ら希望する専門ボランティアと、個人参加の一般ボランティアに大別し、それぞれ従来の固定的な性別役割分担に偏らないよう配慮しつつ、以下の内容を担当する。

■ボランティアの活動内容

区　　分	活　動　内　容
専門ボランティア （市各部が対応）	○　救護所での医療救護活動（医師、歯科医師・技師、薬剤師、保健師、看護師等） ○　被災建築物危険度判定（被災建築物応急危険度判定士） ○　宅地応急危険度判定（宅地応急危険度判定士） ○　土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士） ○　被災者への心理治療（カウンセラー） ○　要配慮者の看護、情報提供（手話通訳、介護士） ○　無線（アマチュア無線技士） ○　災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報 ○　特殊車両操作（大型重機等） ○　外国語の通訳（語学） ○　その他専門的知識、特殊な技術を要する者
一般ボランティア	○　避難所の運営補助

（災害ボランティアセンターが対応）	○　炊き出し、食料等の配布 ○　救援物資の仕分け、輸送 ○　要配慮者の生活支援 ○　被災地の清掃、がれきの片づけなど ○　避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。） ○　その他被災地における危険のない軽作業等

（２）災害ボランティアセンターが協力を求める主な個人、団体

ボランティアとして活動が期待される個人、団体は以下のとおりとし、災害ボランティアセンターと市各部は、それぞれの分野の関係機関や県を通じて、積極的に協力を求める。

■災害ボランティアセンターが協力を求める個人、団体の候補

区　　分	活　動　団　体
個　人	○　被災地周辺の住民や学生 ○　ボランティア活動の一般分野を担う個人 ○　その他必要な一般分野の個人
団　体	○　日本赤十字社千葉県支部 ○　（福）千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会 ○　千葉県災害ボランティアセンター連絡会 ○　その他ボランティア団体・NPO 法人等

■市が協力を求める個人、団体の候補

区　　分	活　動　団　体
個　人	○　被災建築物応急危険度判定士 ○　被災宅地危険度判定士 ○　その他必要な専門分野の個人
団　体	○　公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー ○　一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部 ○　その他必要な専門分野の団体

３ ボランティア活動への参加の呼びかけ

福祉部及び（福）成田市社会福祉協議会は、災害時にはボランティア活動への積極的な参加を呼びかける。

（１）災害時における参加の呼びかけ

インターネットやテレビ・ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え、社会福祉協議会ボランティアセンターや市町村市民活動支援センター、ボランティア団体や NPO 法人並びに近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

（２）災害時におけるボランティアの登録、派遣

県災害ボランティアセンターでは、県内全体のボランティアに関する情報の収集や提供等を行い、成田市災害ボランティアセンター又は広域災害ボランティアセンターでは、一般分野での活動を希望する個人及び団体について受入、登録する。

災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、市内のボランティアの需要状況を基に派遣する。また、広域災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整のうえ、派遣する。

第１８節 要配慮者への対応

項　　目	担　　当
１ 要配慮者の安全確保	福祉部、健康推進部、こども未来部、シティプロモーション部、消防団、（福）成田市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織
２ 要配慮者への支援	福祉部、健康推進部、こども未来部、シティプロモーション部、教育部、市民生活部、市国際交流協会、県国際交流協会
３ 福祉避難所の開設	福祉部、県、社会福祉施設
４ 社会福祉施設入所者への支援	福祉部、社会福祉施設

■対策の基本方針

- 要配慮者は、避難所生活など災害発生時に特別な配慮が必要となる。中でも、災害発生時の迅速な避難が困難である「避難行動要支援者」への避難支援については、十分な配慮を行う。
- 国が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和３年５月改定）」及び、県が策定した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（令和４年３月改訂）」等に基づき、社会福祉施設の管理者や（福）成田市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携して要配慮者の支援に当たる。
- 要配慮者の避難誘導・支援は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の避難支援等関係者と連携し、実施する。
- 要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消等避難所生活に配慮する。また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。
- 必要に応じて、福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する。

１ 要配慮者の安全確保

要配慮者は、災害に対する対応力が低く、災害発生時には周囲の手助けを必要とする。

このため、安全な場所への避難に必要な措置をとり、要配慮者の生命又は身体の安全確保に努める。

（１）災害情報の伝達

福祉部は、円滑かつ迅速に要配慮者を避難させるため、災害に関する情報や高齢者等避難等の情報について、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の協力を得て、迅速に提供するよう努める。

また、防災行政無線、広報車、市ホームページ等の多様な情報ツールを活用し、迅速かつ確実に提供するとともに、聴覚障がいのある方への提供方法として文字情報による提供などに努める。

（２）避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導等

福祉部、健康推進部、こども未来部は、事前に整備している避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援等関係者、その他避難支援が可能な者の協力を得ながら、速やかに避難行動要支援者の被災状況及び避難状況の把握に努め、必要に応じ、避難支援者が中心となり避難誘導や必要な支援を行う。

また、避難行動要支援者の安否を確認できない場合は、必要に応じて避難所の避難者等と協力して救出・救護、避難誘導等を実施する。

なお、避難行動要支援者名簿については、情報の管理等に留意し、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要がある場合は、避難支援等関係者への名簿情報の提供に同意のないものについても必要な限度で提供する。

２ 要配慮者への支援

（１）避難所における要配慮者への配慮

福祉部は、教育部と協力し、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所に収容した要配慮者の援護措置を行う。また、県は避難所の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、市からの派遣要請があった場合等、必要に応じて、協定に基づき、千葉県災害福祉支援チーム（ＤＷＡＴ）や災害支援ナースの派遣の調整を行う。

■避難所における要配慮者への配慮

支援事項	内容
福祉避難室（要配慮者専用スペース）の確保	避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。また、踏み板等、段差の解消及び簡易ベッドの設置に努める。
物資調達における配慮	要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備する。
広報活動への配慮	要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。
巡回サービスの実施	避難所の要配慮者の健康状態等を把握するため、医師や保健師等による巡回ケアサービスを行い、ヘルパー、ボランティア等による相談、介助等の実施に努める。
福祉避難所の活用	社会福祉施設等を福祉避難所として、避難所での生活が困難である要配慮者を収容し、医療や介護など必要なサービスを提供する。

（２）避難所外も含めた要配慮者全般への支援

被災した要配慮者に対する支援内容は、以下のとおりである。

■避難所外も含めた要配慮者全般への支援

支援事項	内容
情報提供	ボランティアなどの支援を受けて、在宅や避難所等にいる要配慮者への手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、FAX や文字放送テレビ等により情報を提供していく。
相談窓口の開設	市役所や避難所などに相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等により総合的な相談に応じる。
巡回サービスの実施	職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師などによるチームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、こころのケア等の巡回サービスを実施する。
物資の提供	在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。
福祉避難所の活用	社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所や自宅での生活が困難である要配慮者を入所させるとともに、医療や介護など必要なサービスを提供する。

（３）応急仮設住宅提供に係る配慮

市は、入居者の選定に当たって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について要配慮者に配慮するよう努める。

（４）外国人への支援

シティプロモーション部は、避難所に避難した外国人、市内に居住する外国人や滞在者に対して、広報等を行い、安全の確保、不安の解消に努める。

ア 外国人への広報

市国際交流協会等の協力を得るなどして、外国語の広報紙を作成し、地震情報、安否情報、被災情報等を提供するとともに、ボランティア等の協力により災害時の広報を行う。

イ 外国人への援助

市国際交流協会や（公財）ちば国際コンベンションビューロー等の協力を得て、日本語の理解できない外国人向けに多言語での災害状況や支援に関する情報の提供を実施する。

３ 福祉避難所の開設

（１）福祉避難所の開設

介護等が必要な要配慮者は、指定避難所に設置する福祉避難室（要配慮者用スペース）に収容する。また、福祉避難室では対応しきれない場合、福祉部は、福祉避難所の開設及び要支援者の受入について協定を結ぶ社会福祉施設と調整するとともに、福祉避難所に対して必要な支援を行う。

開設後は、関係機関及び各避難所に、開設済みの福祉避難所を周知する。

＜資料編２－６　災害応援協定等一覧【福祉施設関連】＞

（２）避難所から福祉避難所への移送

教育部は、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握するとともに、自力での移動が困難な場合は、福祉部と連携を図り、関連団体、県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。

＜資料編２－６　災害応援協定等一覧【福祉施設関連】＞

４ 社会福祉施設入所者への支援

福祉部は、社会福祉施設の管理者の要請に基づき、入所者の生活の維持に必要な支援を行う。

（１）安全確保

社会福祉施設は、直ちに入所者の安否を確認するとともに、負傷者を確認した場合は、救護所等への移送等の措置を行う。

また、火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

（２）社会福祉施設における生活の確保

ライフライン等が断たれ、社会福祉施設において、食料、飲料水、生活必需物資等が供給できなくなった場合、施設管理者は、必要とする品目、数量等を確認のうえ、市に供給を要請する。

第１９節 帰宅困難者等対策

項　　目	担　　当
１ 一斉帰宅抑制の呼びかけ	各施設管理者、東日本旅客鉄道（株）、京成電鉄（株）、芝山鉄道（株）、シティプロモーション部
２ 大規模集客施設、駅等における対応	各施設管理者、東日本旅客鉄道（株）、京成電鉄（株）、芝山鉄道（株）
３ 帰宅困難者等の把握と情報提供	対策本部事務局、シティプロモーション部、各施設管理者、東日本旅客鉄道（株）、京成電鉄（株）、芝山鉄道（株）
４ 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	シティプロモーション部、県、東日本旅客鉄道(株）、京成電鉄（株）、芝山鉄道（株）
５ 徒歩帰宅支援等	シティプロモーション部、県、対策本部事務局、市民生活部、都市部、県

■対策の基本方針

- 東日本大震災では、駅周辺で多くの帰宅困難者が発生し、情報の共有不足から多くの混乱が生じたため、対策の明確化や情報の共有化を図る。
- 県が策定した「帰宅困難者・滞留者対策に関する基本的指針（平成29年３月）」、国が策定した「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（平成27年３月）」等に基づき、帰宅困難者に対する支援を行う。
- 交通機関等の運行情報や帰宅困難者の発生状況を把握し、災害情報、交通機関の情報の提供等、鉄道事業者、駅周辺事業者や施設管理者等の関係機関と情報を共有し、連携して帰宅支援を行う。
- 状況に応じて一時滞在施設を開設し、帰宅困難者の受入れ及び備蓄品の配布等の対応を行う。

１ 一斉帰宅抑制の呼びかけ

鉄道事業者、駅周辺事業者等は、鉄道等の交通機関の不通によって、帰宅することが困難な帰宅困難者や駅前滞留者等に対しては、「むやみに移動を開始しない」という基本方針を基に、むやみに移動せず施設内に留まるよう呼びかけを行う。

なお、路上が混乱している場合等は、シティプロモーション部は、防災行政無線等を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけを行う。

２ 大規模集客施設、駅等における対応

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を可能な限り施設内の安全な場所において保護し、帰宅困難者発生の抑制に努める。

災害が発生又は発生するおそれがあり、かつ利用者に被害が及ぶと判断したときは、管理する施設及び周辺の安全を確認したうえで、利用者を施設内又は屋外の安全な場所（一時滞在スペース）に誘導し、安全を確保する。

大規模集客施設や駅、学校等では、従業員や児童等の一斉帰宅行動を抑制するため、食料や飲料水等の備蓄物資の可能な範囲での提供、安否情報等の提供・収集に努める。

また、事業所及び学校などにおいて、従業員、顧客、児童等が自力で帰宅することが困難となった場合は、各施設の管理者が対応することを原則とする。

３ 帰宅困難者等の把握と情報提供

（１）帰宅困難者等の把握と混乱防止

駅、大規模集客施設等と可能な手段で連絡を取り、被害状況、運行状況、帰宅困難者等の発生状況を把握する。また、一時滞在施設、避難所、大型店等から被害状況を確認し、収集した情報は、FAX、市ホームページ等により関係機関へ提供する。

（２）情報提供

市及び鉄道事業者や駅周辺事業者、施設管理者等は、広域的な被災状況や道路、交通機関の状況、家族等との安否確認方法などの帰宅支援情報について、帰宅困難者等に提供する。

また、各施設において、情報の掲示やアナウンス放送、駅周辺等における大型ビジョンやデジタルサイネージを活用し、一時滞在施設の開設状況など必要な情報を提供する。

４ 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

（１）一時滞在施設の開設

シティプロモーション部は、帰宅困難者の滞留状況により、成田市文化芸術センター及び中台運動公園体育館を一時滞在施設として開設し、鉄道事業者や大規模集客施設、並び県に対し、その旨を連絡する。

一時滞在施設で受け入れた帰宅困難者のうち、一時滞在施設の滞在に特別な配慮が必要となる要配慮者は、帰宅困難要配慮者支援施設における受入れを検討する。

なお、大規模集客施設・駅等で待機している利用客については、原則として、施設管理者がシティプロモーション部や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

＜資料編２－５　災害応援協定等一覧【避難所等関連】＞
＜資料編７－３　一時滞在施設一覧＞

（２）帰宅困難者の受入れ

鉄道事業者、駅周辺事業者や施設管理者等は、各施設において一時滞在施設の開設状況について広報するとともに、周辺事業者等と連携して、一時滞在施設へ案内・誘導する。

一時滞在施設では、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。また、飲料水や食料等の備蓄物資を可能な範囲で配布するとともに、災害関連情報や交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

５ 徒歩帰宅支援等

シティプロモーション部は、事業者の任意の協力のもと開設する災害時帰宅支援ステーションの開設状況を把握する。

また、シティプロモーション部、対策本部事務局、市民生活部、都市部は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等へ、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをメール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）、防災情報 X（旧 Twitter）、ホームページ等により情報提供を行う。

第２０節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

１ 総則

（１）推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号。以下、この節において「法」という。）第５条第２項の規定に基づき、本市における、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する事項等を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

（２）定義

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

ア　後発地震

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺でMw７以上の地震が発生した後に発生する大規模な地震をいう。

イ　北海道・三陸沖後発地震注意情報

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、Mw7.0 以上の地震が発生した場合に気象庁から発表される情報をいう。

２ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

本市は、法第３条第１項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下、この節において「推進地域」という。）として指定されている。（令和４年 10 月３日内閣府告示第 99 号）

３ 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県のほか防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、「共通編 第１章 第３節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

４ 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項は、「共通編 第１章 第２節 ２防災体制の強化」、「共通編 第２章 第６節 都市防災」、「共通編 第２章 第７節 ３飲料水の給水体制の整備から６緊急輸送の環境整備」、「災害応急対策編 第１章 第６節 １緊急輸送道路の確保」に準ずる。

５ 関係者との連携協力の確保に関する事項

関係者との連携協力の確保に関する事項は、「災害応急対策編 第１章 第１３節 災害派遣・応援要請」に準ずる。

６ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

（１）北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等

ア　北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達

市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたとき、防災行政無線やメール配信サービス等を活用し、市民に対して情報を発信するものとする。

イ　北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたときの活動体制等

市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合は、直ちに県に準じた警戒配備体制をとるとともに、災害対策本部等の設置の準備及び必要な措置を講じ、社会的混乱の発生に備える。

（２）後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

市は、防災行政無線やメール配信サービス等を活用し、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとする。

（３）災害応急対策をとるべき期間

市は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から１週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

（４）市のとるべき措置

市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、市における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

（後発地震に対して注意する措置）

・家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震への備えの再確認

・避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え

・施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止、点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

・個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

７ 防災訓練に関する事項

防災訓練に関する事項は、「共通編 第２章 第１節　３防災訓練の充実」に準ずる。

８ 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

地震防災上必要な教育及び広報に関する事項は、「共通編 第２章 第１節　１防災教育、４防災広報の充実」に準ずる。